

3月3日（火）

出席委員

委員長	鈴木 真澄 君
副委員長	鈴木 博 君
同	新妻 さえ子 君
委員	おくの 晋治 君
同	くにば 雄大 君
同	松本 ときひろ 君
同	西村 直子 君
同	小芝 新 君
同	せお 麻里 君
同	松澤 和昌 君
同	のだて 稔史 君
同	横山 由香理 君
同	筒井 ようすけ 君
同	田中 さやか 君
同	吉田 ゆみこ 君
同	湯澤 一貴 君
同	高橋 伸明 君
同	石田 ちひろ 君
同	安藤 たい作 君
同	高橋 しんじ 君

委員	須貝 行宏 君
同	つる 伸一郎 君
同	あくつ 広王 君
同	塚本 よしひろ 君
同	芹澤 裕次郎 君
同	大倉 たかひろ 君
同	木村 けんご 君
同	中塚 亮 君
同	鈴木 ひろ子 君
同	あべ 祐美子 君
同	西本 たか子 君
同	藤原 正則 君
同	こんの 孝子 君
同	たけうち 忍 君
同	若林 ひろき 君
同	本多 健信 君
同	石田 秀男 君
同	大沢 真一 君
同	渡部 茂 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企 画 部 財 政 課 長
品 川 義 輝 君

企画部情報推進課長
山 本 浩 一 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 部 総 務 課 長
立 川 正 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

総 務 部 経 理 課 長
立 木 征 泰 君

総 務 部 税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

地域振興部地域活動課長
川 島 淳 成 君

地域振興部生活安全担当課長
黛 和 範 君

参 事
商業・ものづくり課長事務取扱
山 崎 修 二 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
古 卷 祐 介 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
中 元 康 子 君

子 ども 未 来 部 長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
廣 田 富 美 恵 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
三 ッ 橋 悦 子 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

子ども未来部保育支援課長
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長
伊 崎 み ゆ き 君

福祉部福祉計画課長
大 串 史 和 君

福祉部高齢者福祉課長
寺 嶋 清 君

福祉部高齢者地域支援課長

宮 尾 裕 介 君

福祉部障害者福祉課長

松 山 香 里 君

福祉部生活福祉課長

矢 木 す み を 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）

福 内 恵 子 君

健康推進部健康課長

高 山 崇 君

健康推進部国保医療年金課長

池 田 剛 君

参 事

品川区保健所保健予防課長事務取扱

鷹 箸 右 子 君

品川区保健所品川保健センター所長

仁 平 悟 君

都 市 環 境 部 長

中 村 敏 明 君

都市環境部都市計画課長

鈴 木 和 彦 君

都市環境部住宅課長

森 一 生 君

都市環境部木密整備推進課長

高 梨 智 之 君

都市環境部都市開発課長

稲 田 貴 稔 君

都市環境部建築課長

長 尾 樹 偉 君

都市環境部環境課長

小 林 剛 君

品川区清掃事務所長

工 藤 俊 一 君

防災まちづくり部長

藤 田 修 一 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）

曾 田 健 史 君

防災まちづくり部土木管理課長

今 井 裕 美 君

防災まちづくり部道路課長

（用地担当課長兼務）

多 並 知 広 君

防災まちづくり部公園課長

溝 口 雅 之 君

防災まちづくり部河川下水道課長

松 本 昇 君

防災まちづくり部防災課長

中 島 秀 介 君

会 計 管 理 者

齋 藤 信 彦 君

教 育 長

中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長

本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長

有 馬 勝 君

教育委員会事務局学校施設担当課長

若 生 純 一 君

教育委員会事務局学務課長

篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局指導課長

工 藤 和 志 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

選挙管理委員会事務局長
秋 山 徹 君

監査委員事務局長
小 川 陽 子 君

区議会事務局長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長 おはようございます。ただいまより、予算特別委員会を開きます。

委員会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る2月21日の本会議におきまして、39名の委員により設置され、令和元年度品川区各会計補正予算4件および令和2年度品川区各会計当初予算5件の計9件の審査を付託されました。

このたび、委員長の大役を皆様のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うこととなりました。幸いにして、各会派より有能な副委員長と理事の方々をご選出いただいておりますので、これらの方々と一致協力いたしまして、効率的かつ実りある委員会運営となるよう、全力を尽くしてまいり所存でございます。

委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。委員長の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから着席のまま進行をさせていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長 おはようございます。本日からの予算特別委員会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2月21日の本会議で、令和元年度の補正予算、そして令和2年度の当初予算につきまして、ご提案申し上げ、そしてご説明をさせていただいたところでございます。

令和2年度の予算は、東京2020大会の開催、そして大会後のレガシーへの重点的経費、そして新たに長期基本計画がスタートいたしますので、そのスタートダッシュの積極予算ということで組み立てております。事業の委託化はじめ効果的な事業執行となるよう、事業内容の精査や人員体制の見直しを行い、これまで培ってまいりました基金などの財政力を十分に活用して、前年度プラス0.3%、1,883億2,500万円の一般会計予算を編成いたしました。

現在、区は、引き続き健全財政を維持しておりますけれども、いろいろな状況の変化もございます。地方消費税にかかわる動向、あるいはふるさと納税の影響なども含めました社会経済状況の変化に対応できるような強固な財政基盤を持って区政運営を進めていく必要がございます。今後も議員ならびに区民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、区民の皆様が真に必要なとする施策を迅速かつ的確に実施をし、推進をし、効果的な行財政運営に努めてまいります。

また、ここに来て、新型コロナウイルス感染拡大という大きな問題が発生しております。このことにつきましても、国や東京都などの動向に照らしながら、区民の皆様の生命と安全を守るために、感染拡大の防止策に全力で取り組んでまいります。

どうぞこの令和元年度補正予算ならびに令和2年度当初予算につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 次に、当委員会の運営の説明に入ります前に、理事者より発言を求められております。また、当該報告にあたって、理事者より資料の配付を求められましたので、これを了承し、皆様の席上に配付させていただきました。

それでは、ご発言願います。

○榎本総務部長 それでは、私から、新型コロナウイルス感染症に対する品川区のこれまでとこれからの対応について、ご報告させていただきます。2枚ものの資料をご覧ください。

まず、1番、現状ですけれども、3月1日、19時現在での、都内の発生状況は39名でございます。

その下、2番、対応状況ですけれども、まず(1)品川区新型コロナウイルス感染症対策本部を2月3日に設置し、構成メンバーは記載のとおり30名です。

開催状況は、これまでに4回開催いたしました。

その後、区民向けの相談ですけれども、(2)と(3)で分かれておりますけれども、(3)の一般相談は1月から既に保健予防課が各保健センターで行ってきましてけれども、専用電話ということで、2月17日に拡大をしたものでございます。

帰国者・接触者電話相談センターについては、2月7日に設置したところでございます。

両相談については、対応拡充のため、昨日から回線を増やして充実を図っているものでございます。

(4)区民への情報提供でございます。

まず①ホームページでは、1月24日から情報提供を始めております。そちらに順次、コロナウイルスの感染状況をそれぞれ出してきたところでございます。丸ポチの一番下ですけれども、区内施設の対応状況については、2月28日にホームページで一部出しているところでございます。

その下、②フェイスブック、ツイッター、しなメール、③ケーブルテレビ、④広報しながわでも、随時、情報提供を図っているものでございます。

裏面、2ページにまいりまして、(5)区内医療機関への情報提供、それから(6)関係機関への情報提供、(7)プレス対応を順次しているものでございます。

それから(8)議会対応としましては、2月26日の総務委員会、厚生委員会で区の対応状況を報告したところでございます。

それから、3番、各課における取り組みということで、予防・啓発ポスター、チラシの周知、(2)職員における感染症予防策、(3)部長会での情報共有等、(4)は、本部会議を設置する前に関係部長で連絡会議を行ったところでございます。

それから4番、区主催イベント・区立施設の対応についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり昨日の本部会議で取り決めたところでございます。

まず1番目、3月31日までの区主催イベント等は原則中止または延期とする。2番目、3月の区立施設の開閉、事業実施についてでございますけれども、記載のとおり、①開館・開設、②縮小、③閉館・休止という形で大きく分けてございます。

①開館・開設につきましては、区民集会所、きゅりあん、スクエア荏原、文化センター等は通常どおり使える形で対応してまいります。

1行飛ばしまして、すまいるスクールについては、長期休業中と同様の対応ということで、午前中からやるという対応でございます。

②縮小につきましては、一部機能を縮小しまして、感染防止のための対策を図るものでございます。

③につきましては、感染予防の観点から、高齢者施設、子どもの施設、学校等を閉館または休止するものでございます。

3ページへまいりまして、(3)令和2年4月以降のイベント等でございますけれども、まだ全部は判断しておりませんけれども、①から④のイベント中止の考え方のポイントと、今後の感染状況を踏まえて、各部で判断をしていくものでございます。

ポイントとしましては、参加者がどういう対象者なのか、開催場所が屋内なのか屋外なのか、参加人数がどれぐらいなのか、それから食事を提供することでマスクを外して向かい合う可能性があるものというポイントを中心に、今後、判断していくというものでございます。

ただし、区として全体がばらつかないように、今後、調整を図ってまいります。

それから(4)令和2年4月以降、イベントを実施する場合についても、①から⑤まで次の感染防止策を徹底するというございます。今までもやっておりますけれども、これを徹底していくことで、実施する場合でも最小限の感染しないような形で行いたいというものでございます。

それから、ここに記載はありませんけれども、区立施設の利用にあたりまして、感染防止の観点から、キャンセル料金はとらない旨、周知をしてみたいと思っております。

また、2月20日以降のキャンセル料を一部とったものがあるのですが、それについては還付できるような形での手続を今後進めてまいります。

○鈴木（真）委員長 それでは、次に、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議をいたしました結果、資料「予算特別委員会の運営について」のとおり、お手元に配付させていただきました。

これより、鈴木博副委員長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木（博）副委員長 マスク着用のまま失礼いたします。

予算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。

まず第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため、設置されたものであります。組織および協議事項は、資料のとおりでございます。

次に第2項、審査日程につきましては、審査日数を8日間とし、その日に予定した審査は終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更はいたしません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に第3項、開会、閉会および休憩につきましては資料のとおりでございますが、特に開会時間は、審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。

次に第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定められた質問時間の枠の範囲の中で質問者をお決めいただき、前日までに副委員長または理事を通じて委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、各会派におかれましては、1人当たりの質問時間は答弁時間も含めて10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含めて、1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しください。また資料を提示される場合は、パネル等の取り扱い基準に則り、事前に委員長にお申し出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても、直ちにやりやめていただきます。

関連質疑につきましては、委員長の許可により5分以内で行うことを可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。なお、質疑は別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順序は、大会派順といたします。

また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますようお願いいたします。

最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に第6項、委員会傍聴の取り扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を放送いたします。

次に第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。

最後に、資料には記載ございませんが、新型コロナウイルスへの対応として、理事者におかれましては、第一委員会室および第二委員会室への入室者を限定しているとのことですので、各委員におかれましては、ご質疑に際しては、その日の審査日程、審査予定、款を外れないよう、款別審査の徹底に改めてご留意いただきますようお願いいたします。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長 ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について、全てご了承を得たものとして決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、第1号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算、第2号議案、令和元年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和元年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算および第4号議案、令和元年度品川区介護保険特別会計補正予算を一括して議題に供します。

本日の審査項目は、各会計の歳入歳出補正のほか、一般会計補正予算においては、繰越明許費および債務負担行為の補正でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。よろしくお願いいたします。

○品川財政課長 おはようございます。本日からよろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度各会計補正予算案、第1号議案から第4号議案まで、予算書によりご説明させていただきます。

令和元年度各会計補正予算ですが、国庫支出金等の特定財源に連動して必要となった経費等を基本に編成いたしました。

恐れ入りますますが、7ページをご覧ください。

一般会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億917万8,000円を追加し、総額をそれぞれ1,891億2,790万4,000円とするものであります。

8ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、1款特別区税から19款諸収入まで、右側9ページ、歳出は、2款総務費から7款教育費までであります。

10ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費では、6款土木費、4項都市計画費、密集住宅市街地整備促進事業1件を翌年度に繰り越すものです。

第3表、債務負担行為補正追加では、大崎保育園空調設備更新工事以下19件を追加するものです。

それでは、36ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款特別区税、1 項特別区民税は、2 3 億 1, 6 0 0 万円を追加し、4 6 9 億 5, 0 5 0 万円とするもので、納税義務者の増によるものです。

9 款特別区交付金、1 項特別区財政調整交付金は、1 7 億円を追加し、4 3 8 億円とするものです。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金は、後地小学校校舎等改築工事の工期延伸等により、1, 1 5 2 万 4, 0 0 0 円減額し、1 9 9 億 4, 3 6 7 万 7, 0 0 0 円とするものです。

3 8 ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金は、住宅・建築物耐震化支援事業の実績減等により、4 0 ページをお願いいたします、4 億 3, 9 0 3 万 8, 0 0 0 円減額し、7 8 億 8, 1 8 0 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

1 4 款都支出金、1 項都負担金は、9 4 万 1, 0 0 0 円を減額し、5 4 億 6, 3 7 3 万 7, 0 0 0 円とするもので、主なものは国民健康保険負担金の減であります。

2 項都補助金は、4 6 ページ、1 1 億 2, 0 0 4 万 6, 0 0 0 円を減額し、8 3 億 4 0 2 万 8, 0 0 0 円とするもので、主なものは学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金の補助採択によるものであります。

1 5 款財産収入、2 項財産売却収入は、7, 8 0 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、7, 8 0 9 万 9, 0 0 0 円とするものです。

4 8 ページをお願いいたします。

1 6 款寄附金、1 項寄附金は、4, 0 2 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、5, 6 1 5 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

1 7 款繰入金、1 項基金繰入金は、3 7 億 5, 0 0 0 万円減額し、2 1 2 億 4, 3 8 1 万 2, 0 0 0 円とするもので、主なものは高齢者福祉施設整備に係る用地取得費等の減であります。

1 8 款繰越金、1 項繰越金は、1 9 億 2, 4 4 5 万 8, 0 0 0 円を追加し、5 1 億 8, 7 9 8 万 8, 0 0 0 円とするものです。

5 0 ページをお願いいたします。

1 9 款諸収入、4 項受託事業収入は、2 億 2, 8 0 6 万 2, 0 0 0 円を減額し、2 0 億 9, 4 8 7 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

5 2 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費は、2 9 億 1, 9 7 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、1 4 1 億 7, 9 9 8 万 8, 0 0 0 円とするもので、主なものは基金積立金の追加であります。

2 項地域振興費は、1 億 2, 8 8 1 万 4, 0 0 0 円減額し、6 9 億 7, 9 4 3 万 4, 0 0 0 円とするもので、主なものは総合区民会館大規模改修工事実施設計委託の減であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費は、高齢者福祉施設整備費、小山台二丁目用地取得経費の減等により、5 4 ページをお願いいたします、2 9 億 8, 4 7 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、2 7 3 億 8 4 4 万 8, 0 0 0 円とするものです。

5 6 ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費は、1 3 億 9, 5 6 7 万 7, 0 0 0 円を減額し、4 7 8 億 1, 8 4 9 万 3, 0 0 0 円とするもので、主なものは区内私立保育園開設経費の減であります。

5 8 ページをお願いいたします。

3 項生活保護費は、6 億 3, 7 0 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、1 3 7 億 5, 2 2 0 万 1, 0 0 0 円とする

もので、国・都支出金返還金です。

4款衛生費、1項保健衛生費は、1,400万円を減額し、6億6,301万2,000円とするもので、不妊治療助成の実績減です。

2項環境費は、602万円を減額し、2億9,905万6,000円とするもので、ミスト発生装置設置助成の実績減であります。

5款産業経済費、1項産業経済費は、1,670万円を追加し、32億1,251万3,000円とするもので、職員給与費の増であります。

60ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費は、1億5,474万8,000円を減額し、59億3,921万4,000円とするもので、主なものは橋梁長寿命化修繕経費の減であります。

3項河川費は、62ページをお願いいたします、6億5,919万4,000円を減額し、27億1,618万3,000円とするもので、主なものは水辺のライトアップ整備の減であります。

4項都市計画費は、11億8,640万6,000円を減額し、160億7,846万円とするもので、主なものは不燃化10年プロジェクトおよび都市防災不燃化促進事業の実績減であります。

66ページをお願いいたします。

5項建築費、1目建築費は、5億5,642万9,000円を減額し、17億5,024万9,000円とするもので、住宅・建築物耐震化支援事業の実績減であります。

7項防災費、1目防災費は、2,800万円を追加し、14億1,633万4,000円とするもので、職員給与費の増であります。

7款教育費、1項教育総務費は、50億円を追加し、99億6,599万9,000円とするもので、主なものは義務教育施設整備基金積立金の追加であります。

68ページをお願いいたします。

2項学校教育費は、10億634万円を減額し、186億2,593万5,000円とするもので、主なものは後地小学校校舎等改築工事の工期延伸による減であります。

72ページをお願いいたします。

繰越明許費は、密集住宅市街地整備促進事業において、東中みんなの広場拡張整備工事が年度内の完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものであります。

74ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加は、1段目、大崎保育園空調設備更新工事から、76ページ、6段目、青物横丁公衆便所改築工事までの19件であります。

一般会計補正予算は以上であります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

国民健康保険事業会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,171万4,000円を追加し、総額をそれぞれ368億8,952万9,000円とするものです。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、1款国民健康保険料から7款諸収入まで、右側17ページ、歳出は1款総務費から5款諸支出金までであります。

82ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款国民健康保険料は、3,889 万 2,000 円を減額するものです。

84 ページをお願いいたします。

4 款都支出金は、5 億 217 万 3,000 円を追加、5 款繰入金は、3 億 6,580 万円を減額、6 款繰越金は、86 ページをお願いいたします、3 億 6,154 万 5,000 円を追加するものです。

7 款諸収入は、1,268 万 8,000 円を追加するものです。

歳入は以上であります。

88 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費は、593 万円を減額、2 款保険給付費、1 項療養諸費は、5 億 7,413 万 1,000 円を追加、2 項高額療養費は、418 万 4,000 円を減額するものです。

90 ページをお願いいたします。

6 項結核・精神医療給付金は、325 万 7,000 円を追加、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分は、1 億 1,004 万 3,000 円を減額、3 項介護納付金は、1 億 338 万 5,000 円を減額、4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費は、92 ページをお願いいたします、3,124 万 4,000 円を減額、2 項保健事業費は財源更正であります。

5 款諸支出金は、1 億 4,911 万 2,000 円を追加するものです。

国民健康保険事業会計の補正予算は以上であります。

それでは、21 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,838 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ87 億 4,524 万 6,000 円とするものであります。

22 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、1 款後期高齢者医療保険料から6 款諸収入まで、歳出は、1 款総務費から4 款保険給付費までであります。

100 ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、1 億 6,013 万 1,000 円を追加、3 款広域連合支出金は、982 万 2,000 円を追加、4 款繰入金は、102 ページをお願いいたします、1 億 217 万 4,000 円を減額、5 款繰越金は、5,643 万円を追加、6 款諸収入は、2,582 万 8,000 円を減額するものであります。

歳入は以上であります。

104 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費は269 万 1,000 円を追加、2 項徴収費は財源更正、2 款分担金及び負担金は、1 億 5,563 万 7,000 円を追加、3 款保健事業費は、106 ページをお願いいたします、5,994 万 7,000 円を減額、4 款保険給付費は財源更正であります。

後期高齢者医療特別会計補正予算は以上であります。

続きまして、25 ページをお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1 億 2,726 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ256 億 1,977 万 4,000 円とするものであります。

26 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、3款国庫支出金から8款繰越金まで、右側27ページ、歳出は、1款総務費から5款諸支出金までであります。

114ページをお願いいたします。

3款国庫支出金は、5,048万9,000円を追加、4款支払基金交付金は、3,807万6,000円を減額、5款都支出金は、1,000万円を追加するものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は、116ページをお願いいたします、1億2,007万円を減額、2項基金繰入金は、2,187万3,000円を減額、8款繰越金は、2億4,679万6,000円を追加するものです。

118ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費は、169万9,000円を減額、2款保険給付費から、122ページ、3款地域支援事業費までは、国庫支出金増額に伴う財源更正であります。

4款基金積立金は3,333万4,000円を追加、5款諸支出金は、9,563万1,000円を追加するものであります。

介護保険特別会計補正予算は以上であります。

以上で、第1号議案から第4号議案まで、各会計補正予算の説明を終わります。

○鈴木（真）委員長 以上で、本日の審査項目に関する全ての説明が終わりました。

本日は33名の方の通告をいただいております。それぞれの持ち時間の中で活発なる質疑をお願いいたします。

なお、質疑に際しましては、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しいただくとともに、答弁に要する時間をご考慮の上、ご質問されますよう改めてお願いいたします。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。石田秀男委員。

○石田（秀）委員 マスクをして質問させていただきます。

おはようございます。ぜひこれから活発な質疑をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私は、48ページの繰越金19億2,445万8,000円になるのかと思っておりますが、何を質問したいかというと、新型コロナウイルス感染症に関連した質問をさせていただきたいと思っております。

国は予備費で対応していくということですが、区も今、補正をやっておりますけれども、すぐに対応していくことを考えると、多分、繰越金で対応していくのかと思っておりますが、そこら辺についてお聞きしたいと思っております。

まず初めに、今、区長から、冒頭、感染拡大を全力を挙げて防いでいくのだというお話がありました。区長のお考えも聞きたいと思っておりましたが、冒頭にそういうお話があったので、それで納得させていただきます。

国は今、休校、学校を休みましょう、そういう話も出ていました。私のところにも融資とか補償はどういうふうになってくるのだと、事業者の方々からもさまざまなご意見をいただきました。それから、いろいろな形でイベント等を中止にしていって、また施設も閉鎖していき、これは開館する、こういう中で、その対応について、さまざまなご意見をいただいておりますので、そこら辺を触れていきたいと思っております。

まず初めに、これは新聞に書いてあったことでありますけれども、武漢在住の女性の手記が新聞に掲載されておりました。これはどういうことかという、その方は、武漢に住んでいて新型コロナウイルス感染症が発生した。だけれども、最初、変な話、他人事のような感じであって、非常に楽観視をしていたのだと。感染が広がってきた、それでも楽観視をしていた。だけれども、そのうち周りの方々、知人とかがお亡くなりになる、また街も閉鎖される、こういうことで、これは大変なことなのではないのか、そう思い始めた。だけれども、もうそのときには状況は非常に悪化していたのだという手記が載っていました。その新聞には、その後、社説等で、楽観視をするのではないというような、それは社説でありますけれども、そういうことが書かれていた。

そう考えたときに、今、学校もこの2週間は休校にしようと、総理が発表したということであります。この結果は、いいか悪いかは別として、この2週間で感染拡大を防いでいくのだ、日本国を挙げて、皆さんでこれをやっていこうということ、これをやっていくことが感染拡大を防ぐことだというふうに私は理解をしています。その中で、学校が休校になりました。今日から春休みまで完全休校だと思っておりますけれども、その中で課題が幾つかあると思っております、それをお聞きしたいと思っております。ある程度、話は聞いている部分はありますけれども、改めてお聞きしたい部分があります。

1つは、卒業式で、これはやっていきます、関係者だけでやりますというお話も聞いておりますけれども、どのような形で行っていくのか。

それから、子どもたちが過ごす場所の確保をどうしていくのか。これもすまいるスクールはやります、休みと同じようにやっていきます。今日からですけれども、どれぐらいの人が来てしまうのか。それから、登録をしていない家族の方々をお願いしますと言ったとき、どのように対応していこうとお考えになっているのか。それから、すまいるスクールの職員が足りない。これは児童センターが閉館になっているから、児童センターの職員を配置していくというお話も聞きました。すまいるスクールに来る生徒が多かったら、学校の校舎を使ってでも人を少なくして対応していくということも考えるということでもありますけれども、ここら辺のところも、どのような形でやっていくのか答弁をいただきたい。

それから、授業時間が足りないわけですね。授業時間は、春休みを長くしたので、もうしょうがない。これで授業はもう終わりと考えていいのかどうか。

それから、それに伴って試験もできないとなると、成績をどういうふうにつけていくのですかという問い合わせも結構ある。

あとは、子どもたちに、昨日、この期間、在宅でどういう形で生活をしてくださいと、ご説明したのだと思うけれども、子どもたちがストレスを感じることもあると思う。そのストレスへの対応はどのようにお考えになって、どういうふうに対応しているか、まずそれをお聞かせください。

○有馬庶務課長 それでは、まず私から、卒業式の考え方についてご説明いたします。

どのような形でということでございますけれども、現在は、縮小して実施するということで考えております。具体的に申しますと、来賓はなし、卒業生、保護者、教員、これらの人に人数を絞って実施するというのを考えております。

やる場所については、この一、二週間の様子を見て、体育館でそのまま行えるのか、あるいは教室別で行えるのか、それは今後の動向を見てからということで、今考えているところでございます。

○廣田子ども育成課長 すまいるスクールに関する答弁をさせていただきます。

どのくらいの子どもが来るかというところで、昨日のうちに入退室システムのアプリを使いましてアンケート調査を行ってございます。その結果は、おおむね利用するという回答をいただいた方が3割ぐ

らい、利用しませんという方が3割、必要なときに使う方が3割ということで、登録者の中の通常の人数程度というふうに読んでおります。

登録していないお子さんの取り扱いですが、現在、登録していないご家庭で就労等でお困りになる方については、3年生までの方についてはご利用できるような形で対応するように現場には話してございます。

職員につきましては、児童センターの職員も使っておりますけれども、委託をお願いをしまして、現在のところ、通常の日にちの対応職員、必要人数分は何とか確保したところでございます。

○大関教育総合支援センター長 授業時間が不足するのではないか、そこへの対応をどうするのかなどについて、お答え申し上げます。

国からは、今回の臨時休業に伴い授業時数が不足することが、進級や卒業において本人の不利益にならないようにして構わないというふうに、まずは通知をいただいているところでございます。実際には2月末までの平常時の様子を基に、しっかりと成績表は作成するように学校に指示はしてございます。

また、在宅生活中の不安などをやわらげるために、本校はあえて昨日の午前中に、教員のほうから子どもたちに、この休み期間中の過ごし方などもしっかりと指導させていただいたところでございます。

○石田（秀）委員 次に、融資と補償の話をしていただきたいと思っております。

品川区には、中小企業の方々に対する事業資金融資あっ旋があります。これは今、経営支援で、500万円、運転資金の場合、2,500万円とか3,000万円とか、いろいろ品川区の中であります。

ここで1つ伺いたいのは、東京都も今、打ち出しをしました。経産省もいろいろな形で出してきた。4号認定、5号認定という話があると思うのだけれども、その中で、国の部分を見ると、例えば、最大2億8,000万円まで出ますと。品川区、東京都、国の制度がある中で、相談はどこにするのですか。それぞれいくわけではないと思っております。まずは品川区なのだろうと、そうすると、リーマンショックのときに、全業種を不況業種として認定をした前例はあるけれども、今度もそういうふうになるのではないかと。そういうふうになったときにこれが受けられるわけだけれども、それを区が相談を受ける、そうすると、今、中小企業診断士の方がやっていらっしゃるけれども、その強化も図っていきますとか、やりますというお話だったのだけれども、そこを改めて伺いたいのと、品川区に相談をしたら、ちゃんと国の制度まで結びついていくのかということをお聞きしたい。

それから、融資とは別の補償の問題についてです。雇用調整助成金というのがあるのだけれども、これも国が今打ち出していて、例えば日額8,330円というのは今新聞に出ていて、これは保護者休業ということです。そうではなくて、中小企業とか大企業も含めて助成をしていきますと。ただ、対象となる事業者は、中国関係の売上高が全売上高等の一定割合、10%以上である事業主と書いてある。こんなものわからないではないですか。大企業みたいところは明確にわかるけれども、普通の飲食店とか、いろいろな中小企業には、それがなかなか難しい。だけど、雇用を全部融資でいくのか、それともこういうふうな助成でその分、例えば3分の2とかいただけるのかは大分違うと思うのです。あといわゆる、必ず据え置き、半年とか1年とか据え置きはあるけれども、変な話、東京都は今、3年ぐらゐ据え置こうかという話がある。こういう据え置き期間というものを持っていたかかないと、金利はもうほとんどないというのは大体どこでも今はそういうふうになっているのだけれども、その辺のところを整理して、必ず品川区の窓口に来ていただければ、全てそういうところへ結びつけて、全てやれるようにしていきますと。申請するところも多分、ハローワークだったり、いろいろなところがあると思う

のけれども、それも全部わかるようにしてやっていきますという強いメッセージを欲しいと思う。

○山崎商業・ものづくり課長 コロナ関連の企業支援の部分でございます。昨日の最新情報で、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証の基準の発表がありました。都道府県全エリアを事業活動に著しく障害が生じているエリアということで指定がなされております。これは品川区内も含めてということでございます。この指定を受けて、企業が事業活動に支障があることを区に申請を出していたきまして、区長がそれを認定するということでございます。認定に応じて、特例の措置が受けられるようなことがございます。委員もおっしゃられておりました最大2億8,000万円までの信用保証付融資が利用できるということでございます。

この2億8,000万円でございますけれども、事業規模に応じて区の制度融資あるいは東京都、国の公庫など、最適な制度がありますので、これは委員もおっしゃられたそういう仕組みを区の窓口の経営相談、今、一生懸命やっておりますけれども、問い合わせも多いことから、昨日から延長をさせていただいて、さまざまな問い合わせと最適な手法といいますか、融資でしたらご誘導することもあるし、区のほうで実施させていただくようなこと、これはしっかり区のほうでやらせていただくということで考えております。

それから、雇用調整助成金につきましては、これは企業への影響を最小限に食いとめるために、一定期間休業するので、その間の従業員の休業補償というようにところでございます。現在、都の労働局、ハローワークが窓口になってそういったことを対応するというふうに伺っております、こちらもそういった考えでおります。

据え置き期間につきましては、これは区の制度ですから柔軟に今後対応していくというふうには考えているところでございます。

○石田（秀）委員 施設の話は、また違うところでやらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木（真）委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、補正予算書の39ページ、児童センター運営費、63ページ、都市防災まちづくり事業費、67ページ、建築物耐震化支援費についてお聞きいたします。

まずは児童センター運営費4,795万円のマイナス補正について、ご説明をお願いいたします。

○廣田子ども育成課長 こちらにつきましては、南ゆたか児童センターの改築に関する補助金となりますけれども、当初予算に計上する際の算定金額と、実際に補助を受けた金額に誤差が大変大きかったため減額補正したものでございます。

○松澤委員 減額の修正、理解しました。

児童館というものは、戦後間もない1947年、児童福祉法が制定されまして、同法において児童厚生施設と位置づけられてから70年余が経過しております。子どもを取り巻く環境や抱える課題も大きく変動してまいりました。高度成長を遂げ、豊かさを実感する一方で、子どもが安心して遊べる場所が減っております。貧困や格差問題、地域関係の希薄化による子どもも親も孤立しやすい状況にあり、児童虐待、いじめや子どもをめぐる問題は多様かつ複雑化しております。児童センターの役割としまして、子どもに健全な遊びを提供し、その健康を増進、情操を豊かにすることを目的としております。子どもの人格的発達を促す上でとても大切な遊び、この遊びを持つ教育効果は補うことができないとも言われている中、子どもたちは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を持つという自主性、社会性、創造性を身につけます。児童センターは教育の中で最も大切な自立という要素を含む遊びを学ぶ大切な施設

として認識しております。

その上で、児童センターに対する品川区のご見解、そしてこれまでの開設状況の流れを教えてください。また、縮小や増設のお考えなどがありましたら、教えてください。

○廣田子ども育成課長 児童センターについてでございますけれども、委員ご案内のとおり、現在、子どもの遊んだりする居場所機能とともに、在宅子育て家庭の親子の支援でありますとか、さまざまな課題を抱えた家庭の子どもの見守り支援のための拠点としての重要な役割を担っていると考えてございます。現在、品川区では、年少人口も増えていることから、縮小等の考えはございません。引き続き、機能強化を図っていく予定でございます。

○松澤委員 縮小はないというご答弁は大変に安心いたしました。

実は児童センターは、全国で4,600を超える施設があります。児童福祉施設として、保育所に次いで2番目に多い施設となっております。一方で、設置していない市町村が約4割もあり、品川区は大変に充実しているものと思っております。

私も児童センターで育ちました。そのままボランティアを続けまして、そこで遊んだ子どもたちが大人になり、職員として働いている。そういった現状を見まして、つながりを育むすばらしい施設だと感じております。

その中で25の施設のうち13の施設は直営、そして12は委託と聞いております。子どもたちは児童センターにいつものスタッフがいて、心を重ねて悩みを打ち明け、経験を積んでいくと思います。しかし、委託スタッフですと総替えになる、積み重ねてきた関係性をまたつくっていかねばならず混乱を招くのではないかと感じます。ご所見をよろしくお願いいたします。

○廣田子ども育成課長 児童センター12館につきましては、確かに委託運営となっておりますけれども、直営13館にひもづけされておまして、13地域の拠点として一体となって運営しているところでございます。また、5年ごとに委託業者の選定はするのですけれども、継続性でありますとか、地域の関係性を重視いたしまして、そのような視点で審査を行って、そのまま維持できるように心がけてございます。

○松澤委員 ひもづけがある、館長が2つの施設を見る、委託業者の選定においてなるべく委託スタッフがかわらないような形の対応、まことにありがとうございます。時代の要請に応じまして、機能、役割を変化されながら、それぞれの地域の特性に合わせて発展してきたと感じております。

2000年の設置運営要綱改正に伴い、子育て支援の機能が追加され、子どもの健全育成を推進する中核的機能だけではなく、子育てのニーズを把握し、より包括的に子どもたちを支援することが期待されております。

そこで、児童センターにかかわる業務が増える中、この25施設のうち18施設が保育園と併設されている現状を踏まえ、老朽化による今後の改修工事の考え方がありましたら、教えてください。

○廣田子ども育成課長 今後の工事についての考え方でございますけれども、確かに築40年以上のものが20館ございまして、50年を超えるものもございまして。保育園の改築との調整も必要となりますので、そちらについても慎重に検討いたします。今後につきましては、令和2年度には18歳以上の子ども・若者の居場所との合築なども踏まえて検討するなど考えております。また、在宅子育て支援のニーズなども視野に入れまして、タイミングを逃さずに検討していくように図ってまいります。

○松澤委員 今後、子どもたち、親、そして地域を包括するすばらしい施設であり続けることを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、不燃化10年プロジェクトの除却助成についてお聞きいたします。

全事業を合わせますと3億5,000万円のマイナス補正であります。まずは除却件数を教えてください。

○高梨木密整備推進課長 平成25年の事業導入から現在まで、正しく言いますと、今年の2月末までの除却件数の合計でございますが、区内9地区において623件、除却助成を行ってまいりました。

○松澤委員 9地区で623件、承知いたしました。

関連しまして、不燃領域率70%に向けて取り組んできたプロジェクト、不燃化特区であります戸越地区、また二葉地区は現在、何%進んできたのでしょうか。教えてください。

○高梨木密整備推進課長 不燃化10年プロジェクトの目標であります不燃領域率でございますが、不燃領域率70%を目標に取り組みを進めております。今、お問い合わせの戸越地区、戸越二・四・五・六丁目地区でございますが、令和元年12月現在で57.7%。豊町、二葉、西大井地区でございますが、同じく令和元年12月現在で50.0%という状況でございます。

○松澤委員 戸越地区が57.7%、豊町、二葉地区が50%と、やはりなかなか進んでいないということがわかりました。全国でも広がりが見えない不燃化事業、1軒直しても意味がない、全部壊さないとなどのいろいろな意見も聞こえてきますが、区としては、進みづらいこの事業をどのように捉えていますでしょうか。ご所見をよろしく願いいたします。

○高梨木密整備推進課長 区といたしましては、全ての古い住宅が新しい住宅に建て替わっていただければ、それは安全なまちがすぐにできるというふうには考えているのですが、なかなかそれはお宅をお持ちの個人の皆さんの生活がある中で、すぐに実施することは不可能であると考えております。

まずは、古い住宅1軒1軒の建て替えスピードを早めていただく、助成金をお支払いすることで、5年後、10年後だったものを、では来年やってみようかというふうに考えていただいて、火災に強い建物が1軒でも増えていく、そういったことが連鎖的に連なっていくことが、安全安心のまちづくりにつながっていく、このように考えておりまして、今後も本事業を強力に進めていきたいと考えているところでございます。

○松澤委員 来年度で10年目を迎えますこの事業、今後、延長するお考えはありますか。

○高梨木密整備推進課長 不燃化10年プロジェクトは、来年度、令和2年度末で事業終期を迎えますが、本年の1月に東京都が本事業を5年間延伸する旨記載した基本方針の案を提示いたしました。区といたしましては、今、委員からもご質問がありましており、まだまだ目標には達していない状況がありますので、現在の不燃化特区をはじめとして、木密地域の改善に積極的にかかわっていききたい、取り組んでいききたい、このように考えているところでございます。まだ案という段階ではございますが、5年延伸が決まった暁には、積極的に不燃化特区の引き続きの延伸といったところを求めている、このように考えているところでございます。

○松澤委員 延長を含めまして、引き続き、取り組みの強化を願ひまして、次の質問へいかせていただきます。

次に、建築物耐震化支援費のマイナス5億5,642万9,000円補正について、ご説明をお願いします。

○長尾建築課長 今回、減額補正をさせていただく金額の内訳としましては、ほとんどが特定緊急輸送道路沿道の建物の改修工事にかかわる費用となっております。そちらの金額だけで、こちらの減額補正5億5,000万円余の7割程度を占めております。そのほかは一般緊急輸送道路沿道の工事である

とか、補強設計であるとか、そういったものが残りを占めております。

○松澤委員 道路の改修工事、補強ということは確認できました。しかし、防災支援が進まない理由としまして、防災イメージーションといいますか、防災に対する意識の低下が問題ではないかと思っております。私もそうですが、実際に災害が起こり時間が経過するとともに、具体的に周りで起こり得るイメージというものがしにくくなると思われます。現状に対する理解力、適切なアクションをとるための判断力、対応力というものがあるて初めて効果的な防災対策が実現するのではないのでしょうか。人はイメージできない状況に対する心がけ、準備などがなかなかできません。

そこで、戸別訪問など頑張ってくださいておりますが、現在行っている木密住宅の住民に対する耐震化支援の説明において、そういう防災をイメージさせるイメージーション的な想像させるような話し合い、また住民を集めての説明会などを開催しているのでしょうか。

○長尾建築課長 本年度も住宅耐震化緊急促進アクションプログラムということで、エリアを限定してではございますが、耐震化が進んでいないエリアを対象に戸別訪問を実施しております。その際、アンケート調査も行くとともに、直接お話を伺える際は、今、どのようなお考えをお持ちなのか、どういったところに課題を感じていらっしゃるのかというところを伺いながら戸別訪問を進めているところです。

また、防災のイメージというところですけども、やはり先般あった熊本地震等、大きな災害があった直後は診断に関してのご相談であるとか、建物の建て替えに関してのご相談もやはり多くなる傾向はございますので、そういったタイミングを逃さずに、戸別訪問の機会であるとか、説明会、防災フェアのようなイベントの際にブースを出展して、出向いてご説明して、そのイメージを持っていただくというところを引き続き大事にしていきたいと考えております。

○松澤委員 アンケートで課題を聞いている、またイメージにつながるような啓発活動も行っていることを承知いたしました。

災害においては、自助、共助、公助、これが重要ですが、在宅避難を基本とする今、自助が最優先だと考えております。建て替え、診断補強が最重要となりますので、引き続き、徹底的な周知のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 私は、48ページ、繰越金、57ページ、子どもすこやか医療費助成事業、60ページ、土木費について伺わせていただきます。

今日から予算特別委員会がスタートして、今日は3月3日、桃の節句であります。節句、本当によくないことを起こらないようにしていく、そうした願いを込めて、日本では節を区切ってさまざまな取り組みをしていく、そういう節目でありますけれども、まさに今日の質疑が、今、本当に世界中で起きている新型コロナウイルス感染症の対策にしても、品川区をはじめ世界の人たちが、一人ひとりがこのことについてしっかりと立ち向かっていかなければいけない、そういう1つのヒントになるような委員会の審議になればなと願っております。

先ほど、石田秀男委員から、新型コロナウイルス感染症に関連して各種質疑がありまして、確認させていただいた点も含めまして、改めて伺っていきたいと思います。

繰越金を活用するという石田秀男委員からの指摘もありましたけれども、同様の視点で考えてみました。ただ、この補正予算をこのタイミングで審査するにあたって、当然、今日この委員会を迎えるにあたっての積み上げといいましょうか、補正を組むに際してのいろいろな準備があった中で、昨年来、状

況がどうなるのか、当然見えない中、まさに暗中模索の中での自治体としての対応、対策、そして国の方針がまだ定まらない中で現場においてさまざまな区民の声に、一生懸命区の職員の人たちも対応してくださっていた。そういう事で、やっと方針も決まり、先ほどもあった小学校、中学校、高校の全校休校という国の要請を受けて、品川区として、昨日の午後よりそうした対応も小中でされている、こういう流れがあるのだと思います。

そういう意味では、当然、国等から出てくるものに対して、しっかりと迅速に区としても、冒頭、区長からあった区民の生命と安全を守るというお話もありましたけれども、そういう視点も含めて、迅速な対応をしていく必要がある。日々刻々と状況が変化すると思いますので、非常に職員の方も大変な中、ストレスを抱えている中での対応になるかと思います。職員の皆さんにも、当然、ご家庭があるし、小さなお子さんもいらっしゃるし、疾病とか病気とか、さまざま抱える中で、区民のためという思いでやっていただいておりますので、そうした職員に対するケアも含めた対応もしていただきたい。その上で、こういった国が対応として打ち出してくるものだけの受け身ではなくて、先ほどの繰越金の活用ということもありましたが、区独自でできる対応もいろいろ考えて、手を打っていただきたい、このような思いがまずあります。

そうした中で、先ほど、委員会の冒頭にも総務部長からも対策本部の会議の説明がございましたが、これまでどのような声が区民の方から伺っているのか、主なもので結構ですので、区民の方からいただいているお声をお知らせください。

○立川総務課長 各所管におきましては、やはり学校関係、保育園関係、それぞれ所管のほうにいろいろ問い合わせ等が来ているということは伺っているところでございます。いわゆる全般的な国の対応であるとか、都の対応であるとか、そういったことに関しまして、また、区の対応に関しまして、総務課のほうに問い合わせは具体的にはまだ来ていない状況でございます。

○つる委員 現場ではいろいろな声を受けとめて、先ほども冒頭申し上げましたけれども、現場の職員の方が一生懸命対応いただいている部分もあるかなと思いますし、先ほど、石田秀男委員からもありましたけれども、私たちのところにもさまざまな声が届いて、国に掛け合ったり、また区にお願いをしたり、そういったことがさまざまございます。

区の具体的な対応として、小学校、中学校の児童・生徒への対応というところでは、すまいるスクールの話も先ほどもありました。品川区としては、すまいるスクールを開設して対応いただくというところですが、ただ、アンケート調査については、私もすまっぴの登録をしていたので、お知らせが来ましたが、なぜか私は開けなかった。それはちょっと別の課題ですが、不具合で開けなかったのです。通知が来ているのですけれども開けないという不具合も指摘しておきますが、各割合が3割、3割、3割ということで、先ほどご答弁がありました。そういう意味では、国のほうから学童クラブの職員だけでは対応できない場合は、教員の皆様にも協力を仰げる、可能だという見解が示されています。今日は初日ですが、現状、また今後の見通しとして、こうした教職員の方々の協力をいただく可能性を想定している準備しているのだということと、また当然、大きい課題としては、これ以上の感染を防いでいくということが大きな主題でありますから、そうした意味では、すまいるスクールでは、勉強会とか、さまざまな各種教室とかイベントは中止しているわけでありまして。ただ一方で、子どもたちはたくさん宿題を持って家に帰ってきた。家ではなかなか学習機会をつくるというのは、就労家庭においてはもちろんそうですし、在宅でお父さんかお母さんどちらかがご家庭にいても、なかなか勉強に促していくということは、これは日常でも難しいという中で、民間のそうした各種教材をつくられている会社

なども、1カ月無料とかというタブレットを活用したものとか、さまざまな工夫がなされています。いろいろなところに協力が仰がれているわけでありますけれども、例えばそうした教員の方たちにもサポートいただくときに、そういう学習のおくれだとか、また、さまざまな将来に向けての学習の力をつけていく、そうした側面の支援について、すまいるスクールではどのような展開を考えているか教えてください。

○廣田子ども育成課長 すまいるスクールでは、学習面については、現状はまだどれだけお預かりできるかというのが優先課題となっておりますので、これから教育委員会とも協議しながら進めていこうと思っているところでございます。

○つる委員 ぜひ協議していただいて、先ほども申し上げましたけれども、時々刻々と状況が変わりますから、そうしたアンテナを張っていただきつつの現場の対応ということは非常に大変なことだとよく理解をしている中で、ただ、子どもたちの学習のおくれだとか、そうしたことにならないような工夫を、これは民間の活用も含めて、また情報提供というところもあるかと思っておりますけれども、そうした形で支援をぜひしていただきたいと思います。また、当然、国に財源的なものを求めていくものもあろうかと思っておりますので、そうした工夫、情報提供といったところで区としてできることを積極的にやっていただきたいと思います。

これはまた視点が違いますが、今回、例えばすまいるスクールに預けるとなったときに、すまいるスクールでの仕出し弁当の活用も提案をさせていただいたことがありますがお弁当が必要になっている現実があるわけであります。コロナの対応をいろいろと大人もしなくてはいけない中でお弁当をつくっている。これまた負担だな、不安だなという声もいただいているわけであります。これは個別の話ですので、そういう必要性、こういうときにも活用できるような状況、また基盤があれば、例えば民間の弁当会社が送料だけで十分ですとか、いろいろなコンビニが、手を挙げたところにはおにぎりをお届けしますよ、そういう民間のさまざまな協力があるわけでありますけれども、そういうインフラが整っていれば、お弁当に関しても少しは負担の軽減になったのかなと、ちょっと感想を持ったところであります。

次は、すまいるスクールだけではなくということです。3割、3割、3割ということで、3割のお子さんがどこで活動されているのか、動かれているのか、国の要請は、当然、感染拡大を防止するわけだから、極力、人との接触を避ける、家庭にいてくださいというような方針ですが、さまざまなご家庭がある中で、日中、子どもが外で遊ぶというケースもあると思います。そうしたときに、その子どもたちの日中の地域での活動の安心安全を確保する、そうした取り組みも必要になってくると思うのです。これは本当に地域で担い手の大きい主体である町会の皆さんだとか、いろいろな団体の方にご協力いただくということが想定されるかもしれませんが、そういう日中の子どもたちの地域における安全の確保について、品川区としてはどういう対策、考えがあって、今取り組まれているのか教えてください。

○黨生活安全担当課長 例えば、委員ご指摘をいただきましたように、子どもたちが学校に行かなくなって外で遊ぶ機会が増えるということで、当然、子どもたちの動きの流れが変わってくるというところにおいて、まもるっちセンターもそのあたりを十分に気をつけながら、また生活安全サポート隊も、子どもたちが集まるであろう公園などを重点的にパトロールしながら、子どもたちの安全を守ってまいりたいと考えております。

○有馬庶務課長 学校の安全ですが、小中学生もおりますということで、基本的には、まずすまいるスクールで預かっている中では、学校での活動の場所を広げていくというようなことをまず1つ工夫として考えております。いわゆる体育館だけではなくて、多目的室、あるいは図書館に司書を派遣してい

ただいて、学校図書館も開けていくというようなことで居場所を確保していくことを考えております。

それから、一般的には、公園とかではリスクが低いというようなことは言われております。そういったところも活用するだろうと思いますけれども、例えば中学生とか、ゲームセンターへ行って過ごすとか、そういったことはないようにということで、その辺のところはこれからまた校長とも協議しながら、安全確保に努めていくということで考えているところでございます。

○工藤指導課長 先ほどの学校の中で活動場所を広げた場合といたしますのは、先ほども委員からご指摘いただいておりますが、国のほうからすまいるスクール等の指導に対して教員が携わることは可能である旨が示されてございます。また、都のほうからも、今後、通知が来るところでございまして、活動場所を広げた場合に、必要に応じて教員も応援できるというような体制はこれから整えていきたいと考えてございます。

○つる委員 まさに本当に時々刻々と状況が変化する中で、綱渡りのような対応、対策を、職員の方、教員の方も一生懸命やっただいていただいているというのは、個別にわかりました。当然、区民の方も不安を払拭、また安心を提供するということも大事なのですが、やはり共感といいましょうか、これだけ大きい課題なのだ、こういう決断を国としてもしなければならなかった、そうしたことも国民をはじめ、区であれば品川区民の皆さんも共有していただくという、そうした側面も大事なかなというふうに思います。ただ、何かあってはいけないわけですし、これからパンデミックになるようなことは絶対に防がなければいけないわけでありまして、そういう大変な中でも子どもたちの健全な育成を一生懸命、区としても、また大人としてもやっていかなければいけないというところで、今、各課長に答弁いただきましたけれども、子どもたちの地域、また学校等における安全の確保をぜひお願いしたいと思います。

また一方で、小、中、幼稚園は休校になったわけでありまして、保育園については継続ということで厚労省からもあったわけでありまして。そこで、当然、子どもたちの活動もあるわけですし、保育士等の接触もあるわけでありまして、そうした保育園等に対して、保育士等がマスクをして保育に当たられているということも、私も今朝、子どもを預けるときに見てきましたが、保育園等における感染防止としてのマスク等の支援は、区として何かお考えがあれば教えてください。

○佐藤保育課長 保育園職員に対するマスク等の支援でございまして、2月の下旬に感染の防止ということで、マスクと消毒液を速やかに配付しているところでございます。

○つる委員 すごく安心ができてと思います。本当にさまざまな状況の中で、お散歩とかもやってただいて、本当に涙ぐましいなと思うのです。子どもたちの安全を確保しながら、そういう見えないウイルスからも身を守ろう、子どもたちを守ろうとする保育士の姿は本当に感動をもって見ているわけですが、そういう微に入る細に入る支援も、ぜひ区としても、先ほど申し上げました、受け身ではない区でできる独自の支援策をやっていただきたいと思います。

最後に、これは確認になってしまうかもしれませんが、これは総務委員会でもあえて申し上げましたが、区独自の手続とかで、例えば国のほうでは確定申告の期限延長が示されておりますし、関西のほうでは、乳幼児健診・BCG予防接種の延期とか、そうしたことが示されているわけでありまして。こうしたところについて、品川区としても手続上、どうしても期限を切ってやらなければいけないものもあるかもしれませんが、延長が可能なもの等については、なるべく早めに区民の方に情報提供等をしていただいて、そうした手続についても不安がないような、そういう対策をお願いしたいと思います。いずれにしても、対応いただく職員の方も本当に大変な中でやっていただいていると思いますので、しっかり私たちも支援していきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私からは、５２ページ、５３ページの文化観光費、文化コミュニティ施設経費、総合区民会館運営費の大規模改修工事实施設計委託にかかわって、総合区民会館きゅりあんの大規模改修工事について質問いたしたいと思います。

まず、この大規模改修工事は、どのような内容のものなのか、どうして行われるのか、そしていつごろからどのくらいの期間をかけて行われるのか教えてください。お願いいたします。

○古巻文化観光課長 きゅりあんの大規模改修工事の概要について、まずお答えしたいと思います。

工事内容につきましては、大きくは大ホールの天井の耐震化の工事、これが一番長期間にわたって行われる工事になりますけれども、それに伴いまして、例えばエレベーターの設置、改修の工事でありま
すとか、室内の熱電機器の更新、トイレや照明器具等の改修工事、それから内装の改修、そういった全体的に老朽化が進んでいる部分もありますし、天井の耐震化という意味でいうと、耐震工事ということで、必要な国のガイドラインに沿った耐震化の工事を行っていくというような予定でございます。

スケジュールですけれども、今のところ、令和３年度の後半のほうから、全館休館につきましては約１年弱、それから大ホールにつきましては、天井の耐震化がかなりかかりますので、さらにプラス７カ月程度を予定しているところでございます。

○おくの委員 老朽化に伴う耐震化などの工事ということでした。今の工事の内容の中に、防音というような工事が入っていなかったのですが、私が心配するのは、この２月２日から１２日にかけて実機飛行が行われ、それからもう目の前、今月の２９日から本格運用が予定されている羽田新飛行ルートによる飛行機の騒音に、きゅりあんの設備が耐えられるのか、それが気になっております。きゅりあんの防音性能は、どの程度もたせられてつくられているのでしょうか。老朽化に対応しての大規模改修ということでちょっと気になったのですが、大体何デシベルぐらいの騒音に耐えられるようにつくられているのかお伺いいたします。

○古巻文化観光課長 耐震性能という意味で、数値的なところにつきましては、現在、正確なところは申し上げられませんが、基本的にホールは防音がされて設備として設置されているものでございますので、大ホールであったり、小ホールであったりというところの防音関係についてはしっかりと対策がとられているというふうに認識をしておりますし、また、この間、テスト飛行が行われたことを認識しておりますので、そのときの様子等をきゅりあんのほうにも確認しておりますけれども、特段、ホール等に音が入ってきたとか、そういったことでの影響はなかったというふうに聞いておりますので、防音についてはしっかりと対策がされているというふうに認識をしております。

○おくの委員 この間、実機飛行の間には、そのようなことがなかったということで、その点においては安心できるのですけれども、何分、大規模改修工事自体が老朽化に対応するということですし、きゅりあんができたのは、もう大分前のことなのですね。しかも、従来、大井町での羽田新ルートによる飛行機の騒音は、一応、８０デシベルと言われてきました。プラス実機飛行で確認された騒音の測定値が出てきました。８０デシベルと言われてきたのですけれども、西品川にある国の測定場所である東京都下水道局南部下水道事務所の品川出張所では８０デシベルを超える最大騒音値８１デシベルを記録したそうです。飛行高度は、きゅりあんのある大井町よりも高い４５２ｍであるにもかかわらず、大井町で予想される８０デシベルを超える８１デシベルが出ています。それから、４５２ｍよりもさらに高い高度である台場小では、４７５ｍという飛行高度なのに８１．３デシベルという最大騒音値を記録しています。７回にわたって行われ、いずれも比較的短時間で終わった実機飛行は、わりと天気のよい日

ばかりだったと思います。ところが、天気の悪い日には騒音値はもっと高くなるのだというふうにも言われています。

私たち日本共産党は、今からでもこういう騒音など区民の暮らしに害悪をもたらす羽田新ルートは、中止撤回を求めるべきだという立場です。しかし、こういう立場に立たなくても、とにかくこういう騒音などの実害は防いでいかななくてはならないということだと思います。

きゅりあんのホームページを見ると、大ホールでは、4月以降もさまざまなコンサートなどが予定されています。4月22日には、コーラスのコンサートである「フォレストコンサート in きゅりあん」、5月2日には松竹大歌舞伎、また5月16日には、「デーモン閣下&岡本知高の劇的コンサート『悪魔の森の音楽会』」、6月6日には「南佳孝&杉山清貴JOINT LIVE『Half & Half』」などのコンサート、そういうものがもう既に予定されているのですけれども、これらの催しが周辺の騒音で妨げられることがないのかという心配が出てきます。きゅりあんの屋上にも騒音計をつけてもいいのではないかとすら思えるのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 きゅりあんの屋上への騒音測定器の設置についてでございますが、基本的には、今回、実機飛行確認で、区としましては、立会小学校と台場小学校それぞれに設置をしてございます。基本的に、設置にあたっては、周辺の状況ですとか、ほかに影響される音が少ないところですか、そうしたさまざまな検討をして2カ所設置してございます。きゅりあんの防音工事助成につきましては、先ほど、所管の課長からご説明しましたが、基本的にはホールは、求められる等級によってしっかり防音対策もとられているということでございますので、区としてきゅりあんの屋上に測定局を設置する考えは現在のところございません。

○おくの委員 それと、羽田新ルートが計画されていることは、6年ほど前からわかっていたわけです。きゅりあんにも防音性能が十分に必要だということももちろん想像できることです。きゅりあんが老朽化しているということもわかっていることです。きゅりあんの防音性能について、飛行機の騒音に耐えられるのかどうか、これが正式に実際に検討されてきたのでしょうか。もし検討されてきたのなら、どういう結論だったのかお教え願いたいと思います。いかがでしょうか。

○古巻文化観光課長 まず、老朽化云々のことでございますけれども、基本的に老朽化と申し上げたのは、設備関係が老朽化している、トイレであるとか、階段であるとか、照明器具であるとか、そういったことございまして、建物自体が古くて、騒音であるとか、地震であるとかに耐えられないということではありません。天井につきましても特定天井ですから、非構造部材の耐震化でございまして、これは全く老朽化とは関係のないことでございます。そこだけはっきりさせておきたいと思います。

防音関係については、しっかり検討した上で、今回、結論を出しております。

○鈴木（真）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 まず8ページの歳入で、ここ数年、決まって特別区税と特別区財政調整交付金の増額がありますが、今年は両方合わせて40億円余あります。40億円は金額的にすごく大きくて、予算の2%を超えていると思うのですけれども、やっぱり予算の精度、正確性にかかわる問題なのですが、このいわゆる2%ぐらいはしょうがないだろうと思われているのか、その辺の見解をまずお伺いします。

それと、原資である区内の固定資産税は、3年ごとに評価替えをやっていますけれども、土地の評価額が、私はそろそろ頭打ちになっていくのではないかという思いがあるのです。そういう指摘もほかにもありますが、これについて区としてどういう見解を持っているのか教えてください。

それと、オリンピック後、2021年度は、財政調整交付金が減額になるのではないかという思いも

出ているのですけれども、その辺はどういうふうに考えているか。現時点でいいので、区として教えていただきたいと思っています。

それと、48ページ、繰越金なのですけれども、補正予算でほぼ20億円増ですね。50億円を超えているのですけれども、なぜこれを基金に積まないで繰越金にしているのか、明確な答弁をお願いします。

それと、53ページの基金積立金です。細かい数字、金額まで出ているのですけれども、例えば財政調整基金積立金が10億円弱、公共施設整備基金積立金が20億円ジャスト、67ページの義務教育施設整備基金積立金が50億円ジャストです。20億円、50億円きっちりですが、なぜ財政調整基金積立金だけがこのように細かく半端な数字になって出てきているのか。また、公共施設整備基金積立金が20億円、義務教育施設整備基金が50億円と、これはどういう考えに基づいてこういうきっちりした金額で出ているのか教えてください。

○品川財政課長 まず1点目のところです。今年度、補正予算ということで、特別区民税、特別区交付金を合わせて40億円程度の増というところですが、基本的には、こちらは近年の人口増加等に伴いまして、納税義務者等も増えているというところがございます。こういう関係上、昨年も同様の傾向があったのですが、今年度についてもやはり特別区民税は増額をしているというところで、一定程度、想定している範疇はあるのですけれども、やはり微妙なずれというところもございますので、この部分での補正予算の増額という形になってございます。

それから、財政調整交付金のほうですけれども、こちらでも毎年、法人住民税の動きの読みが非常に難しいところがあります。財政調整交付金については、例年度、フレームで金額を出して、それにあわせて予算のほうもやっているのですけれども、なかなかやっぱり東京都のフレームを予測するのが難しいところもあるのか、そういった点から、今年度も増額という形になっております。

2%程度がどうかというところですが、これは多分、数字の問題というよりは、いろいろ社会情勢等、そういったものの変化の結果というところで出ているものでございますので、あまりこれに対してどうかという点については、基本的には予算どおりに進めていきたいという気持ちはあるのですけれども、いろいろな状況の変化等により出てきてしまっているというところがございます。

それから2点目です。固定資産税の点につきましては、今後の動きというところなのですけれども、これは3点目のオリンピック後はどうかというところにも絡んでくるかと思っておりますけれども、オリンピック後の景気の状況は非常に不透明というところがあるかと思っております。なおかつ、現在のコロナウイルス関係でも、非常に今、市場というか、そういうところでは大分一時的になるのかというような話も出ておりますが、やはりリーマンショック級のダメージを受けているというようなお話も出ていますので、ウイルス関係ですので、引き続きになるのか、こういう一定期間の売り上げのダメージ等が続いていくのかというようなところも見えていかなければいけないというところがございます。ですので、こういった状況がどういうふうになっていくかというところは、なかなか予想するのが難しいとは思いますが、非常に順調にいけるといような状態ではないということだけは、現時点ではわかっているのかと思っております。

それから、繰越金でございます。繰越金でございますが、こちらは毎年繰り越しをして、それを補正予算の原資という形でやっているというものでございます。毎年一定程度需要が補正予算に見込まれますので、その分ということで、例年大体50億円程度という形でございます。

それから、基金でございますが、教育施設整備基金積立金につきましては、例年大体30億円ぐらい

積んでいたのですけれども、昨今、どうしても建設単価が非常に上がっておりまして、以前は学校1校分で大体30億円ちょっとぐらいというところで見えていたのですが、近年、50億円、60億円ぐらいかかってしまうかなというところがあります。大体、学校1校分ぐらいを毎年積んでいるというような形でございます。

公共施設整備基金積立金、それから財政調整基金積立金につきましては、例年、予算の残額等々も合わせて基金を積んでいる、そういうような状況でございます。

○藤原委員 基金の積み立ては大きくなりましたね。課長からの答弁でも、ご自分で大体30億円でしたと今お話になってしまっているわけですから、これは本当に建設単価が上がったと思うのですが、経済というか景気は、落ちると私は思っております。

1つ、どうしてもわからないので、区としてどういうふうに考えているか伺いたいのは、国は景気は緩やかに回復していると言っていますね。だけど、例えばGDPの四半期、数字が落ちましたね。それだではないではないです。今、黒字リストラなのです。黒字の企業がリストラするのです。早期退職という形でやってきています。四半期のマイナス成長は、この新型コロナウイルス感染症の前の数字です。先ほど、リーマンショックの話が出ましたが、2008年にリーマンショックがありました。そのとき、ずどんと落ちました。その後は、どこでかというと、消費増税です。5%から8%になったときも落ちたのです。今回は、8%から10%、そして6月にはポイント還元を続けるというお話も出ていますが、なくなる。その辺を含めて。

あともう1つ、求人有効倍率も落ちてしまっているのです。いや、維持しているは介護士です。また介護士のお給料に関しては民生費で質問させていただきますけれども、こういうふうに数字はうそをつかないです。政府がちゃんと出していれば。数字を見て、これからどうなるかということは、区はちゃんと把握して、こうなりますから基金を積む、それにはいろいろな評価があると思います。基金をため過ぎだという評価もあるし、いろいろあるかもしれない。でも、私は、明確にこれこれこういう危機に対して基金は積まないといけないのだということを、ちゃんと大義名分でやっていっていただきたいと思いますし、私は、この基金、今までやっていただいた施策は間違っていないと思ってこういう質問をさせていただいているのですけれども、区は、オリンピック後を見据えてもっと緊張感、危機感を持ってやっていかなければと思うのですけれども、どういうふうに把握しているのか、また、どういう対策、政策を打っていくのか、その辺について伺います。

○品川財政課長 今後の景気の動向によって、区としてどのような対応をとっていくかというところでございます。いろいろ国とかで出している指標とか、そういうものに対しては、なかなかこれを全体的な形で把握してどうだという判断が非常に難しいところがあります。これは1つとしましては、基本ベースとなるのが、多分、内閣府の月例経済報告、こちらでは景気は緩やかに伸びているという先ほど委員からもお話があったような形で出ております。全体のベースとしては、順調にいているという国の見解なのかということもございます。ただ、GDPの四半期の数字が落ちたりとかという部分がございます。これは、昨年度だと、やっぱり台風被害、こういったところが非常に経済にダメージを与えたということで、一時的にそういうもので数字が落ちてしまうというような傾向もあるのかなというふうに思っております。

ですので、ベースとして、今、景気がどういう状況なのかというのと、今回の新型コロナウイルス感染症もそうですけれども、台風などの災害によって一時的に景気が落ちているような形になっているというふうにも見えますし、そこら辺がどういうふうに把握をすればいいかというところは非常に難しい

ところであります。

区としまして、来年度、これから予算審議をするにあたりまして、例えば査定の段階で、今回は1%のシーリングをかけております。そういった形で、経済的にはどうかなという点は危惧をしましょうという形で、全庁的にも予算編成にあたっては一定の線引きをしてございます。

それから、対応策としましては、商店街の商品券、今回も額を通年よりもアップしまして、消費税のポイント対策、それからオリンピック後は、どうなるか見えませんが、そういう対策を打っている状況でございます。

○藤原委員 課長から商品券と出ましたので言わせていただければ、確かに額は増えてはいますけれども、あのような額では足りないです。はっきり言いますが、だって、消費といいますか、物価は上がっているのです。特に食品は。世帯収入は、グラフを見ると、ずっと減っているのです。世帯収入が減って、そして特に食べるものとかの物価は上がっているのです。消費税がこれだけ上がる。全体の税金ということで見ると、法人税と所得税は下がっているのです。税率も下がっているけれども、でも、その分を消費税でカバーしているのが今の現実なのです。ですから、そういう意味において、もっともっと細かく見ていただいて、区は区民にとって一番身近な自体ですけども、すぐこういう話をする、商品券が出てくるのではないですか。だったら、もっとやりましょうよ。そういう意味の要望を出して、終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、39ページ、国庫補助金、サービス付高齢者住宅整備費補助金、43ページの都補助金、認知症高齢者グループホーム整備費と、地域密着型サービス等施設整備事業費、47ページの都補助金、校舎等整備、53ページ、3款民生費、小山台二丁目用地取得経費、59ページ、3項生活保護費、1目生活保護費の中の償還金利子及び割引料、それから、59ページ、生活保護費。それから61ページの土木費、河川管理費、水辺利活用事業など、伺います。

済みません、順番はこのとおりではないです。順不同で伺います。

最初は、39ページの国庫補助金と、43ページの都補助金です。サ高住の補助金、それから認知症高齢者グループホーム整備費、地域密着型サービス等施設整備事業費は、補助金が減で、歳出のところでも減額されております。お問い合わせをあらかじめしました。理由は大体同じと思って理解していいかと思います。サ高住や認知症グループホーム整備を促すために計上しているのだけれども、お話は出てくるのだけれども、成約に至らないでそのまま減額したということで、次年度も計上するというふうに伺っております。

その次年度予算への計上とこの補正についても了解なのですが、次に向けて、成約を促すための施策などがあるべきと考えるのですが、何かあったら伺いたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 私からは、サービス付高齢者住宅整備費助成の減額補正について、お答えをいたします。

本件は、今委員からお話しありましたように、民間が整備をする際に区が助成をするというもので、予算措置をさせていただいているものですが、令和元年度、今年度に関しては、なかなか相談件数自体が少なくなっていることもありまして、残念ながら今年度に関しては助成に至る案件がなかったというところでございます。

今年度は4,325万円ということで予算措置をさせていただきました。来年度は、引き続き周知を図るとともに、東京都の補助要綱が若干更新されたということに合わせて、令和2年度の当初予算では、

若干増額を予定しているところでございます。

○大串福祉計画課長 私からは、地域密着型の高齢者施設の整備の関係について、ご説明をさせていただきたいと思います。

こちら、令和元年度につきましては、例えば地域密着型のグループホームですと2施設、それと合わせまして、小規模多機能型居宅介護あるいは看護小規模多機能型居宅介護、それぞれ2拠点ずつ整備ということで当初予算は計上させていただいたところでございます。しかしながら、令和元年度は1カ所のみとなりました。その施設につきましては、先般3月に大井七丁目でグループホームとして開設をしているところでございます。

こういった形で民間の施設整備を後押しするためといったところで予算措置をしているものでございます。次年度以降も同じような形で予算計上させていただいているところでございますし、また、こういった案件については、やはり区が深く関与しないとなかなか開設にまでは至らないというのが現実の問題でございます。東京都への補助の協議、こういったものも深く当該自治体が絡んでいかなければ、なかなか大きく出ないということ。また、開設当初から地元町会ですとか、あるいは住民説明会、こういった中にも区の職員が、区有施設、区立施設を整備するのと同じような形で深く関与する、こういったことによって、その法人との関係も醸成され、開設後も良好な連携がとれていくといったところで、施設整備につきましては、こういった民間型についても支援を行っていかうというふうに考えているところでございます。

○吉田委員 ぜひ次年度以降もこういう形で民間型の施設の整備は進めていただきたいと思っております。

それで、福祉計画課長からは、区が深く関与しなければというようなご答弁もありましたが、やっぱりただ予算を計上して周知を図るだけではなかなか難しいかなというふうに思っております。

もう1つ、ちょっと制度は違いますけれども、先日、居住支援協議会の第1回目の会議を傍聴しました。大変活発な議論があって、不動産関係団体の方から、住宅要配慮者へ貸す場合には、家主へのメリットが必要なのではないかということをしきりにご意見が出ていたかと思います。これは制度が違いますのでケースは違いますけれども、やっぱり福祉施設整備を民間で進めるためには、福祉への思いだけではなかなか厳しいなというふうに思います。例えば、区の関与などとしては、地域への理解を求める説明などにはぜひ区が関与していただきたいのですが、少し家主へのメリットというのが、経済的に区が何か考えるときにきているのではないかなと思うのですが、その点について見解を伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 民間型ということで整備を進める際の設置主体へのメリットというところかと思えます。例えば、これは都の補助金を活用させていただいているところでございますけれども、都の補助金のメニューの中には、都の補助が4分の3、残り4分の1が区単費、一般財源からの支出が求められているメニュー項目がございます。そうした中では、事業者のほうに区の関与、こういった区のほうでの東京都への申請が必要な部分もございますので、そうした意味で、事業者のほうにも区からの一定の補助という形で支出はしているところでございます。

○吉田委員 わかりました。お電話で問い合わせたときも、大変苦勞していらっしゃるご様子はとてもよくわかっておりますが、ただ予算を計上しているだけでは前に進まないかなと思っておりますので、こういう制度を応援する意味で、ぜひ何か考えていただけたらと思います。

この質問はこれだけにして次にいきます。

次に、民生費のところ、生活保護費です。生活保護費の国・都支出金返還金がかなり出ておりますが、これは2019年度分として見込んであらかじめ要求していた分が使われなかったのが返還ということで、この中身については理解しております。昨年度の補正のときの返還分に比べて、かなり額が多いのですけれども、そのようなことはないと思いますが、額がこれだけ増えていると、給付を抑制しているのではないかとということが心配になってまいりますが、その点について確認させてください。

それから、昨年の決算特別委員会のときにも、このテーマで質問させていただいております。昨年度の課題として、短期間で生活保護再開に至る方に対して、生活保護法施行事務と生活困窮者自立支援事務の連携が課題と成果報告書に記載されていまして、1年間、課題解決に向けて進められたと思うのですけれども、次年度にどのようにつなげようとしておられるのか、お考えを伺います。

同じく決算特別委員会のときに伺いましたが、やまて企業組合に委託した中間的就労と、就労自立3カ月ぐらいで、また生活保護に戻る人への切れ目のない支援についても、成果と次年度に向けての取り組みなどを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長 まず、申請抑制の件でございますが、こちらは品川区におきましては全く行ってございません。ただ、申請件数自体が現在減ってございまして、平成29年度535件、平成30年度531件、令和元年4月から12月までが308件ということで、こちらはここ何年か受給者数の減少が続いております。あと、医療扶助ですとか、介護扶助を少し多めに頂戴しているところでございますが、その辺の支出が思ったより少ないと、こういった額になるものでございます。

あと、短期間で生活保護に戻る方が課題だというふうに申し上げた件でございますが、こちらについては何回か係長会で周知いたしまして、一部のケースワーカーですが、就労増廃止の方の場合、暮らし・しごと応援センターまで一緒にご案内して、廃止になっても何か困ったことがあったら、こちらほうに相談してくださいというふうにご案内をしております。

ただ、全てのケースワーカーではございませんので、来年度に向けましては、実はちょっと今、トライアルをやってございまして、就労増廃止の方と、一時所得があつて廃止になる方、こういった方についても、暮らし・しごと応援センターをご案内するというような試みをしてございまして、生活保護を外れて心配だということで、高齢者の女性の方が心配されていたのですが、大変喜ばれたということがございます。

4月以降につきましては、死亡廃止以外の廃止に一筆箋のような一文を添えて廃止決定通知書に暮らし・しごと応援センターのチラシを同封することで、より周知を図ってまいりまして、生活保護受給から自立支援制度のほうにつなげてまいりたいと思います。

やまて企業組合と連携した切れ目のない支援ということでございますが、定期的な打ち合わせは行っております。引き続き、就労意欲の喚起に向けた事業連携について図ってまいりたいと思います。

○吉田委員 なかなか厳しいテーマであるということとはよく理解しております。その中で、私たち生活者ネットワークとしては、生活保護もちろん活用すべきなのですけれども、生活保護に至る前の方たち、一歩踏みとどまる方たちに対して、ぜひ丁寧な支援をしていただきたいというふうに思っております。そこがうまく活用されていけば、その結果として生活保護の給付が減っていくというのは大変結構なことだと思うのですが、その辺のバランスがなかなか難しいと思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

それから、お金の問題だけではなくて、社会的困難を抱えている方が多いというような現実もあるのではないかと思います。これについても、たしか昨年の決算特別委員会で伺ったと思うのですが、ほか

の課との連携が協議会の場合だけではなく必要になってくると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長 ほかの課との連携でございますが、まずは子ども家庭支援課および教育委員会と話をいたしまして、新年度予算で学習会費用をどのような形で連携協力、あるいは対象を分けて効果的に行っていくかということに取り組む予定でございます。

○吉田委員 生活困窮の方と、それから、やっぱり一定何か精神的なり身体で障害のある方が重なるところがすごく多いという現実はまだ既に把握しておられると思います。今後のことを考えると、国の制度自体が縦割りなのがとても問題なのですけれども、区では、この縦割りを払拭することは可能ではないかと思います。どちらがリーダーシップとかということは検討していただければと思いますが、ぜひそのように進めていただきたいというふうに思っております。これは意見でとどめておきます。

次に、47ページです、都補助金の校舎整備事業については、防犯カメラというふうには伺ったのですけれども、どのように取り付けられるのか、改めてご説明いただきたいと思います。

○有馬庶務課長 登下校区域防犯設備整備補助金でございまして、防犯カメラでございます。従来、通学路防犯設備整備補助金と言っておりましたけれども、中学校のいわゆる登下校道路についても視野に入れて、今回拡大するという意味で、名称も登下校区域というふうに変わったものでございます。

今回は、そういったことから、小学校では申請をしておりますが、中学校に生徒が通う道路も点検いたしまして、各中学校9校に対して5台ずつ45台を設置したものでございます。

○吉田委員 ごめんなさい、あらかじめお問い合わせすればよかったです。通学路ではなくて登下校区域ということなのでしょうか。ちょっとご説明いただければと思います。

それから、設置場所はどのように判断されたのか、その後の管理とかはどのようにされるのかということと、それから、公園に防犯カメラがついたときに、私が申し上げたのですけれども、防犯効果に着目すると、防犯カメラがここにある、見られているということは、明記されたほうがいいと思うのですけれども、その辺の明記についてはいかがでしょうか。

○有馬庶務課長 従来、小学校の通学路においては、学校の周辺以外に四、五台、既に設置済みでございます。今回は、それを少し拡大したエリア、中学校は通学路という概念がございませんので、登下校道路という言い方になる、そういう意味で今回の「通学路」から「登下校区域」というように名称が変わったということです。基本的には中学生が通う通学路、大きな意味で言えば、そういうふうなことで考えていただければと思います。中学校が、ある程度点検をしまして必要なところ、小学校で付いていないようなところで必要なところを点検してつけたところでございます。

ここに防犯カメラがあるというようなという表記については、どうなっているか、それは今後確認というか、検討したいと思っております。

○吉田委員 不勉強で申しわけありませんでした。

防犯カメラはかなり上のほうに付いていたりするので、防犯ということであると、すぐわかるところに付いていたほうが効果的ではないかと思って意見を申しましたので、今後ご検討いただければと思います。

それから、最後、53ページの小山台二丁目用地取得経費のところですか。簡単な質問です。減額補正は、国の施設の取り壊しの際に、大量のアスベストが出て工事が延期になったことが要因と理解しております。ところが、2月7日時点で、現場には「解体工事中止」の立て札がありました。この工事の進め方については、地域への説明の方法や確認のとり方について、いろいろ異議も出ているのですが、

一方で、新しい施設への期待も大きいところです。どちらの立場から見ても、「解体工事中止」というのは誤解を招くのではないかと懸念するのですが、この立て札は修正されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 今ご指摘いただきました小山台住宅の解体工事に関わる看板といいますか、その表記の部分についてですが、「解体工事中止」、これは国のほうにも我々も誤解を生むということで、再三申し入れはさせていただいているところです。国の見解は、今回の国と工事会社との契約そのものについては中止という判断をしたということで、「解体工事中止」という表記をしたということです。ただ、委員おっしゃったように、これは我々もそう思いますし、誤解を生むということで、昨日も会って話す機会があったのですけれども、その際にもお話をさせていただきました。そのとき、この表記については、誤解を生むので、周知の方法も含めて検討してくださいということで申し入れをさせていただいたところでございます。

○吉田委員 国の理屈はあるのだと思いますけれども、立て札というのは、地域の人たちにわかってもらうために立てているのだと思うのです。そういった立て札に誤解を招くような国のそういう言葉づかいの理屈を優先すべきではないと思います。区として、ぜひその辺については強く申し入れていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時01分休憩

○午後1時00分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

松本委員。

○松本委員 私からは、45ページ、マイスクール運営費について伺います。

適応指導教室、マイスクールは、現在、五反田、浜川、八潮の3カ所にあるものと承知しています。不登校の小中学生は増加の一途をたどっているというところで、文科省のまとめによりますと、2018年度の全国で約16万人ということだそうです。5年間で4割近く増えたとのことで、不登校の原因としては、やはりいじめとか、あるいは家庭問題もあったりというところで、これは喫緊の課題だというふうに認識しております。一方、多様な働き方というふうなところも言われておりますけれども、これは子どもたちの多様な学び方も確保していくのも大事なところだと考えております。

ということで、今日はマイスクールについてお伺いしていきたいのですが、まず、都補助金の適応指導教室機能強化モデル事業ですけれども、これはどういった補助金なのかご説明願います。

○大関教育総合支援センター長 適応指導教室の補助金について、ご質問いただきました。これは国や都が不登校対策として、自治体が適応指導教室を例えば教育総合支援センターのような場所に設けた場合において、その報償費の一部を補助してもらえという制度でございまして、そちらのほうの歳入がございます。

○松本委員 東京都のほうの資料を確認したというか、検索したのですけれども、平成29年から始まったように見受けられるのですけれども、この理解でよろしいでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 もともとのお出どころは国の事業でして、国から都を通じていただく年もあれば、直接国からいただけるなど、そのときの申し込み、応募の状況によって差はございます。

区としては、都や国、両方の情報を収集しながら必要なものを申請して、いただけるときにはいただいている状況でございます。

○松本委員 品川区では、マイスクールという名称を使っていますが、全国的に言ったら、適応指導教室あるいは教育指導センターというふうになるのかと思います。こちらですけれども、設置の法的な根拠というのはどういったところになるのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 区という自治体単独で、あくまでも適応指導教室は学校復帰を目指す支援機関として位置づけてございます。ですので、そこで学んだことを実際に学習内容を出席扱いなどするかどうかにつきましては、所属校の校長が判断できるというものは学校の教育内容を定める法令等に基づいて運用しているところでございます。

○松本委員 確認ですけれども、法的根拠ということになると、国とか都に明確にあるわけではなくて、区が独自に設置をしている。もっと言うと、品川区の場合だったら、適応指導教室設置要綱に基づいて設置されているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 区独自の適応指導教室の設置として位置づけられているものでございます。

○松本委員 先ほども少しご答弁がありましたけれども、この適応指導教室の目的というところで、品川区適応指導教室設置要綱第2条に、「適応指導教室は、品川区立学校に在籍する児童・生徒のうち、主に心理的な要因等により、登校できない状態にある者に対して、自発的な学習や体験的な活動の場を提供し、あわせて教育相談等を行い」、次ですけれども、「学校への復帰ができるように支援することを目的とする」、目的が明確に定められております。

改めて確認ですけれども、現在の要綱上では学校復帰を前提としているということによろしいでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 区で設置いたしました適応指導教室の目的は、学校への復帰でございます。そのほかの、例えば居場所づくりですとか、あるいは民間のフリースクール等とは目的が異なるものでございます。

○松本委員 今の居場所づくりのところは、過去の答弁、議事録を確認いたしますと、出席扱いにはしていないと思います。なので、この出席扱いかどうかというのは結構大事で、マイスクールで指導を受けている児童・生徒は出席扱いになるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 マイスクールにつきましては、日常的な学習の内容等を所属校にも報告をいたしまして、実際に所属校の管理職と指導員と一緒に面談等もする中で、校長が適切に出席判断をすることができる状況を整えておりますので、マイスクールに来ている児童・生徒の出席扱いにつきましては、校長は安心してできるという状況を整えてございます。

○松本委員 一方で、民間のフリースクールのほうですけれども、これは出席扱いになるかどうかというのはいかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 そちらが出席扱いになるかどうかは、個別の実態に応じて必要な指導内容等を校長が面談等も含めて確認できた場合には出席にしてございます。

○松本委員 フリースクールの場合は出席扱いになるかどうかは、必ずしもはっきりとはわからないということかと思います。そうすると、出席扱いか否かかというところは結構重要になってくるかと思うのですが、出席扱いになることによって、どういう影響、メリットがあるのかについて、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長　いわゆる成績表といいますか、通知表が学期ごとに本人に学校より示される際に、出席すべき日数が何日のところ、出席何日、欠席何日というところで、そこが出席扱いとされることによって、表記上、数が増えることを強く望まれる本人あるいは保護者の思いに対しては、プラスというメリットがございます。

○松本委員　今のおっしゃられたところで、恐らく進学のときたかにもかなり大きな影響があるかと思いますが、あと、実習用通学定期をとれるかどうかというところも、結構影響があるかと思うのですが、そこで、学校復帰を前提としているところですけども、文科省は昨年１０月に、「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知を出して、平成４年と平成１５年、平成１７年、平成２８年の過去４つの通知を廃止しているのです。平成２８年ということで結構直近の通知も廃止しているというところですよ。この通知を廃止した趣旨はどのようにご理解されていますでしょうか。

○大関教育総合支援センター長　本区に行っている適応指導教室は復帰を目指していますが、必ずしも学校復帰を望まないご家庭も現実にはございますので、そこに対して卒後の進路に不利益にならないようにという趣旨だというふうに受けとめております。

そのために、例えばフリースクールに通うための定期券の発行などは、申請があった場合には、学校が柔軟に対応できるようにしてございます。例えば、これは鉄道会社の判断になりますが、所属校の校長がフリースクールに行くための定期券の証明書を発行するということは、鉄道会社が認めてくれば通用してございますので、これまでもそういったことで柔軟な対応はしてきてございます。

○松本委員　今のお話だと、適応指導教室については学校復帰を目指すということなのですが、一方で、この去年の通知によりますと、教育支援センター整備指針の設置の目的から、これまで明記してあった「学校復帰を支援」というところが、これはもう完全に削除されているのです。「社会的な自立に資することを基本とする」というふうにも書かれていますけれども、これはやはり必ずしも復帰だけではなくて、復帰せずに進学したいという子どもたちがいるということが念頭に置かれていると思うのです。ですから、品川区の要綱の第２条から「学校への復帰」という文言を削除するか、あるいは、せめて「社会的自立」という言葉を併置することが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長　東京都教育委員会とも目的内容についてはこれまでも相談して設置してきてございますが、また文言等につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思います。

○松本委員　最後に、やっぱりインターネットの台頭を見ても、学校復帰が前提というふうなことが書かれていて、やっぱりそこで悩んでいる子たちも結構いると思いますので、ぜひ善処していただきたいのと、世田谷区のように、「学校復帰」と「社会的な自立」と併置している自治体がありますので、ぜひご参考にしていただければと思います。

○鈴木（真）委員長　次に、小芝委員。

○小芝委員　５３ページの文化コミュニティ施設経費、５９ページの生活保護についてお聞きします。

まず、文化コミュニティ施設経費ですが、平成元年９月に開設されましたきゅりあんが、令和３年度の下半期から約１年程度を予定しまして改修工事に入るとお聞きしています。改修内容もお伺いしていますが、その中で各階のフロアの内装、改修工事の件でお聞きします。

現在、２階にきゅりあんの窓口がございますが、地域の方から、この窓口の入り口付近が暗めで、なかなかわかりづらいというご意見をお聞きすることがよくあります。品川区の中で庁舎に次ぐ、品川区のいわば顔にもなっているきゅりあん、そのきゅりあんの顔にもなっております窓口を、今よりもより目立つ場所に移したり、また、現状のままでしたら、もっと目立たせるように、窓口の前の照明を明る

くするなどして、いわばきゅりあんの顔を改善していくべきとも考えますが、受付も工事の対象になっているのかまずお聞かせください。

○古巻文化観光課長 細かい内装等の改修の内容につきまして、今後、細かく検討していくような形にはなろうかと思います。全館的にきゅりあんの改修、内装を含めて改修を行っていきますので、照明の改修も行って、LED化するとか、そういった形で照明が若干明るくなったりということもあろうかと思います。具体的に窓口の場所を変えるというようなレイアウトの大きな変更は予定してございませんが、明るくというか、訪れやすいように何かできるのかということは検討してまいりたいと思います。

○小芝委員 きゅりあんを頻繁に利用する方でしたら、きゅりあんの内部の移動経路はすぐにでもわかるのですが、一般的にはそれほど利用されていない方のほうが圧倒的に多いかと思います。ですので、きゅりあん改修工事にあたりましては、初めて利用する方の視点が重要と考えます。

例えば、6階の大会議室に行こうと駅に近いほうのエレベーターに乗った場合は、7階まで上がって、そこからまた今度は反対側のほうのエレベーターもしくは階段を使わなければ6階の大会議室にはたどり着けないわけなのですけれども、そういったこと1点をとってみても、もっと便利にしてもらいたいだとか、移動経路の表示をわかりやすくしてもらいたいなどの声を区民の方から聞くわけでございます。

構造上、駅側のエレベーターを利用した移動の短縮は難しいとは思いますが、改築工事にあたり、利便性についてはいかがお考えでしょうか。

○古巻文化観光課長 先ほども申し上げましたが、レイアウト等、構造の大きな変更は予定してございませんので、移動の経路が大きく変わるということはないのかと思います。そういった中で、わかりやすいご案内ですとか、より明確化にといいたしましょうか、訪れた方がわかりやすいような案内に努めていきたいと考えております。

○小芝委員 今後も初めてきゅりあんを利用される方にも、移動にあたって無駄な時間を過ごすことのないように、その表示をわかりやすくしていただければと思います。

利便性については、質問というよりも要望に近いものなのですけれども、JRの大井町駅を利用しています1日の乗車人数は約10万5,000人を超えていると言われていています。東大井の方面から通勤で大井町に向けて歩いてくる方の中で、ペDESTリアンデッキの階段を使う方が多くいらっしゃると思います。その中にはご高齢の方もいらっしゃるわけで、足への負担が大きい方もいるわけでございます。負担を軽くしてもらいたいなど、利便性の向上を求める声がある中でお聞きしたいのですが、この改築工事にあたって、池上通り側のほうのエレベーターを駅のペDESTリアン側のほうに近づけるなど、利便性を追求すべきとも思いますが、いかがお考えでしょうか。

○古巻文化観光課長 エレベーターにつきましては、今ある現在地のままで改修をしていくというような形になりますので、大きなそういった形での設備の移動等は考えてございませんけれども、きゅりあんの設備というよりは、大井町駅のいろいろなそういった形でのバリアフリーとか、利便性の向上とか、そういったことについては、所管するところも含めて検討というか、考えていくような問題かと考えております。

○小芝委員 次に、59ページの生活保護についてお聞きします。

補正予算に計上されています生活保護経費の国・都支出金の返還についてお聞きしますが、当初予算に比べまして、今年度では6億2,948万6,000円を返還しておりますが、平成30年度の補正予算では、1億634万8,000円を返還しております。昨年度の返還額に比べて差が大きいのですが、こちらの理由を教えてください。

○矢木生活福祉課長 こちらの6億円余で、去年と比べてかなり増額しているという件でございますが、こちらは平成30年度の返還金でございます。令和元年5月末に決算をいたしまして、6月に都を通じて国へ報告書を上げるので実数がそこで固まってくる、そこでいろいろやりとりをしまして、令和元年1月になって都を通じて厚労省から額の決定が来る、それによりまして減額分の金額を、もう既に平成30年度予算が締まってしまったので、この段階で歳出のほうに計上させていただく、そういうシステムになってございます。この金額につきましてはもともとが介護扶助、医療扶助を少し膨らませていただいているものでございまして、そういったところで予想外にというか、少なくて済んだということと、あと、少しずつ生活保護受給者が減ってございますので、その辺の複合的要因が理由かと思えます。

○小芝委員 生活保護に関連しまして、生活保護法第78条に見られます不正受給の防止についてお聞きします。

平成25年の生活保護法改正では、生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や制度への国民の信頼を確保するためにも厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ等を実施するように規定されました。各自治体でも全国的に届出義務であったり、課税調査が行われるなど、不正受給防止に向けた取り組みが行われているのは存じております。不正防止に向けた取り組みを独自に行っている自治体もあるわけですが、品川区でもより実効性のある手段で対策を行い、不正受給の防止、ひいては適正な生活保護の受給に向けて取り組んでいただきますことを要望いたしますが、区としての不正受給防止に向けた取り組みをお聞かせ願います。

○矢木生活福祉課長 品川区におきましても、先般の法改正以前から課税調査を厳格に行ってございまして、より早い就労収入等の把握に努めてございます。引き続き、また別途にはなりますが、債務等の内容を調査いたしまして、その内容に応じて生活福祉法第78条に対する方策を考えてまいりたいと思います。

○小芝委員 次に、外国人の生活保護受給の実態についてお聞きしたいと思います。

まず、現在、品川区で生活保護を受給している外国人の方は何人いますでしょうか。多い順番で国籍別にお伺いします。また、外国人の受給者を区内で生活保護の受給をされている方全体の中で何%を占めるものでしょうか。お答え願います。

○矢木生活福祉課長 まず、外国人のみの世帯でございます。現在、最新の情報が令和元年12月分でございます。52世帯129人、その1年前、平成30年12月は79世帯142人、平成29年12月は84世帯153人になります。だんだん少なくなっている状況でございます。

国籍等については、調査しておりません。

○鈴木（真）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、補正予算59ページ、不妊治療助成事業についてお聞きします。

まず、不妊治療助成事業の名目で1,400万円の減額補正がありますが、これはどのような経緯であられた金額でしょうか。お聞かせください。

○高山健康課長 補正予算の1,400万円の内訳でございます。これにつきましては、品川区におきましては一般不妊治療助成と特定不妊治療助成を行っているところですけれども、今回は主に一般不妊治療助成に関する減額ということになります。

理由としましては、東京都と品川区において、この対象となる年齢層を分けているのですが、こちらを東京都が昨年の4月に一気に年齢層を引き上げた関係で、それと重複しないよう区のカバーする年齢

も引き上げた関係で、支出の見込みのない金額、予算が出てまいりましたので、このたび減額補正をさせていただいたところでございます。

○せお委員 理解いたしました。

一方で、経済的負担がかかる特定不妊治療費、そちらの助成に力を入れてほしいと思うのですが、特に体外受精や顕微受精においては、経済的に苦勞し、泣く泣く治療を断念する方も多いですので、まずは東京都とは別に品川区においても治療費の助成があるということを区民の皆様知ってもらうことも大切かと思います。親切的な医療機関ですと、お住まいにあわせて案内していただけたりもしますが、品川区は平成30年4月から始めた事業ですので、ご存じない方もいらっしゃると思います。

そこで、助成金の周知の方法は、現在どのようなものか。そして、これから新しい周知の方法なども取り入れていくのかお聞かせください。

○高山健康課長 特定不妊治療助成の周知の仕方という点でございます。品川区におきまして、平成30年度に事業を開始するにあたっては、実施してくださる医療機関に、この事業開始についてのPRということをお願いしたところでございます。あわせて、現在、東京都のホームページを拝見いたしますと、東京都で実施する治療助成に加えまして、それぞれの地元のお住まいの市町村での助成事業ということでリンクが設けられておりまして、都の助成を受けつつ、地元自治体の状況なども確認できるという中では、双方の助成を受けられるのではないかというふうに考えているところでございます。

新たな周知方法という点につきましては、区においても当然そうした周知をホームページ上などで試みているところです。さまざま機会を捉えて周知などについては強化してまいりたいと考えております。

○せお委員 ぜひとも周知を続けていただいて、将来産まれてくるであろう自分の子どものためにお金が使えように支援していただきたいと思います。

さらに、現在では治療費も高額になっており、1周期あたりの治療費が医療機関によっては50万円を超えることもあります。これは最近の研究発表などにおいて、採卵する卵子の数を1個より複数にすること、体外受精より顕微受精、分割胚までより胚盤胞までの培養、あとは新鮮胚移植より凍結胚移植などと、より費用がかかるやり方のほうが妊娠率が高いといわれていることもあり、高額になってきていると考えられます。

現在、品川区の助成額では、治療ステージのA、B、D、Eが一律5万円の助成額となっています。一方、東京都の助成金はAとBで金額に差をつけています。AとBの違いが、先ほど申し上げました新鮮胚移植か凍結胚移植かであります。品川区においてもAとBで金額の違いがあるとありがたいです。さらに、体外受精か顕微受精かでもそうですし、年齢も20代の方々は特に社会人になってから間もなくして貯金も少ないと考えられますので、若い世代の方々への助成も考えていただきたいと思っています。

これらのことについて、今後検討する予定はないのか、見解をお聞かせください。

○高山健康課長 特定不妊治療助成の補助額の増額というお尋ねかと思います。

現下におきましては、先ほど申しましたように、平成30年度から品川区としましてもこの事業に取り組んだところでございます。まずは都の助成を受けつつ、区の助成を受けることによって経済的な負担を少しでも少なくしたいといった趣旨で現下の金額を設定しているところでございます。まだ事業発足から2年というところもございまして、皆様方からのご意見をいただく中で、そうした生殖補助医療といいましょうか、そういったものの助成額のありようについては、今後は増額も含めて検討していく必要があるというふうに考えております。

○せお委員 品川区は東京都と同じくT E S Eにも助成があつて、男性にも女性にも細やかな支援がなされていると思います。ぜひ先ほど申し上げました件もご検討いただくよう要望いたします。

不妊治療における経済的なダメージは、莫大な治療費がかかるということだけではなく、不妊治療を行うことで仕事量が減る、もしくは仕事を失ってしまうこともあるということです。特に体外受精は女性の生理的周期に合わせて治療を行うので、突然、明日来院してくださいということもよくあることです。不妊治療による退職は本人にはもちろんダメージですが、企業の側においても貴重な人材を失うというダメージがあります。東京都においては、不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業を後押ししますということで、働く人のチャイルドプランサポート事業を実施しています。その中で働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金というものがあり、企業に相談体制や休暇制度を整備してもらうためのものです。こちらには昨年、多数の企業のエントリーがあり、抽選を行って100の対象事業者を決めたそうです。来年度はさらに応募があると予想されており、対象事業者を150に増やすそうです。妊娠、出産、子育てや介護に関しての休暇制度などは整いつつあるのですが、不妊に関してはまだまだ理解が普及しておらず、まず企業が制度を整えるには、不妊を正しく知ってもらうということで、東京都は働く人のチャイルドプランサポート事業の中で、企業向けに研修やシンポジウムを開催しています。このように、理解がある企業が東京において増えると、不妊治療に対しての理解が日本全体に広がり、不妊治療の当事者にとって住みやすくなると思います。ぜひこの東京都の事業を品川区においても普及させていただきたいと考えます。リーフレットなどは東京都において作成していないとのことですので、そちらを作成していただけるように都に働きかけていただいたり、品川区のホームページの中の企業や事業者がご覧になるようなページにおいて、東京都のリンクを張るなど積極的にPRしていただき、さらには不妊治療への理解を高める品川区独自の取り組みを行っていただき、不妊治療の当事者も自分らしく生きられるよう支援していただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

○高山健康課長 3点のお尋ねかと思えます。

まず1点目の働きかけという点で申しますと、こうした都の広域的な事業が、就労と居住の関係で申しますと、1つの区の取り組みでやるよりは、より広域的な取り組みで広がったほうが、企業においても知るところになるというふうに考えておりますので、そうした都の取り組みについて、区のホームページ上にリンクを張ることは十分に可能です。そうした中で東京都の実施する働く人のチャイルドプランサポート事業がより多くの人に知られるように、区としても応援してまいりたいと考えております。

また、区独自の取り組みという点で申しますと、なかなか難しいところではございますが、品川区としてもさまざま相談などを受ける中で、保健センターなどでの対応、あるいはそういった不妊治療をやられている医療機関を掲載するなどといった形での支援ということは十分可能だと考えておりますので、そのような形で区としても晩婚化に伴って、なかなか妊娠する確率が低くなっている中で、こうした不妊治療にかかわる方々の応援を今後も続けてまいりたいと考えております。

○せお委員 ぜひ検討をお願いいたします。

さて、不妊治療でダメージを受けるのは、経済的な面だけではなく、身体的にも精神的にも大きなダメージを受けます。精神的な部分は特に大きくて、不妊治療だけではなく、どの当事者においても、当事者同士で集まって気持ちを吐き出すということが精神的安定に大きく影響します。

例えば、横須賀市では、NPO法人F i n eと協力して、妊活セミナーと称しておしゃべり会を開催したり、専門家による講習会を行ったりしています。おしゃべり会などを自分の住んでいる地域で開催すること、そのことがとても重要だと思っています。こういったことも検討していただくよう要望いた

します。

○鈴木（真）委員長　次に、あくつ委員。

○あくつ委員　私からは、53ページ、総合区民会館運営費で大規模改修工事の件と、8ページ、歳入から寄附金、あわせて37ページの国庫支出金の母子家庭等対策総合支援事業費に関連して、子どもの食の支援事業について伺います。

まず、きゅりあんのほうなのですけれども、午前、午後と何件か質問がありましたが、あまり時間がないので3点にわたりましてお伺いさせていただきたいと思います。

まず1点目が、昨年11月の区民委員会で報告があった内容と、ほぼ変わらないご答弁が先ほどもあったのですが、改修時期の周知についてです。私も品川区文化振興事業団評議員をやっていますので、この件は報告があって、早く周知をしてくださいと、これは文化活動に対して非常に大きな影響を与えるということと、毎年毎年、先ほどもご説明がありましたけれども、たくさんの行事が行われている中で、早く説明をしないとまずいというところで、たしか2月中に周知をしていただけるというような、そのときの文化振興事業団の評議委員会でのお話だったと思うのですが、まだ私の目で確認できていないので、この周知を、いつ、どのような形で行うのかということが1点です。その場合には、先ほど、来年度の下半期というお話がありました。そこから1年間、大ホールに関しては19カ月ということなのですが、きちんとした日程を示さないで、そのまま周知をするのかどうかというところ。

2つ目ですが、成人式です。これも区民委員会で質問が出ていましたが、そのときも所管が違うということでご答弁はありませんでした。成人式については、来年は行いますが、再来年はどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。再来年とその次です。どうお考えになっているのかということ。

そして3つ目は、私も今年の成人にお伺いして、4階でしたか、5階でしたか、休憩室、障害のあるなしに休憩ができるという休憩室、今回も見せていただいて、育成会の会長ともお話をさせていただきました。2016年に障害のある新成人の方、そしてご家族に対して不適切な対応があったということで、それ以来、非常に手厚く総務課のほうで受け入れをやっていただいているということは重々承知をしておるのですが、そこでざわざわと混雑をしているような会場で過ごすことが、なかなか耐えられないという方たちもいらっしゃるというところで、そこは出入りが自由になっており、スクリーンとプロジェクターが用意されていて、映像と音声で8階の大ホールでやっている内容がそのまま体感できる。今やっていただいているのですけれども、これは後づけですから、そのとき職員に確認したら、業者に頼んで今はやっているということでしたが、今回の改修の中にモニターの更新というものが入っています。これはやはり合理的に配慮の観点から、これは成人式だけではなくて、障害のあるなしにかかわらず、大ホールでやっている、例えばイベントホールでやっているようなものを直接モニターで確認ができるような専用配線のようなもの、こうしたものを今回の改修に合わせてつけていただくというのも1つあるのではないかと思います。以上、3点をお伺いいたします。

○古巻文化観光課長　私からは、改修の今後の周知の関係で、まずお答えをさせていただこうと思います。

具体的には、3月11日号の広報で、区民の方々に向けて周知をしていくようなことで、今、準備を進めているところですので、そのときになりましたら具体的な日程、工事なので、終わりの予定はなかなか決めづらいところはあるのですけれども、いつから休館するというようなことでの周知をさせていただく予定にしております。この場だと少しお話しづらいので、改めてまたご案内をさせていただけれ

ばというふうに思います。

それから、休憩室のモニターに関する改修ですけれども、モニターは全体的に控室というか、舞台袖とかも含めて、モニターのシステムが大分古いものになっておりますので、これは以前からご要望をいただいているところがございますので、モニターを新しいシステムに入れ替える、その中でこういった利用ができるような形にしていくのか、これについては来年度の中で実施設計を進めてまいりますので、そういった中で合理的配慮という観点で、どのようなことができるのか、成人式だけではなく、さまざまなイベント等においても、使い方を工夫できるようなことがあるのか、その辺は十分に検討してまいりたいというふうに思います。

○立川総務課長 成人式についてのご質問にお答えいたします。

来年、再来年、2021年、2022年につきましては、1月開催ということでございますので、そのままきゅりあんで実施できる見込みでございます。その次の2023年度につきましては、現在、会場また開催方法等を含め検討を進めているところでございます。

○あくつ委員 わかりました。成人式に関しては、若干どういうふうにするのだろうというお声が出ているということもありますので、なるべく早くお知らせいただきたいと思います。

次に、37ページの子どもの食の支援事業、時間もあまりないので、ちょっと絞って伺いますが、テレビの報道等で学校給食のキャンセルが間に合わなかった食材のロスの部分について、配布をしたり、販売をしたりということが、今、全国で行われています。私も子ども食堂のオーナーの方から、この数日間いろいろお話を伺っている中で、実は千葉のほうなどで出た食材なども、今もう既に品川区の子ども食堂に回ってきているという、すばらしい民間のネットワークの力を感じているところなのですが、品川区では、そういった食材のロスというものが出なかったのかどうか。もし出たのであれば、それを例えば販売なり配布をするということが可能なのかどうか。これは子ども食堂のオーナーから区のほうには問い合わせをしたようなのですが、ハードルがあるというようなご説明があったということなので、すけれども、この点について教えてください。

○篠田学務課長 今回の新型コロナウイルス感染症の対応で学校が休業になるということで、当然、学校給食についても休止するという形で対応してきてございます。これに関しましては、先週末の段階で、早い段階で納入業者に対しては納入をストップしていただくというような対応をとりましたので、基本的に食材のロスは今のところ発生していないというところでございます。

それから、ロスが発生した場合の対応でございますけれども、基本的に学校の食材というのは、保護者の方から集めている給食費という形で、それをもって食材を購入するということで、いわゆる私費会計という扱いにしております。したがって、仮に食材にロスが出たとしても、学校や区の一存でそれを例えば売却するとか、配布するといった対応は現状は難しいものとなっているところでございます。

○あくつ委員 多分そこまでの説明は子ども食堂のオーナーには伝わらなかったのかというところで、私費会計ということで、その食材の所有権、所有権という表現が正しいのかどうか分かりませんが、保護者とか児童の家庭にあるということで、ただ、千葉のほうで配布しているというのは、おそらくそれは1回公費にしているであろうということで、地方自治体の歳入にして、そこから出しているからそういうことができるということらしいのですが、ちょっとまだ確認はしていないのですが、なかなかハードルがあるということは伺いました。

そうした中で、子ども食堂、子どもが集うという場ですから、食品を提供するという場ですから、今

は自粛をしているところもたくさんあります。その中で、今、旧東海道の北品川などでは、子ども食堂、また古着屋、パン屋、古本屋等が手を取り合って、昼間、行き場所のない子どもたちが立ち寄ってもいい、長居は当然できないのですけれども、そういった黄色いてる坊主をつるして、そこには行ってもいいよというような運動をやられているということです。こうした動きに対して、何か品川区としてそういったものを支援をするお考えがあるのかどうか。今回は子ども食堂という視点で質問させていただいていますので、所管課にお答えをいただければと思います。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 子ども食堂の所管ということで、子ども家庭支援課からお答えさせていただきます。

やはり子ども食堂につきましては、子どもたちの居場所となる大切な部分でございます。引き続き、区といたしまして、何ができるのか、さまざまなことを検討しながら、子どもの食の支援を提供してまいりたいと思います。

○あくつ委員 今回は区のほうに確認をしたら、食材のロスの提供はできないということで、それは先ほどの説明のとおり、そもそもないというお話ですから、ただ、そうこう言っている間にあつという間に1カ月間過ぎてしまいますので、大変走りながらで、先ほどから言いますように、ご負担が多い中だとは思いますが、民間のそうした動きをぜひ尊重していただいて、支えていただければと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 57ページ、区内私立保育園開設経費にかかわって、補正にかかわる区の緊急対策と認可保育園待機児解消について伺いたいと思います。

まず、緊急対策ですけれども、平成22年度から3つの緊急課題として、地域経済の活性化、保育園の待機児解消、高齢者の生活支援を位置づけ、その後、防災対策を最重要課題としてきました。今回の施政方針では、この3つの課題と最重要課題とした防災対策の位置づけがよくわかりません。防災対策を最重要課題とすることは、3つの緊急対策は終了したということなのか、ご説明ください。

○柏原企画調整課長 これまで平成22年度以降、社会状況の変化ということで、緊急対策ということで、特に予算の中で打ち出しをしてきたものでございます。今回の令和2年度に向けての予算の部分でございますけれども、新しい長期基本計画を策定してまいりましたけれども、そういった過去のさまざまな事象、そういったところを踏まえて新しい長期基本計画ということでスタートさせるべくつくったというところがございますので、当然のことながら、今ご案内がありました緊急対策、防災対策を含めた形で、新たな形にして政策として打ち出していく、そういったところがございますので、終わったというよりは、新たに組み替えて打ち出していくというような考え方でございます。

○中塚委員 新しい長期基本計画がスタートする、そこに含めたというご説明だと思いますが、やはり経済対策ひとつ見ても、消費税10%を原因にしたGDPの落ち込み、新型コロナウイルス感染症に影響した経済の落ち込みも実感しております。保育園については、今年は過去最高の1,591名の第一次不承諾です。高齢者も特養、老健施設の合計整備率は23区で最低です。防災対策も引き続き重要だと思います。3つの課題を緊急対策とし、そして防災対策も最重要課題としっかり位置づけることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症にかかわる補正予算ですが、感染拡大を防ぐ取り組みや、児童、生徒、保護者の対応、飲食店など個店や中小企業の支援など、この最終補正で新型コロナウイルス感染症への緊急対策の位置づけが必要だと思いますが、あわせて伺います。

○柏原企画調整課長 まず、緊急対策等々についての位置づけの部分でございますけれども、繰り返しの部分がございますが、新しい長期基本計画をこれからスタートさせていく中で、今までの過去のを組み替えたといいますか、踏まえた形でつくったというところでございます。大きな3つの政策の分野ということで分野分けをして、その重要性といいますか、そういうところを鑑みながら、政策として打ち出していくものでございますので、ここで何か新しい特定の分野というよりは、その新しい長期基本計画を進めることが、そういったさまざまなことへの対応であるというところで捉えているものでございます。

○品川財政課長 今後の新型コロナウイルス感染症対策の部分でございますが、基本的には、この補正予算の作成の間には、新型コロナウイルス感染症対策、予算としての対策は時期的に難しかったというところがございます。今後は、こういう予期しない事象に対しての予算は、基本的には予備費を利用して進めていきたいと、このように考えております。

○中塚委員 長期基本計画を進めることがというご説明ですが、保育園の対応について、さらに伺いたいと思います。

1,591名が第一次で不承諾通知を受け取りながら、区は待機児実質ゼロと説明しております。第一次で8園全滅した保護者にとっては、実質ゼロとは何を言っているのかとおっしゃっておられました。区は、認証も含め対応を説明しますが、これだけの保護者の子どもの入園先が決まっていないのに、第一次発表と同時に実質ゼロとは、保護者の納得のいかない気持ちは私にはよくわかります。

まず数字を伺いますが、一次募集において、夫婦合計点数40点以上で、8園全てを希望を出しながら不承諾となった人数は何人か伺います。

○佐藤保育課長 ご質問いただきました入園指数40点以上で、8園を希望したにもかかわらず不承諾だった方の数でございます。0歳児から5歳児まで全部で226件で、不承諾1,591人中、約14%の状況です。

○中塚委員 私の友人も夫婦共働き40点、8園を選びながら全滅したと私のところにも連絡がありました。もちろん非正規雇用の方の対応を含めてとても重要だと思いますが、仮にフルタイムであっても、226件、第一次で不承諾となっています。これでどうして区の保育の責任が果たされているといえるのか、改めて伺いたいと思います。

○大澤保育支援課長 認可保育園だけではなく、総合的な待機児童対策ということで、認証保育所ですとか、来年4月には定期利用保育事業でも150を超える枠を用意してございますので、全体として保育施設の提供はできるという状況でございます。

○中塚委員 認可だけでなくというお話をよくおっしゃいますが、いわゆる40点、フルタイムでも入れないというのは、行政の認可保育園の対応の責任が私は問われると思っております。これでなぜ区の保育責任が果たされているといえるのか、改めて伺います。

○大澤保育支援課長 現在、認証保育所もかなりの受け入れ数がございますので、受け入れ枠として提供しているということで、認可保育園だけでなく、さまざまな施設や事業をご利用いただきたいというふうに考えております。

○中塚委員 フルタイムのみならず、非正規雇用の方もとても必要な認可保育園だと思っておりますが、正規でフルタイムでも認可保育園8園全園が全滅となっている方が226名で、とても実質ゼロとはいえない状況です。全体として選ばなければいいと思いますが、希望が出せる全園について、8園しか選べない仕組みの中での全滅です。どこが入りやすいのかは事前にわかりませんから選びようがない。そ

もそも毎日通う施設だから、どこでもよいとはなりません。こうした保護者の気持ちを踏まえるならば、一次発表での待機児実質ゼロという発表はあまりに乱暴だと思いますが、いかがでしょうか。

○大澤保育支援課長 実質的にというのは、数としては提供できても、それぞれさまざまなご事情がございますので、最終的にやはりどうしてもマッチングがうまくいかないという状況はあらわれると思いますので、数としてはありますけれども、入れない方もいるということで、実質的にという言葉を使っています。

○中塚委員 やはり現に子どもの入園先が決まっていな中で、待機児実質ゼロというのは、あまりにも乱暴だと思います。冒頭述べました経済や保育、高齢者の3つの緊急対策、防災対策や新型コロナウイルス感染症など、しっかり位置づけた補正予算に求めたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、くにば委員。

○くにば委員 私からは、41ページの防犯設備整備補助金についてと、48ページの指定寄附金について、それに関連してふるさと納税について、あと45ページのまちづくり緊急推進事業補助金の公衆便所整備費について伺います。

まずは、防犯設備整備補助金についてです。こちらの報告について事前に問い合わせをしたところ、内容は自動通話録音機の設置補助についてというふうに伺いました。こちらは今回、464万円余の減額となっておりますけれども、まずはこちらの経緯をお答えください。

○黨生活安全担当課長 令和元年度の自動通話録音機の購入につきましては、当初、都は補助を行わないという方針でございましたため、区独自で全額を負担して購入する予算をつくらせていただきました。しかし、その後、都が方針を変更いたしまして補助を行うこととしたため、これを活用して購入をいたしました1,500台929万円分に対しまして、2分の1の補助が出たという会計処理がこちらに記載されたものでございます。

○くにば委員 こちらの自動通話録音機は、品川区において平成28年から導入となったと思うのですが、こちらは導入後の各年度の設置台数の推移と、あわせて各年度の特種詐欺被害の件数、結果としてこちらの導入によってどの程度効果が出ているのか、そちらについてお知らせください。

○黨生活安全担当課長 平成28年度につきましては、被害件数が59件、設置台数が400台、平成29年は、被害件数が137件、設置台数が500台、平成30年度につきましては、被害件数が193件、設置台数は1,000台、令和元年度は、被害件数が90件、設置台数が1,500台の推移でございます。

○くにば委員 今ご説明いただきましたとおり、基本的には、こちらを設置をすると、前年度に関しましては193件から90件、被害が半減しているという状況です。こちらは本当に効果が非常に高いということで、ぜひとも今後も設置を進めていただきたいと思います。と思っています。

先ほどご説明があった東京都の補助金についてですけれども、現在、東京都の補助金の助成対象が平成30年度が2万台、平成31年度が4万台という形で拡大されておりましたが、今年度の東京都の助成対象の台数であるとか、あとは品川区の今年度の導入方針、また課題や検討事項等をお教えてください。

○黨生活安全担当課長 都の補助金につきましては、現在、策定をいただいているものと認識しておりますが、ほぼ今年度と同様というふうにお伺いしているところでございます。

また、品川区におきましては、来年度、今年度と同程度の1,500台を購入する予定でございます。これにつきましては、1つは被害が半減いたしまして、危機的な状況は脱したということ、しかしながら、もう一方で、犯人が手口を大胆に変えてきて、これに対応する必要がある。さらには、最新技術を

導入したもっといい機械などが出てくる可能性もあるということで、とりあえず同程度にさせていただいて、動向を見極めたいと考えているところでございます。

○くにば委員 特殊詐欺の被害が一段落したということで、それは大変喜ばしいことなのですが、一方、ほかの詐欺事案の増加、結局、1つの詐欺の被害がおさまると、また別の手口でどんどん被害が増えていくと思うのですが、今現在、特殊詐欺被害が落ち着いた一方で、増えてしまった詐欺被害の事案等がありましたら、それを教えていただきたいのと、あとは、そちらにまつわって区内での現在の詐欺被害の事案について、事例がありましたらお答えください。

○黨生活安全担当課長 ただいま委員がご紹介いただきましたように、この詐欺被害、危機的状況は脱しましたけれども、引き続きの警戒は必要であると考えております。犯人グループは非常に巧妙でございますので、例えば、特殊詐欺の中だけでも、これまではいわゆるオレオレ詐欺といわれる手口が多かったのが、これをまた避けるように、還付金詐欺という手口のほうが増えているというような状況にあります。また、それ以外に、特殊詐欺以外の他の犯罪に彼らに移っていくということも十分に考えられることでございますので、このあたりを視野に入れまして、どのような状況においても対応できるように、情報の分析、区内の警察署、警視庁本部とも連携を密にして、区民の安全を守っていきたいと考えております。

○くにば委員 そういった形で区民の財産を詐取する悪徳な業者であるとか、そういった犯罪者から、今後も引き続き区民の財産を守るために、さまざまな啓発等をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

45ページのまちづくり緊急推進事業補助金に関して、公衆便所整備費に関連して、区内の公衆便所でのトイレトペーパーの整備状況についてお伺いします。

こちらは現在、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全国的にマスクの入手が非常に困難になっているのに関連して、数日前からSNSでのデマ情報の発信がきっかけとなって、全国的にティッシュペーパーやトイレトペーパーの買い占めが起こり、現在、こちらのほうが入手困難になっております。これにまつわりまして、現在、店頭でのトイレトペーパーの購入が困難なせいで、さまざまな商業施設であるとか、あとは公共施設、公衆トイレでのトイレトペーパーの盗難が相次いでいるというのが、どんどんニュースで報道されています。結局あれはマスクと違って本当になれば生活ができないというか、そういった非常に緊急性が高いものなので、もちろんインターネットのサイトでも高値で転売がされているのですが、その高値の転売だけではなく、備品の盗難であるとか、そういった事象も今、発生しております。

そこでお伺いしたいのですが、現在、品川区内の公衆トイレについて、こういったトイレトペーパーの盗難被害の報告はありますでしょうか。

また、トイレトペーパーの盗難被害等が起こらないように、基本的に見回りの体制であるとか、盗難対策はどのようにしていますでしょうか。

○溝口公園課長 まず、区内に公衆便所が36カ所、そのほかに公園等のトイレがありまして、全て合わせまして、区内には164カ所、屋外のトイレがあるということでございます。全てのトイレにつきまして、トイレトペーパーを設置しているものでございます。

盗難の件でございます。この間、やはりそういったトイレトペーパーが入手できないという事象が発生していることを鑑みて、実際のところ、状況を確認しているところでございますが、ふだんの利用と変わらないような形の報告を受けていますので、特にこれに伴ってトイレトペーパーの盗難という

事件は起きていないというふう認識しているところでございます。

また、それ以外にも盗難防止についての取り組みでございますが、まずは清掃回数を増やすことによって、点検もあわせてやらせていただいています。そういったところでの異常の発見、また、トイレトーパーにつきましては、ホルダーを鍵つきにしております、盗難しにくい防止対策も実際に行っているところでございます。

○くにば委員 実際、例えば商業施設、コンビニ、飲食店であったりとかは、トイレトーパーが盗難されたので、トイレの使用自体を中止したりしているところが多々あるのです。品川区のように全てのトイレトーパーのホルダーを鍵つきで盗難されないようにという対策が進んでいる自治体は、まだまだ多くないと思いますので、これから政府であるとか、メーカーのほうから、トイレトーパーの供給は十分にあるというふうアナウンスはされていますけれども、今後も盗難被害が発生する可能性がありますので、ぜひともその辺、見回りであるとか、注視をしていただければと思います。こちらの質問に関しては以上になります。

最後に、指定寄附金と、ふるさと納税についてお伺いいたします。

指定寄附金について、それぞれ内訳を、例えばどこの業者の方が寄附なさったのか、どちらの対象に寄附を重点して振り分けたのか、そちらについてお伺いしたいです。

○品川財政課長 指定寄附金でございます。簡単なところをご説明いたしますと、1番の社会福祉指定寄附金につきましては、これは区民の方から寄附がありまして、福祉で使ってほしいということで、福祉の基金に積んでおります。

それから、その他、3番の職員福祉厚生指定寄附金につきましては、共済企画センターの事業利益等、寄附を積み上げております。

○鈴木（真）委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からも45ページのまちづくり緊急推進事業補助金の中から、公衆便所整備費についての質問ですが、今、くにば委員からは、トイレトーパーについての質問がありました。私からは、違う観点から質問していきたいと思います。

今年はいよいよオリンピック・パラリンピックの年です。しかし、新型コロナウイルス感染症の関係で問題がいろいろ出ておりますけれども、この場では、開催されることを前提に、多くの海外からの来日者が利用することを想定して質問をいたします。

人にとって、生きていく上で必要とされるもののうちの1つに、トイレは絶対に欠かすことのできない大変大事な空間であります。区内には大小公園合わせて268カ所の公園があります。うちトイレがある公園は約半数の128カ所、公衆トイレが約36カ所、合計164カ所ということになります。トイレはいつでも清潔に保ち、快適に使用したい場所、家庭にしても、商店にしてもそうですけれども、特に商店では、お客さんに与える印象を第一に考えなければならないところであるから、手入れに重点を置き、清潔感を保っているところでもあります。それに比べて公衆便所は行政が管理しているため、商店のように目が行き届くところではなく、汚れた状態のところが多くあるように、私もそのように思っておりますが、お聞きいたします。

まちづくり緊急推進事業補助金とは、どのような補助事業なのでしょう。教えてください。

○溝口公園課長 まず、今回、補正予算にも計上させていただいています都の補助事業でございます。東京都のほうでトイレの洋式化等を含めて、ユニバーサルデザインのまちづくりを行う区市町村に対する、その事業の経費の一部を補助するものでございます。トイレの洋式化につきましては、便器の

取り替えのみが補助対象になっておりまして、実際の事業費の3分の2が補助金として入るものでございます。

○木村委員　今回の歳入額ですけれども、233万円余を減額補正するという理由は何でしょうか。

○溝口公園課長　今回、歳入予算でありますまちづくり緊急推進事業補助金に対する減額補正につきましては、あわせて歳出の部分にも補正をかけさせていただいておりますが、当初計画していたものの洋式工事が今年度内に完了しないこと、そういったことに伴う実績見合いに合わせまして補助金額を減額補正するものでございます。

○木村委員　現在、公衆トイレ、公園のトイレは、大体1週間、また1日何度清掃を行っているのでしょうか。お聞かせください。

○溝口公園課長　全ての公衆便所、公園トイレ等を含めまして、最低1日1回の清掃は行っているものでございます。また、大井町駅周辺などターミナル駅、また利用頻度が高いトイレにつきましては3回の清掃を行っているところでございます。全てのトイレの利用状況等を考慮いたしまして、1日に1回から3回の清掃および点検を行っているものでございます。

○木村委員　区民の中には、本当に平気で汚す人間がいます。何とかそういう人たちを見つけたときには、何か罰を与えることはできないものでしょうか。

○溝口公園課長　この間、やはりトイレの洋式化ですとか、さまざまトイレを清潔に、または安心にご利用いただけるような取り組みを行ってきているところでございます。そういった中で清掃回数も増やしてきたところではございます。とはいえ、やはりまだまだしっかり便器の中におさまらなかったりとか、汚くなったりとか、そういったところはあると思います。そういったところは課題だと思っております。まずはしっかり清掃をやっていく、それは引き続きやっていきたいと思っております。また利用者の方にさまざまな機会を通じてマナー向上も図っていかねばいけないと考えているところです。なかなか罰則というものまでは難しいところはございますが、まずは利用者のマナー向上、そういったものを機会を捉えて啓発・理解促進、そういったものを図っていきたいと考えているところでございます。

○木村委員　次は、65ページの公園管理費の下のほうにありますけれども、続けてまた公衆便所費の1億2,320万円余からの質問をいたします。

4カ所の公衆トイレ整備費が計上されておりますけれども、1カ所の改修工事、3カ所の改築工事が計上されています。改修と改築ではその事業においてどのような違いがあるのか、簡単にお聞かせください。

○溝口公園課長　まず、基本的には、改修、改築あわせて便器の洋式化を図っているものでございます。

改築は、施設建築物が古かったりとか、今後、利用に耐えない場合には、建物から改修をしなければいけない、新しくしなければいけない、そういったところで改築工事という形での明記をさせていただいております。

改修は、まだまだ施設建築物はそのまま使えるようなものについては、便器のみを取り替えたりとか、中の水回り、扉ですとか、そういったものを改修することによって洋式化が図れる、そういったものについては改修工事という形での表記をさせていただいております。

○木村委員　公衆便所整備費の説明には、4カ所の公衆便所が記載されておりますけれども、それぞれの減額補正を行う理由は一体どういうことでしょうか。

○溝口公園課長 今回、歳出の減額補正として4カ所記載させていただいております。

まず、大井町駅前公衆便所改築工事につきましては、線路に近接することから、J Rとの工事着手に向けての協議をしていたところですが、J Rとの協議に時間を要したことから、年度内の工事完了が難しく、その工事の進捗状況に合わせて減額補正をするものでございます。

続きまして、西大井公衆便所改修工事につきましては、今年度内の工事を目指しておりましたが、やはり契約不調が重なりまして、年度内での工事完了が見込めなくなったことに伴いまして減額するものでございます。

続きまして、新馬場南と青物横丁公衆便所改修工事、これにつきましては鉄道の高架下に設置されている公衆便所でございます。工事発注にあたりまして、事前に土地所有者である鉄道事業者との協議に少し時間を要したことから、これも同じように年度内の完了が見込めないということになりましたので、今回、減額補正をさせていただいているものでございます。

○木村委員 区内の公衆便所数は、今、36カ所、現在の家庭では洋式トイレを使用しているところがほとんどだと思いますけれども、公衆便所を洋式化されていますけれども、洋式化されている便器の数がどのくらいあるのか。そして、今後全ての公衆便所の洋式化になる見込みはどのくらいあるのか、それもお聞かせください。

○溝口公園課長 区内に公衆便所は36カ所ありまして、全てで99基の便器が設置されているところでございます。工事中も含めまして、今年度末、令和2年3月末になりますが、81基、82%が洋式化されているところでございます。また、今後につきましては、全ての便器を洋式化を目指しまして、地域との調整を要する1カ所を除きまして、東京2020大会までには全ての便器を洋式化したいと考えているところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、西村委員。

○西村委員 43ページ、待機児童解消区市町村支援事業補助金より、幼児教育・保育の無償化、保育支援について、ベビーシッター利用支援事業について、関連しまして保育園内の感染症対策について伺ってまいります。

これまで区では高まる保育ニーズにあわせて、保育施設の拡大に尽力してきていただきました。今年是一次募集の結果が出まして、先日の一般質問の答弁でも担当課より現状のご報告がありました。1,500人以上が一次募集から漏れていますが、1園希望して、近隣でも希望しないという方が450人、また、育休・休職中などが100人、さらに辞退者も含めての数字です。今まさに一次募集で落ちて、二次募集の際の保育園選びに向けて、情報収集に苦労しています。このような場合に、近隣園で入れる保育園を再アナウンスするように仕組み化することは難しいでしょうか。一次募集辞退者が300人ぐらいいるというお話も伺っています。マッチングの難しさを感じます。制度として区の課題感があれば教えてください。

また、担当課の業務も相当量になっていると思います。効率化に向けて、今後見直せる点があれば、あわせて教えてください。

○佐藤保育課長 保育園の入園にかかわるご質問を何点かいただきました。

まず1点目の内定の辞退でございますが、昨年度は、一次、二次合わせて200件程度なのですけれども、今年度に関しては一次の段階で200件ですので、昨年度を超えるだろうという見込みでございます。傾向といたしまして、遠くの認可園に行くよりも、近くの認証に行く傾向が増えていますので、第7、第8希望に書かれて、その内定が出た方も辞退される方が増えているという印象は持っていると

ころでございます。

そういった一次募集の内定辞退に関しましては、二次募集のほうに回ってきますので、随時、窓口で空きの状況とかをご説明して、幅広く二次募集にエントリーできるようにご案内をしているところです。

○西村委員 実際にご相談を受けた方も、認可がいいと思い込んでいたけれども、いろいろ説明を聞いたら、認証も含めてとか、なかなか区民の方々への理解も難しいのかなというふうに感じています。

続けて、働く母親の就労支援について伺います。

点数の低いフリーランスや個人事業主、在宅ワークの母親の保育支援は、なかなか実現しませんでしたが、区では、ベビーシッター利用支援事業が4月1日から開始されることに期待をしています。一方で、幾つかの区で既に導入されている中で課題もある制度だと思っています。区は、どれぐらいの利用者を想定しているのでしょうか。

また、既に開始している認可外居宅訪問型保育事業の利用者はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。もしわかれば教えてください。

○大澤保育支援課長 今年度行っておりますベビーシッターの利用者は、現時点で実人数で18人いらっしゃいます。来年度のベビーシッターの利用につきましては、現時点で申し込みが21人おります。一次の発表後でこの人数ですので、二次の発表後にまたこれから増えると思います。かなり使いやすい制度にはなっているかと思しますので、四、五十人の利用があるのではないかなというふうに見込んでおります。

○西村委員 実際に東京都ベビーシッター利用支援事業で勤務しているシッターの方にインタビューをさせていただく機会があったのですが、事業者の質が問われていることが課題だというふうに感じています。150件以上ある事業者の中で、保育園だと保育は家庭と連動して進めますが、この制度だと、例えば離乳食の進め方や子どもの発達に親に任せられて、1週間程度研修を受けたシッターでは、保育的視点がどうしても足りないということがあるようです。ベビーシッター利用者支援事業は、事業者連携型ですから、企業努力の部分も大いにあると思います。課題が見えていますので、現状を踏まえて区で先んじて対策をとれないでしょうか。見解をお聞かせください。

○大澤保育支援課長 事業者連携型のベビーシッターにつきましては、事業の実施主体が東京都になりますので、なかなか区独自の制度は難しいと思いますけれども、品川区ではまだ実施しておりませんので、今後、4月から実施していく中で課題等見えてきましたら、そのときにはまたきちんと検討していきたいと思っております。

○西村委員 また、これから認定される事業者の中に公益社団法人品川区シルバー人材センターの子育て支援サービス事業も含まれています。シルバー人材の活用が進んでいるのかどうか、わかれば教えてください。済みません、今導入しているものです。シルバー人材の活用がシッターで進んでいるのかどうか教えてください。

○大澤保育支援課長 おそらく認定事業者として認定をされているということだと思いますけれども、現在のところ、品川区でシルバー人材センターへの依頼のシッター事業は申請が上がってきておりません。

○西村委員 なかなか進まない中で、こういったシルバー人材の方との連携もうまくできればいいなというふうに思っております。

最後の質問に移ります。

今回の新型コロナウイルス感染症では、感染者が出た場合の対応が細かく各園に配付されておりました。

て、私も実際に拝見しました。学校には学校保健安全法があり守られていますが、保育園にはなく、インフルエンザがどれだけ蔓延しても休園、学級閉鎖などをすることができず、特に乳児では、園が努力をしても蔓延していく場合があります。保育所は児童福祉施設ではありますが、子どもの健康診断および保健的対応については、学校保健安全法に準拠して行われていると思います。保育所における感染症対策として、インフルエンザが何人出たら自粛要請をするといったような段階的な対応を区が検討することは可能なのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○佐藤保育課長 保育施設にかかわるインフルエンザ等の蔓延した場合の登園・休園措置でございますが、新型コロナウイルス感染症に関しては、厚生労働省のほうから方針が出ておりまして、登園している児童で発症した状態で通っていた場合は、臨時休園を行うことということではっきり出ております。ただ、それ以外の場合の一般的なインフルエンザに関しましては、登園自粛のお願いをするというところで、厚生労働省のガイドライン等も出ておりますので、こういった取り扱いを今後も続けていくところだと思っております。

○西村委員 なかなか難しいことだとは思っておりますが、法律や指針に基づいて行っているのと思うのですが、クラスター対応するには共有が必要なこともあると思います。東京都と連携して、公立保育園、公立幼稚園以外の園のインフルエンザ罹患の状況などを報告していただきたいと思うのですが、そのようなことは実現可能でしょうか。ご見解をお聞かせください。

○大澤保育支援課長 私立の認可保育園につきましては、1つの施設で同じ感染症が10名以上出た場合は、所管する保育支援課および品川区保健所に報告の義務がございます。保育支援課と保健所からそれぞれの所管の東京都のほうにも報告することになってございます。

数としては報告を受けておりますので、その数を報告することは可能でございます。

○西村委員 いろいろなお母さん、お父さんたちから、この件についてご相談がありまして、なかなか区としても対応が難しいことだというのはわかっているのですが、やはり蔓延しやすい、重症化しやすい乳幼児ですので、引き続き対応をご検討いただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、59ページの環境対策費のミスト発生装置設置助成、それから57ページの保育支援費の私立保育園費に関連して、幼児教育・保育の無償化の関係で質問させていただきます。

初めに、ミスト発生装置設置助成ですが、当初予算額は約1,000万円ぐらいだったのですが、602万円の減額補正でございます。今年度始まった事業だと思いますけれども、現状までの設置状況につきまして、それから、この602万円の減額補正となった原因についてお伺いしたいと思います。

○小林環境課長 ミスト発生装置設置助成の件でございます。昨今の暑さ対策の1つとしまして、この助成事業を今年度からスタートしたものでございます。その設置の状況でございますが、この設置につきましては2種類ございまして、1つは常時ミストが噴霧する、いわゆる今年度庁舎のプラッツェに設置しているような、そういったところに設置しているような固定式のものと、機器が移動できる移動式に対してそれぞれ助成を行っております。

今年度の状況でございますが、移動式につきましては、4件13台の申請があったところでございます。一方、固定式につきましては、実績件数がなかったというところでございます。

そういったところから、実績見合いによりまして、今回、減額補正を出したというところでございます。

○塚本委員 固定式のほうがなかなか設置に至らなかったというご答弁でしたけれども、お問い合わせ等はおそらくあったのではないかと思いますのですが、そういった中で課題として固定式がなかなか設置に至らなかった理由とといいますか、それはどの辺にあったのお知らせください。

○小林環境課長 課題でございますが、当初の段階から区としまして、いわゆる鉄道事業者、あるいは大型の小売店等に対しまして、個別に周知を行い、こういったような助成があることをお示したところでございます。関心を示したというところはございますが、やはり企業も一定の準備が必要であったりとか、企業として予算上の課題があるというところがございまして、設置までは至らなかったというところでございます。なかなかこの設置に対しての関心は示したけれども、理解までには至らなかったところが大きな課題となってくるところでございます。

○塚本委員 これは夏の暑さ対策ということで、オリ・パラの準備の中でもいろいろ活用されるミストというものでございます。1つのオリ・パラのレガシーとして、これからの夏、日本の暑い夏を乗り切るための1つの涼しさを提供する手段として、ぜひ広く区内で活用されていってほしいというふうに思っておりますので、ぜひ今後の展開についても、固定式はなかなか難しいところはあるみたいですが、できる得る対策をしていただいて、ミスト発生装置の設置がしっかり進むようお願いしたいと思います。これは要望で終わりたいと思います。

次に、私立保育園費に関連しまして、幼児教育無償化絡みですが、昨年10月に幼児教育の無償化がスタートいたしました。私立保育園費等も補正がされているわけで、その辺の影響かなとも思うのですが、幼児教育無償化がスタートして、公明党のほうで、実施してから昨年の12月ぐらいまでの間の中で、利用者と事業者幼児教育無償化が始まってのアンケートをとりました。私も何件か区内の利用者、事業者に対してアンケートをお願いしてお話を伺う機会があったのですけれども、特に利用者のほうのアンケート結果です。設問としては、幼児教育・保育に関し、今後取り組んでほしい政策ということで、これは複数回答なのですけれども、第1位になったのが、保育の質の向上ということで47.5%となっております。保育の質の向上ということに関しては、これまでもたびたび議会の中でも議論がされてきているところでございますけれども、まず初めに、保育の質の向上につきまして、区としての現状の認識をお伺いしたいと思います。

○佐藤保育課長 保育の質の向上に関するご質問だと思います。品川区では、従前から保育士の育成に努めておりまして、平成30年度、のびしなプロフェッショナルスクールというもので、品川区で策定しております子どもの育成方針であります「のびのび育つしながわっこ」を強力に進めているところでございます。

また、公立保育園の保育士だけではなく、私立保育園の保育士、認証、認可外に関しまして、研修への参加を求めていますので、そういった意味で品川区全体の保育施設の底上げ、充実を図っているところでございます。

○塚本委員 特に保育の質の向上で、利用者の声などでは、やっぱり近年たくさん施設ができていますので、保育士の皆さんも非常にお若くて、経験という部分ではまだまだという方がたくさんいるというところが、なかなか保育の質の向上というところで利用者のほうからお声が出てくるというところかなというふうに捉えております。

品川区でも研修を、今までもずっとやってきていましたけれども、今年度から国の指針に合わせて8つに体系化して、保育の質の向上のための研修を進めてきていらっしゃると思うのですけれども、それぞれ8つの体系ということでは、乳児の保育、幼児の教育、障害者教育、食育・アレルギー対応、保健

衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援、保育実践、あとマネジメントというのは管理職向けだと思いますけれども、非常に網羅的に、これを全部しっかり身につければ、非常に素晴らしい保育士としての技能が身につくものだと思います。この研修の実施状況は、私立認可保育園の人たちなども含めてどれくらいなされているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤保育課長 「のびのび育つしながわっこ」の実施の過程で、今のご質問をいただきました8つの項目に関しまして、保育士としての習熟度を判定するシステムができております。自己判定と施設長が判定した内容で、それぞれの力の判定をしているところでございます。

公立の保育士に関しましては全員行っておりまして、全体的には保健衛生・安全対策というところが一番弱く、全体で4割程度の習熟度というところで判定が出ていますので、この辺に今後は力を入れていきたいということと、私立に関しましても、区のほうで構築したシステムに関しましては、いつでも使えるようにということでご案内しておりますので、今後そのように努めていきたいと思っております。

○塚本委員 あともう1つ、同じ今年度からの取り組みでチェックリストに取り組んでいらっしゃるのかなと思っています。この各職員に求められる専門性チェックリストということで、これはチェックリストを実施して、課題を各園ごとに浮き彫りにし、しっかりと足らざるところというか、弱いところに力を入れて保育園の運営を強化していく、こういったねらいかと思います。こういった点につきましての現状の効果的なものをどの程度見ていらっしゃるか教えてください。

○佐藤保育課長 重ねてご紹介いただきましたチェックリストについてでございますが、チェックリストを積み上げていって、先ほどご説明した8つの項目に関してレーダーチャートでわかりやすく個人の力量がわかるようになっております。ですので、先ほどご紹介したとおり、保健衛生・安全対策が一番弱いところなのですが、それ以外に関しましては、保護者支援、いろいろな保護者の方、問題を抱えている家庭の方がいらっしゃいますので、そういった方々に対して寄り添ってわかりやすい説明をするというところがいまひとつという結果も出ておりますので、その辺に力を入れていきたいと考えております。

○塚本委員 今後とも、園の開設が今後も続きますので、保育士の質の向上については、しっかりと取り組んでいただけるようお願い申し上げます。

○鈴木（真）委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、39ページ、母子家庭等対策総合支援事業費について、43ページ、地域人材ダイバーシティ推進事業について、54ページの高齢者地域支援費についてお伺いいたします。

まず1点目に、母子家庭等対策総合支援事業費について内容を簡潔にご説明ください。

私は、2月に東京都内にある婦人保護施設に視察に伺いました。民間による施設ですが、玄関を入ったときの雰囲気がすばらしかったです。玄関も施設全体も明るく、職員も入居者もとてもやわらかい雰囲気、まるで実家のような温かさを感じました。1人の女性として、これからの生活をどうするかということを軸にしているというお話がありましたが、お子さんとの退所後の生活を見据えて、自立の準備や家事・育児の練習をするための設計がされています。

例えば、お子さんを寝かせながらお母さんがシャワーを浴びることのできる浴室、退所後に自炊しながらの実際の生活をイメージすることのできるようなキッチンのあるお部屋、赤ちゃんのスタイをお母さんが手づくりでつくるためのお部屋や、また、各お部屋のお名前は、お花の名前など女性に親しみやすいやわかな名前がつけられているなどです。

隔離保護というような、緊張したり、張りつめるような雰囲気はなく、入居者の退所後の自立を想定したきめ細やかな支援内容が設定されています。一方で、スマホ利用禁止などのルールが厳しいために、婦人相談員に入所を勧められてもためらう若年女性も多いという話をお聞きしました。

婦人相談員の相談の状況と、ひまわり荘の受入可能数、また利用の状況を教えてください。また、スマホ利用禁止などの入所のルールについて、現在の区の考え方をご説明ください。

2点目もいきます。地域人材ダイバーシティ推進事業について、区内の外国人労働者とご家族の現状についてご説明をお願いいたします。

私は、1月に津市立敬和小学校を視察しまして、小学校と東橋内中学校、津市教育委員会に現状をお伺いしました。外国人の多い地域で、小学校2年生では70%ほどが外国にルーツを持ったお子さんがいらっしやり、日本語がわからないままに転入してくるお子さんもいる中で、生活言語、そして学習言語の課題があります。また、生活習慣、価値観、文化の違いなどによる課題、ハラル給食、しつけの文化の違い、保護者の一時期国際の学習、母語学習、中3の秋以降に来日する生徒の受験の厳しさなど、現場では多種多様な課題を抱えながらも、初期日本語教室「きずな」などで先生方のご努力のお姿を見て学ばせていただきました。

今後、区内において外国人活用が進んでいくと同時に、地域や学校でどのようなことが起きていくと区は想定していますでしょうか。モデル事業実施やグローバル化の流れの中で、人材確保や外国人活用を増やす視点だけではなく、より広く日本語ができる外国人労働者を受け入れるということとセットで、今後、教育や福祉の現場ではどういったことが必要になってくるのか、新しい政策を進めていくときには、その後、起き得ることはある程度までは想定や準備ができるかと思いますが、区民の方からは、日本語のわからない保護者を見かけますが、小学校の先生が英語ができるため、外国人の保護者対応をしてくれていますというようなお声を聞いております。外国人保護者への対応ですとか、外国につながる子どもたちの相談について、最近の区内の状況を教えてください。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 母子家庭等対策総合支援の補正につきましては、こちらは未婚の児童扶養手当の臨時給付金の経費でございまして、こちらは簡潔に申し上げますと、令和元年10月から消費税が引き上げとなることに伴いまして、子どもの貧困に対するひとり親に関しまして、臨時、特別の措置として児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親に対して、令和元年度において1万7,500円の支給を児童扶養手当に上乘せするものでございます。この経費となっております。

また一方、委員お尋ねの品川区ひまわり荘についてですが、母子生活支援施設でございまして、こちらは児童福祉法に基づきまして、配偶者のない女性と、それに扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のため、その生活を支援する施設でございます。

婦人相談の相談内容でございますが、主に夫婦関係のご相談でありますとか、生活困窮にかかわるご相談、住宅関係にかかわるご相談でございます。

また、スマホなどの使い方でございますが、こちらは母子生活支援施設でございますので、スマホは通常どおりの使い方となっております。

○山崎商業・ものづくり課長 地域人材ダイバーシティ推進事業の歳入の補助金の関係でございます。こちらは、都の外国人材の活用等、他の区市町村のモデルとなる先進的な取り組みの支援ということで、私どものモンゴル高専との交流事業が、該当して歳入があったということで補正計上させていただきました。そうしたことが進みますと、企業の戦力としての雇用とともに、やはり区民としてお仲間入りするということになります。そうしますと、生活全般として、品川区のさまざまな事業と関連ができてく

るというようなことでございます。こうした企業者も、5年、10年で一人前になる中小企業の世界ですから、生活するライフサイクルの中で、ご結婚されたり、子育てをされたりという意味では、学校そのものの中で相互理解を促進するような取り組みが必要になってくるかというところで、産業のほうでは考えているところでございます。

○大関教育総合支援センター長 日本語の会話がなかなか困難な保護者への対応でございますが、各学校においては、教育総合支援センターに配置してございます通訳タブレットを必要な場合には貸し出しを行ったり、あるいは、通訳者の派遣という形で対応しております。

なお、児童・生徒に対しての日本語短期指導教室は従前より行っておりますので、ある程度の時期が来ますと、児童・生徒本人が間に入って非常に会話もスムーズになるという実態がございます。

○横山委員 まず、地域人材ダイバーシティ推進事業ですけれども、こちらの実施にあたりまして、現在は先生方のご努力ですとか、通訳タブレットを活用していただいて対応していただいていると思いますが、英語以外の多言語対応がタブレットでも可能かと思いますが、教育や福祉の現場のほうにしわ寄せがいかないように、そこまでの対策を1つの政策として捉えていただいて、各課や教育委員会と連携をしていただきながら推進し、今後の展開につなげていただきたいというふうに思っております。

また、母子生活支援施設ですけれども、DVやハラスメントの課題は子ども虐待と密接にかかわる重大な課題ですが、表面化しにくいという特徴があるので、全国的に行政には届いていない当事者の方々の声があるように思います。安心して心身を落ち着かせることのできる一時保護の場所の提示がされず、門前払いされてしまうように受けとめたり、行政は何もしてくれない、もう相談しないと語る当事者が少なからずいるのが現状です。

区民の方より、子ども手当の申込窓口の方が、とても腰が低く丁寧な対応をしてくださり、とてもよい気分になりました。また、区役所の方が、いつも丁寧にまるで民間のサービス先のように対応をしてくださり、課を越えた連携などもとってくれているので、とにかく用事を気持ちよくスピーディーに済ませられるというようなお声をいただいておりますけれども、品川区においても、引き続き入所が必要な若年女性などの実態にあわせて、より利用しやすくきめ細やかな支援やご対応をお願いしたいというふうに思っております。

3点目に、簡単に高齢者住宅対策事業についてですが、サービス付高齢者向け住宅の利用状況について、また特に高齢の男性について、単身者、ご夫婦、それぞれの状況を教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 私からは、サービス付高齢者住宅の入居状況について、お答えを申し上げます。

まず、区立の大井町高齢者住宅の入居の状況でございますが、男女の比率というところで言いますと、現在では、男性が31%、女性が69%、これは単身向けの状況でございます。そして、こちらには2人用、世帯用も併設されておりまして、こちは今現在、全てご夫婦での入居となっております。区内のサービス付高齢者住宅は、このほかにも民間型がございますが、男女の比率に関しては、おおむね同様という状況と捉えております。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 61ページ、橋梁長寿命化修繕経費、そして同じく61ページ、路面改良事業、67ページ、防災課職員給与費に関連した質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、61ページ、橋梁長寿命化修繕工事のことについて、お伺いいたします。

平成27年に修繕計画に基づき、きめ細やかな点検、そして先を見据えた修繕工事を行っているということなのですが、区が管理する橋が70橋あると思うのですが、令和元年度、主な工事箇所、補修工事箇所は、事務事業概要ですと、夢さん橋、大井町歩道橋、白金栈道橋、これで間違いないのか、お知らせいただきたいと思います。

○多並道路課長 橋梁長寿命化計画についてでございますけれども、令和元年度に予定している工事につきましては、夢さん橋、大井町歩道橋、白金栈道橋の3橋を予定しているところでございます。

○高橋（伸）委員 70橋あって、点検、補修が必要な箇所、終わっている箇所を教えてくださいのと、これから補修が必要な橋、具体名はいいのですが、何橋ぐらいあるのか教えてくださいと思います。

○多並道路課長 区の管理している橋梁については、今の委員のご指摘のとおり70橋でございます。こちらの橋梁につきましては、5年に1回、法令の点検に基づきまして、それに基づいた補修計画ということで、今、委員のご指摘にありました品川区橋梁長寿命化修繕計画に基づいて行っているところでございます。

こちらの事業につきましては、その補修計画に基づいた計画ということで、これまでも令和元年につきましては、今ご指摘いただきました3橋でありますし、また、平成30年につきましても、約5橋分程度の工事を行ったということです。計画に従って行っているところでございます。今後の計画につきましては、平成30年に新たな調査を行っていますので、その調査結果に基づいて、今年度、長寿命化修繕計画の改定を予定しておりまして、その計画に基づいて、今後、修繕計画を順次進めていきたいと考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 ぜひ計画に基づいて橋の点検をしていただき、安全にやっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

続いて、同じく61ページ、路面改良事業に関連しまして、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路の遮熱性舗装工事について伺いたします。

1月の建設委員会で説明があったかと思うのですが、工事箇所、場所は、八潮四丁目1番先から八潮四丁目2番先までで、工事期間が本年の3月23日となっております。これ、あくまで品川区のところまでの工事だと思うのですが、大田区東海にまたがっていますね。確認はしていないのですが、これは大田区のほうでもおそらく工事をすると思うのですが、これは路面の遮熱性、同じような遮熱性の舗装の工事なのかどうかをお知らせいただきたいと思います。

○多並道路課長 今、委員のご指摘いただきました大井ホッケー場の競技会場の周辺の道路につきましては、現在、遮熱性舗装工事を進めているところでございます。確かに大田区に続いている道路ではありますけれども、現時点では遮熱性舗装の工事の予定はないということでお聞きしています。これはオリンピックまでに工事をどうしても終わらせなければいけない全体的な工程の中での形では聞いておりますけれども、現時点では工事の予定はないという状況でございます。

○高橋（伸）委員 この工事区間の道路の路面はわかりました。ありがとうございました。

これからオリンピックホッケー競技があります。これは道路課の所管になるかどうかかわからないのですが、その通り沿いに花壇を設置したりとか、プランターとかも区内のところに限って言うと、花街道とか、そういうような計画があるのかどうかお知らせしていただきたいと思います。

○多並道路課長 今ご紹介いただきましたように、ホッケー会場周辺につきましては、オリンピックを契機として、おもてなしをするためということで、花壇を道路課のほうで整備させていただく予定で

す。こちらにつきましても、夏開催ということですので、夏におもてなしできるような花ということで、そういった形でさせていただきます。

その花壇につきましては、オリンピックを終わった後は、区内の鉄道箇所の工事に必要だということで、そのまま転用させていただく、あくまでオリンピック期間中の花壇とさせていただくものでございます。

○高橋（伸）委員 続きまして、67ページ、防災課職員給与費に関連した質問をさせていただきます。

先ほどからさまざまな委員から新型コロナウイルス感染症の影響ということで、特に学校施設、3月2日から3月31日まで、体育館、校庭、教室の開放が中止になりました。そのような中、ある意味、想定しておかなければいけないことが、首都直下地震、もし大きな地震が起きた場合に、防災課としては、今現在、いろいろ対応されていると思うのですけれども、どういう対応を、今までどおりの対応なのか、その期間中、もし有事が起きたときに、どういう対応をとるのか教えていただきたいと思います。

○中島防災課長 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が流行している時期に首都直下地震などの災害が発生した場合についても、やはり災害により自宅が倒壊したなどの理由で避難生活が必要となることも当然ございますので、そういった方々のために、やはり区民避難所を開設していくというのが基本的な考え方だろうと思っております。

その際、区民避難所における衛生対応といたしまして、例えば区民避難所でしっかり衛生管理、指導を行うなど、また区民避難所の運営の方々に衛生環境確保の助言等をしっかり行うということが必要だと思っております。あと、備蓄として、手指消毒液、マスク等もございますので、そのようなものを活用しながら、しっかり衛生環境を確保した上での避難所開設が基本になるかとは思っています。

○鈴木（真）委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、53ページの一番下の小山台二丁目用地取得経費から伺いたいと思います。

この小山台二丁目用地取得経費が減ということで、令和元年度に解体工事を実施予定だった小山台住宅の5号棟、6号棟、峰友寮のモルタルからアスベストが検出されたということで、解体工事が延期され、実施時期も未定ということで、取得が進まなくなったということだと思うのですけれども、令和2年度に解体の設計のし直しをしていくなど、1月の行財政改革特別委員会でも報告がありましたけれども、それ以降に解体について国から何か示されていることはないのか、要は、その1月の行財政改革特別委員会から変わりはないのかということと、あと、アスベストがどれくらい含有量が出たのかということで、調査中という答弁でしたけれども、今もまだわからない状況なのか教えてください。そして、大きな変更ですので、住民にはどのように伝えているのか教えてください。

○柏原企画調整課長 1月の行財政改革特別委員会でご報告申し上げた状況からの変化でございますが、国の解体工事については、令和2年度に設計を行うということは、そのとおりのことでございます。それ以降に向けては、解体工事に向けては早期に実現したいということでの話は来ているところでございますが、まだ具体的なスケジュール感というところでは出てきていないところでございます。

それから、アスベストの関係でございますけれども、こちらにつきましては、これも今現在、調査中ということで、2月中には調査を終えると聞いていたのですが、まだ終わっていないということで、3月の後半ぐらいまでかかるというところまでは聞いております。細かい状況については、これもまだわかっていないというところですが、調査は現在行っているというところで聞いてございます。

それから、周知の方法につきましては、いろいろ誤解を生むような表示があったりだとかということもございますので、これは区のほうからもきちんとした形で周知を行うように改めて申し入れをさせていただいたところでございます。また、スケジュールやこういった解体の工事になるのか、こういうことを含めて国のほうできちんと周知をしていただくようにということも申し入れをさせていただきました。

○石田（ち）委員 住民への説明ですけれども、やはりここの施設の建設については、近隣住民の方から理解が得られていないというところもあると思います。ですので、丁寧に進めていただきたいのですけれども、先ほどの解体中止という看板の件も、国に求めていくと、行財政改革特別委員会でも国にお願いしているということでしたけれども、その後、国は何と言ってきているのか。区が説明をすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 周知の部分でございます。この主体としては、今、国家公務員宿舎跡は国の持ち物というところでございますので、国の責任において建物を解体するというところでございます。まずは国がきちんとした形で地元の方も含めて、解体工事に関する説明をするというところでございます。区がそれを大体するというところではないというふうに認識しているところでございます。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、誤解を生むような内容であったりだとか、周知が我々も思っていますけれども、足らないという部分は考えているところでございますので、それは国に対してきちんと周知、説明も含めてやっていただけるようにということで、改めて今後も申し入れをしていくというところでございます。

○石田（ち）委員 解体工事は国が主体でということですが、この解体工事が進まない、アスベストが出たということで、しょうがないことなのだと思いますが、この解体工事がおくれることで、区の事業もおくれていくということになっていくと思うのです。ですので、区の計画も大きく変更していく、期日も含めて変わっていくという説明をすべきだと思うのです。なので、別に解体工事は国から聞いている事実を、または国が来ていただけるなら国からも説明いただくのですけれども、あそこへの都有地、国有地、林試の森公園隣の公有地に対しての区が進める事業としての説明を、もう一度改めてすべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 現段階では、まず国の解体工事が先にあって、それから物事が動いていくという順番といいますか、段取りになってございますので、その段階で国の解体工事がどの程度のスケジュール感になるかというところは、はっきりしたところは今は見えていないという状況でございます。そういった中で区が今後どうするかというのは、その最初の解体工事のスケジュールがわからない中で、区の計画がどうだということは、お話しできる段階ではありません。まずは国のほうの動きが見えてきたところで、その確認をしながら、こういった形でこの計画を進めていくかというところでございます。

予算等に関しても、今回この補正予算でそういった国の動きがとまってしまったということで、今回は用地取得を断念せざるを得ない、このタイミングでは難しいということで、予算はこういった形の減額で出させていただいています。まずは国の動きが見えてきたところでの物事の動かし方ということになろうかと思います。

○石田（ち）委員 国の土地なので、そこがあつての区の計画ということですが、区は、峰友寮の上の都有地、ここを2020年度、取得していきたいというふうに、これも行財政改革特別委員会で答弁されたと思うのです。ですので、国の解体は解体で延期はされていますけれども、区としては、そのように進めようとしているものがあるわけですね。ですので、そういったことを含めて説明できる

と思いますし、この峰友寮の上の都有地の取得をしていきたいと言っているところでのスケジュール、取得したとして、では、国の解体が動かないことには、都有地も取得しても動かないということなのか、そのスケジュール感を教えてください。

○柏原企画調整課長 今、区で考えている施設関係の部分でございますけれども、都有地と国有地を両方取得して計画をしていきたいというところでございます。ですので、対する相手が2団体あるというところでございます。当初の考え方からしますと、国のほうが先に解体をするので、そちらの方の動きが先にとれるというところから、そちらの取得というところを考えておりましたけれども、国の動きが現在とはまっている状況ですので、そこが難しい。段階を追う形で都有地のほうも、これは都との関係で調整をしてきた中で取得をいずれするというところのタイミングでは、2020年度、来年度、明日以降に審議いただきますけれども、令和2年度予算にそちらを計上させていただいておりますけれども、両方が取得できないと計画としては動き出せないというところがあります。東京都とのやりとりの中では、基本的には動きが進められるだろうというところまで来ておりますので、土地の取得に関しましては、まずは取得させていただいていくというところの判断で動いているものでございます。

○石田（ち）委員 私たちも林試の森公園隣の国有地・都有地に福祉施設の整備ということを求めてきましたけれども、やはり近隣住民との合意が大前提です。合意が得られていないのであれば、やはり一旦立ちどまって合意をつくっていく、そのための説明をしていただきたいのです。それなしに土地を取得していくというのは、既成事実をつくっていくというか、そういった合意をつくられていない、その住民の声を無視して進めていくということになっていくのではないかと。近隣住民との関係がなお悪くなっていくのではないかと私は心配しています。ですので、都有地の取得は拙速にせずに、住民に丁寧な説明をしていただきたいと思います。強く求めたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、55ページ、高齢者住宅対策事業のサービス付高齢者住宅整備助成と、59ページ、生活保護経費、生活困窮者自立支援事業、そして65ページ、公園管理費の中の大井駅前公園改修と、大井坂下公園改修実施設計委託をお聞きしたいと思います。

この3つの質問の前に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関連して、区民の方から、これはどうなのでしょうという問い合わせもいただいておりますので、確認をしたいと思います。

それは、3保健センターで行われている乳幼児の健康診査の実施について、確認をさせていただきたいと思います。

毎月、年齢別で月2回ほど健診が行われていると思いますけれども、この期間、いわゆる3月の期間は、通常通り実施をされる予定でしょうか。中止ということはないというふうに想像しているのですが、もし実施をされた場合に、これは時間的にお子さんと保護者の方が集中する時間もあると思うので、そうした時間帯での対策も何か考えていらっしゃるのであれば、その辺をお聞きしたいと思います。

○仁平品川保健センター所長 お尋ねの現在行われおります保健センターでの乳幼児健診、いわゆる4カ月児健診とか、1歳6カ月健診、これらにつきましては、3月のいろいろなイベント関係の中止の動きとかがありますが、昨日、保健センター全体で協議した結果、ここで取りやめましますと、おそらく受診の機会がなくなります。今、品川はかなり子どもが多くて、毎回の健診人数はもう満杯に近いような状況になっておりますので、これを先送りしますと、おそらく機会を逃してしまう方がいるのではないかとということで、器具等の消毒、利用者のマスクの着用、それと換気とか、その辺の対策をと

りながら、継続実施するということを決めさせていただきました。

ただ、集団指導とかを行っているところもありますので、接触が近くなるようなところは見直しで中止のような措置をとらせていただきたいと思いますと考えております。

〇こんの委員 確かに、その年齢に応じた時期を外してしまうと、健診に影響が出てしまうので、通常どおり実施していただくのは大変にありがたいことで、人が密集する、多く集まってしまうイベントや研修等は考えてくださるということなので、それをぜひ早めに保護者の方にご周知をして差し上げると、不安は取り除けるのかなというように感じます。新型コロナウイルス感染症の対策に関連して、さまざま皆さん、個々に抱える不安な声が上がってきますので、それを1つ1つ対応できるところと、なかなかすぐにできないところとは理解をしております。ただ、早めに周知、発信をしていくということが、不安要素の縮小につながっていくかというふうに思いますので、その点はよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。サービス付高齢者住宅の助成ですけれども、これはほかの委員からも質問がありましたので、ご答弁いただいたところは、理解しました。要するに、サービス付高齢者住宅は、この近年の補正を見ても、さかのぼって3年ぐらい、残念ながら毎年執行されていない。予算を3年計上したのだけれども、建設に至っていない、執行に至っていないという残念な結果が出ているわけですが、それでもやっぱり高齢者の住宅施策は大事だということで計上していることは大変に大事であるというふうには思います。ですが、このサービス付高齢者住宅だけで高齢者の住宅施策を進めるという考え方だけだと、やはりこれは喫緊の課題の1つでもあるので、ほかの高齢者住宅の施策ということも、サービス付高齢者住宅、いわゆる1つの建屋でサービスを一括してできる国の施策に合ったものができればいいのですが、業者の方もなかなか相談が少ないということを見ると、今後もなかなか見込めない、そのような状況も想像できるので、これのほかにも住宅施策、公営の高齢者の住宅施策を考えていかなければいけないというふうに思うのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

〇宮尾高齢者地域支援課長 私からは、高齢者住宅に対する考え方等についてお答えを申し上げます。

まさに今、委員おっしゃっていただいたように、残念ながら3年連続で成約に至っていないという状況でございます。ただ一方で、高齢者の方の住まいに対する施策は非常に重要だと我々捉えておりますので、今、委員からお話もありましたように、これに限らず、例えば高齢者住宅の推進ですとか、あるいは民間住宅の活用、こういったことも総合的に捉えて推進をしていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

〇こんの委員 ほかの対策というか、これに限らず、高齢者の住宅施策を考えていくというご答弁をいただきました。その中で、民間住宅も活用してというお答えもありましたけれども、国の政策としてサービス付高齢者住宅、今までは高齢者がいわゆる高円賃といわれる高齢者円滑入居賃貸住宅、それから高専賃、高齢者専用賃貸住宅、それから高優賃として、高齢者向け優良賃貸住宅というところを廃止して、サービス付高齢者住宅へ一本化をしたのが国の施策ですが、東京都としては、この優良賃貸住宅、高優賃は残っておりまして、ここの施策と、サービス付の相談、見守り、こうしたことがつけられる優良賃貸住宅も考えられるのではないかと思いますのですが、施策を組み合わせたやり方も考えられるのではないかと思います。その点、都の施策を品川区にナイズしたサービス付高齢者住宅版というのでしょうか、そうしたものも考えられるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

〇宮尾高齢者地域支援課長 高優賃の考え方を取り入れながら柔軟にというご質問だと思います。

確かに我々もご相談を数少ない人からいただく中で、とにかく成約に向けて柔軟に相談に対応させて

いただいております。ただ、この成約に至るには、国ですとか東京都の補助金をしっかりいただくということも一方で大事な課題だと捉えております。さまざまある条件の中で、特定の考え方に凝り固まらずに、柔軟に相談者からのお話を丁寧に伺って、少しでも可能性を広げられるように丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○こんの委員 柔軟な対応で、ぜひ高齢者の住宅施策を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次にいきます。順不同でいきますが、公園管理費で、大井駅前公園改修、そして大井坂下公園改修実施設計委託というところで、この大井駅前公園改修は、三ツ又の時計台の周辺の線路沿いの公園、今、喫煙所となっているところと認識していますが、その確認と、それから、当初予算で、2,800万9,000円に対して、ほぼ全額に近い減額補正になっている現状、また坂下公園の実施設計のほうも、当初予算の全額が減となっている、その理由をお答えください。

○溝口公園課長 まず、今回減額補正させていただいております2公園につきまして、まず大井駅前公園につきましては、委員ご指摘のJRの線路側に面したところ、指定喫煙所等がある公園になっております。これにつきましては、今回、公衆便所の改修工事を行っておりまして、公衆便所の改修にあわせて、今年度内に公衆便所部分を終わらせて、あわせて児童遊園の整備をしようということで計画したもので、今年度、まだ公衆便所の工事が終わっていないことに伴って、公園の工事も全く着手ができなかったもので、予算で計上しているものを減額させていただくものでございます。

大井坂下公園につきましても、今、実際に公園内に喫煙所があるところになっております。区の喫煙所の今後の方針等を踏まえて、公園の中の喫煙所はしっかり考えていかなければいけないと考えております。そうした中、早急に改修工事だけを先行してやるというわけにできなかった部分もありますので、そういったところも総合的に勘案して、今年度については、設計を当初予定しておったものを全て見送ったという形で減額補正をさせていただいたものでございます。

○こんの委員 よくわかりました。そうすると、大井坂下公園のほうですけれども、今おっしゃってくださったもののほかに、子どものアイデアを生かした公園に改修するということも認識しているのですが、どういうアイデアを生かしたものになっているのか、お答えできる範囲で、そのアイデアをお示しいただけたらというふうに思います。

それから、この公園内の喫煙所の話は今していただきましたけれども、まさにこれは、これまでの予算特別委員会や決算特別委員会で、私もここに、公園の中に喫煙所があるのはどうなのかということを申し上げてきて、ここの撤去をお願いしてきたところでもありますので、ぜひこの改修にあたっては、喫煙所を撤去していただく、子どものアイデアの公園だけにさせていただくところをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○溝口公園課長 まず、大井坂下公園の件でございます。委員ご指摘のように、今現在進めております子どもたちのアイデアを生かした公園づくり、いただいたアイデアを生かした公園改修をしていきたいということで、この後、ご審議いただきますけれども、来年度予算等で計上させていただいているところでございます。

これまでワークショップを開催していく中で、子どもたちがいろいろユニバーサルに対してのアイデア、また誰もが楽しめるような滑り台とか、そういった新たなアイデアをさまざまいただいているところでございます。そういったものもしっかり公園改修の中では生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、当公園中の喫煙所は、やっぱり区内全体で屋内の喫煙所を考えていかなければいけないところでございますが、今回は子どもたちのアイデアを生かした公園という形になりますので、喫煙所の場所等はさまざま引き続き検討していかなければいけないところだと思っておりますが、公園の中にはなかなか設置は難しいのかなと感じているところではございます。

○こんの委員 ぜひ子どものアイデアを生かした公園にさせていただくように、よろしくお願いいたしますします。

最後に、生活保護の関係の質問ですが、午前中も質問がありましたので、なぜ返還金がこれだけあったのかというのは理解いたしました。

そうすると、受給者も減っているというところと、いろいろと生活保護課のほうでは、就労相談とか、金銭の管理の相談とか、さまざまに受給者対応をしていると理解しております。また、暮らし・しごと応援センターでの相談窓口もとても丁寧に対応してくださっているという、私も区民相談を受けた相談者から、とても丁寧に後々までご連絡をいただいて対応してくれているという声も聞きますので、受給者が減っている要因の1つが、その努力かなというふうに私は見ているのですが、どうでしょうか。

○矢木生活福祉課長 そうあればいいと思っておりますし、そうありたいと、寄り添った支援を引き続き行っていきたいというふうに思っております。

○こんの委員 一番は区民の皆さんが感じているというところが大きいかなというふうに思いますので、そのことを受けとめていただきながら、これからも寄り添った対応をしていただきたい。要望で終わります。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時11分休憩

○午後3時30分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

あべ委員。

○あべ委員 まず、新型コロナウイルス感染症関連ですけれども、休校に伴って、すまいるスクールの体制増強など、相当のコストが予想されているわけですが、補正予算に入れ込んだ自治体もあると聞いております。品川区としては、午前中にお話があったような形で、予備費を使っていくのか、流用なのか、どのような形での対応を考えていらっしゃるのか、見通しを教えてください。

それから、経費については、国が責任を持つということも報道されておりますが、今後、国に請求するというような理解でよろしいのか教えてください。

それから、59ページの不妊治療助成事業について、60ページの土木費全般、特に不調についても伺いたいと思います。

不妊治療については、都の制度拡充によって減額補正と理解をいたしました。区の制度の対象者の方々が、不妊治療に実際にどの程度の治療費がかかり、そしてどの程度の妊娠率であるのか、把握されているかどうか伺いたいと思います。

それから、土木費に関しては、今、経理課で把握している限りで構いませので、不調の件数と大体の金額を教えてください。

○品川財政課長 新型コロナウイルス感染症関係のすまいるスクールの委託料関係ですけれども、今

後、どれぐらいの期間になるかとか、どれぐらいの規模になるかというところが少し見えていないところもあります。ただ、費用としましては、先ほども答弁しましたように、予備費、それから、やはり必要に応じては補正を組むだとか、そういった措置も必要ではないかというところで、状況を見ながら対応を考えていきたいと思っております。

国に対しての請求というところでございますけれども、具体的にまた国のほうからどのような通知等が来るかということも見ながら、国に対しての請求はしていきたいと考えています。

○高山健康課長 私から、不妊治療助成事業の減額補正についてのお尋ねについてお答えいたします。

2点お尋ねいただいております、1点目の不妊治療にかかわる費用としましては、一般的に一般不妊治療で用いられますタイミング法におきましては、1周期当たり1万円から2万円と伺っております。また、人工授精などにつきましては、1周期当たり2万円から3万円というようにお話を伺っています。一方で、特定不妊治療で用いられます体外受精などにおきましては、おおむね20万円台の前半から80万円台というようにお話を伺っております。このほか、胚移植などにかかわる費用などもかかるというふうなお話を伺っております。

一方で、妊娠率という点で、今年度で申しますと、1月時点で妊娠に至ったというふうなお話を伺っておりますのが、一般のケースでは36件、特定につきましては115件というふうに聞いております。

○立木経理課長 今年度、令和元年度の工事に関する不調の件数でございますけれども、不調件数、一番最初の入札におけます不調に関しては31件、再度入札を行いまして契約に至ったものが20件、不調随契として交渉して契約したものが5件、不調によりまして廃案になりました案件が6件ほどございます。最終的に不調廃案となりました契約案件に関しましての金額は、約5億円弱となっております。

○あべ委員 新型コロナウイルス感染症関連に関しては、区の各課の方々、本当にいろいろとご努力いただいていることと思います。引き続き、適正な処理をお願いいたしたいと思います。特に学校休校に伴っては、本当にこの数日間、いろいろなご苦勞をされていると思いますけれども、私もいろいろ要望させていただき、またご検討いただき、感謝をしているところです。

幾つか確認をしたい点があります。

まず、すまいるスクールでの消毒液の確保、これは事業者のほうで備品として十分あるのか、これは区が責任を持ってそれを手当てすることができるのかということが1点です。

それから、特別支援学級の子どもたちがすまいるスクールに行くのが難しい場合には、すまいるスクールに教員が応援に行くよりも、支援級の先生が対応するというやり方もあるかと思いますが、これはいかがでしょうか。

それから、指導助手や講師の先生方、授業がなくなる中で、応援に入ってくださいことでスタッフ不足の解消と、それから、授業がないと3月は収入がなくなってしまうということで、そういったことも含めて活用を考えていただけるかどうかということをお伺いしたいと思います。

不妊治療に関しましては、私は昨年から立憲民主党の不妊治療ワーキングチームの議論に参加をさせていただいておりますけれども、日本は諸外国と比べても不妊治療が高額で、かつ、成功率が低い国となっております。ただ、非常にデータが少ないのも現状です。先週、厚生労働大臣宛てに保険適用の検討や、不妊治療の質の向上などの提言を行ったところでございますけれども、助成事業を行う自治体としても、経済的負担や社会的負担、そして成功率などの把握に努めていただきたいと思います。また、社会的な仕事の両立等に悩む方も非常に多いということで、そうした面でのフォローもぜひ検討していただき

いと思いますが、いかがでしょうか。

それから、土木費のほうです。不調が増えているなというふうに感じているのですが、区としてのお考えはいかがでしょうか。また、積算の価格と市場の価格が少し乖離しているのではないかという気もしているのですが、区としてはどのようにお考えでしょうか。

以上、教えてください。

○廣田子ども育成課長 すまいるスクールにおける手指消毒のアルコールにつきましては、本課で手配しまして、不足がありましたら、また区の中で手配して配置する予定となっております。

○大関教育総合支援センター長 すまいるスクールを利用している児童生徒のうち、特別支援学級の児童生徒等への支援という部分に関してでございます。特に特別支援学級だけが授業を行うというような予定は現在はありませんが、これまでも夏休み期間中など、すまいるスクールに特別支援学級のお子さんたちは利用しているところで、ノウハウは支援員が持っていると聞いております。

なお、全ての特別支援学級に配置している支援員につきましては、本日より、すまいるスクールの応援に行っております。

○工藤指導課長 授業のないことによって、特に区費で雇用しております非常勤職員等の勤務につきましては、従来の授業ではなく、例えば勤務校において授業準備や教材作成等に携わることで勤務実績として認めるということで実施してございますので、そういった意味での生活の保障等はできるというふうに考えてございます。

また、応援等につきましては、もちろん学校に勤務しております教員が、必要に応じて可能な範囲で行えるように、これは指導助手なども含めて調整したいと考えてございます。

○高山健康課長 不妊治療助成にかかる経済的な負担のさらなる軽減というお尋ねです。委員ご紹介のとおり、とりわけ若年層にとっては大きな負担であるということもございます。現下におきましては、平成30年度からスタートした事業ですので、事業の利用率、そして妊娠成功率などを確認しながら、事業の充実には努めてまいりたいと考えております。

○立木経理課長 不調に関してですが、最初の入札に関しての不調の件数は、昨年度に比べると増えているところではございますが、1つの原因としまして、やはり資材等、工事設計単価と実際の調達価格の差が少し出ているのかというふうには感じております。そちらも適宜見直し、不調等がありました場合には、見積もり等を取り直して、再度、入札で不調案件自体は減っているという形でございます。

○あべ委員 不調ですが、1回不調で、その後、もう1回というのでは、労力と時間の無駄、やはりお金の無駄ですので、最初から不調が起きないように、しっかりと社会の変化を見据えた形での積算をお願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 私からは、47ページの学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金、それから65ページ、公園・児童遊園費、公園便所費、それから63ページ、不燃化10年プロジェクトについて質問させていただきます。

近年の記録的な猛暑により、熱中症の搬送も増加傾向にあるかと思います。消防庁の報告によりますと、近年の搬送者の多くは65歳以上の高齢者ということですが、教育機関からも約7%が搬送されているようでありまして、空調機が公立小・中・義務教育学校の教室設置等で進む中、災害時に避難所ともなる体育館において、このような設置は区民の安心安全の観点からも大変重要であると思っ

おります。

そこで、まず区内小・中・義務教育学校において、全ての体育館に空調機の設置が行われているか、また、東京都によるこの支援事業は2021年までと認識しておりますが、引き続きこの支援事業の補助金を活用していくのか。また、スポットバズーカ、スポットクーラーといった空調機で対応している学校もありますが、それらは将来的に暖房機能もついております固定式の空調機にしていく予定でしょうか。今後の体育館の空調設置計画をお知らせください。

○有馬庶務課長 体育館への空調設備の設置でございますが、今年度、令和元年度に29校設置してございます。従来、中学校で1校、このたび完成した芳水小学校を含めると31校が整備済みということでございます。リースが25校、工事で4校、今年度行ったということです。

残りの学校につきましては、2020年度と2021年度、2カ年で整備をする予定でございます。なお、今、学校を改築しているところにつきましては、その改築に合わせて整備をするということで、全校で体育館の空調を整備する予定になってございます。

○湯澤委員 私はまだ稼働しているところを拝見したことがないのですけれども、このスポットバズーカというのは、冷却効果はかなりあって、また除湿機能もあると聞いております。この空調機を使用している学校においては、1校で3台を配置しているとのことですが、その効果はどうでしょうか。また、スポットバズーカを含め体育館に空調を設置したことにより、教育現場での熱中症件数などが減るなどの効果は出ているのでしょうか。

○有馬庶務課長 スポットバズーカでございますけれども、基本的には改築を予定しております第四日野小学校、鮫浜小学校、浜川小学校、こちらの3校については改築中でありまして、来年、再来年にはちょっとまだということで、少し大型のスポットバズーカを設置しているということでございます。

これにつきましては、基本的な工事できちんと設置したものと比べますと、やはり能力的には落ちる面はありますけれども、3台置いておりますので、それなりに効果はあるというふうなことで声は聞いています。

それから、既にきちんと設置したところにつきましては、去年の夏休みが終わって9月くらいから稼働いたしましたけれども、大変涼しいというふうなことで、学校からも導入していただいて大変助かっているという声を聞いているところでございます。

○湯澤委員 このスポットバズーカはかなり効果があるというご答弁がありました。固定式の空調機を設置した場合に、スポットバズーカは購入されていると思うのですけれども、ほかに何か運用する予定があるのか。また、災害時にスポットクーラーのようなコンパクトな冷却装置は非常用発電機によって稼働すると思うのですけれども、このスポットバズーカは非常用の発電機で稼働させるのは可能なのでしょうか。

○有馬庶務課長 スポットバズーカは、稼働式ということもございまして、まだ具体的な計画は持ってはございませんが、全部の体育館で空調が整備された後は、補完的にこれを使いますけれども、ほかの施設での利用も考えております。

それから、スポットクーラーについては、非常用電源に対応するというようなことで、既に空調機を設置したところについても補完的な意味合いということで、次年度予算で導入を予定しているものでございます。スポットバズーカが使えるかというところは、調べてみたいと思っております。

○湯澤委員 引き続き、空調事業に関してもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、公園・児童遊園費、公衆便所費についてお聞きいたします。

品川区では、区内全ての公園に防犯カメラを設置する計画であります。そこで、現在の設置台数と今後の設置台数、設置計画のスケジュールを教えていただければと思います。

また、防犯カメラはSDカードにより録画するタイプであると思いますが、録画可能な日数、また故意による破損、カードの抜き取り、そういった事例があるか教えていただければと思います。

○溝口公園課長 私からは、防犯カメラの設置についてお答えさせていただきます。

まず、防犯カメラの設置につきましては、平成30年度から事業を行っておりまして、区内286カ所あります全ての公園に防犯カメラの設置を進めているところでございます。そういった中、今年度も工事を行っていますが、今年度末でいきますと、26公園以外の公園につきましては、防犯カメラが設置されるような形になります。今回設置できない26園につきましては、工事中ですとか、また地域との調整が必要になってくるものがございますので、それについては、引き続きできるだけ早い時期に設置ができるように進めていきたいと考えているものでございます。

また、今回設置している防犯カメラにつきましては、SDカード内蔵型で整備を進めているところでございます。そういった中、壊されたりとか、SDカードの抜き取り、そういった事故等は今のところ発生しておりません。

○湯澤委員 いたずらやSDカードの抜き取りがないということで安心いたしました。

防犯カメラがそこに設置してあるということがわかることで、それだけで抑止力にもなるかと思うのですが、例えば、防犯カメラを設置するだけではなく、ありますというステッカーを貼るとか、また、ちょっと目立つ色にしてみるとか、そういったことはしておりますでしょうか。

また、防犯カメラの設置による効果、成果などがあればお聞かせ願いたいのと、あと、警察との連携体制などもあればお知らせください。

○溝口公園課長 まず、防犯カメラは、設置しただけではなく、カメラ自体に大きく「防犯カメラ設置中」というものを表示させていただいております。また、場所によっては、大きく「防犯カメラを設置しております」というところもあります。ただ、やはり公園の中にはいろいろ規制がかけられているところでございますので、公園の状況等を見ながら、必要に応じてはしっかりと防犯カメラを設置していることについては掲示していきたいと思っております。

また、効果でございますが、設置目的が事前の防犯、そういったものを効果にしておりますので、特にこれまで何があったわけではありませんけれども、やはり区民の安全安心、そういったものを守るために、公園に設置することでの効果が今後あらわれてくるものだと思っているところでございます。

また、警察等につきましては、この運用要綱を定めていく中で、警察への捜査協力として防犯カメラの情報提供を進めておりますので、今年度につきましても、もう既に20数件、問い合わせが来ているところでございます。捜査協力、そういったものにも協力できるような形の体制がとれているというふうに考えているところでございます。

○湯澤委員 最後に、かもめ橋の公衆トイレの出入口で滑ってけがをして、品川区が和解金を払った事故があったと思うのですが、再発防止の対策等を何かしていれば教えてください。

○溝口公園課長 今回、不幸にも事故が起きた公衆便所でございます。そういった中で、やはりバリアフリー基準とか、滑らない、そういったことの対策はこれまでも進めてきておりますし、改修にあわせてしっかり進めていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 私から、コロナ関連の質問と、また37ページの後地小学校の改築推進経費、47ペー

ジ、学校体育施設整備費、冷房やスポットクーラーやスポットバズーカについて伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の対応として、品川区も感染症対策本部会議の4回目を昨日行っていただき、対応をすごくしていただいているのだらうということで、非常に感謝していますし、一般相談窓口の設置等もして、情報を集めたり、またホームページ等で情報発信もしていただいている。ただ一方で、なかなか感染がどういうふうになっているかというところが見えないというところがあって、私たちも相談を受けるときに、今こういうわさがあるのだけれども、どうなっていますかと聞かれたときに、しっかり区・国等で対応していますというようなお話ししかできないのかなというところでは、その情報が今も正しいか正しくないかというお話ができない、説明できないところが非常に悩ましいというふうに思っております。情報に関しては、開示が東京都で一本化しているというお話だったかと思いますが、実際に、例えば新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる可能性が出た場合の対応について、簡単でいいので教えていただければと思います。

後地小学校の改築推進経費ですが、工期が延伸されたということで、こういったご説明は多分されているのだらうなと思っております。保護者の方への説明の状況や、こういった形でのやられたかということをお教えいただきたいのと、そうすると、延伸が起きた場合でも、4月から問題なく学校で授業は行われますが、令和2年8月末で残工事が完了だというふうに認識をしております。その間の使えない部分の対応について伺いたいのと、後地小学校は校庭が狭いというところでは、子どもたちの運動は、低学年と高学年で違うという話も聞いていますし、運動は毎日どこかしらでできるようにしていただいているという話も聞いていますが、運動場をしっかりと、子どもたちの運動を確保していただきたいと思っております。延伸したことによって運動場の利用はどうなっているのか教えていただきたいと思っております。

学校体育施設整備費、冷房・暖房ですが、先ほど、前の委員とのご質疑を伺い、大方同じなのですが、補助金の額が違うのは、きっとリースだったり、備品だったり、大型備品とか、その辺の差で違うのかと思っております。その辺の確認と、あと、今、冷房、大型備品、備品等を設置、あと空調設備設置等をしている中で、課題が多少あるのかと伺っています。音であったり、例えばリースのほうですと、空調設備、外に機材があって、ファンが周りの方からうるさいというようなお話があったり、例えばスポットバズーカも、先ほどはほかでの活用を考えているということでしたが、使っている学校では、水が漏れてきたりしているところがあるということを聞いていますが、そういったところの対応についてはどのようにお考えか教えてください。

○鷹箸保健予防課長 コロナウイルス感染者あるいは患者の方が実際に発生したときの対応でございますが、この感染症については、1月30日以降、指定感染症に指定されましたので、診断した医師から届出がありますと、その届出に応じて、患者のご家族、あるいは患者の住所地を管轄する保健所に連絡があり、当該保健所が患者の濃厚接触者の有無についてまず調査をいたします。濃厚接触者につきましては、大体手が届く範囲の近い距離で会話など一定時間以上一緒にいた方を濃厚接触者という形で定義させていただいております。濃厚接触者の方について、最終接触をした日からおおむね14日間、咳あるいは発熱などの症状が出ないか、その間、自分の健康監視をしていただきまして、そのような症状が出た場合には、濃厚接触者の方がお住まいの住所を管轄する保健所があります帰国者・接触者電話相談センターにお電話をいただき、必要に応じて検査などをする、そのような対応になっています。

また、職場等におきましては、実際にその方が症状があるときに出勤していた場合には、消毒の措置などをお願いする。具体的には、机ですとか、あるいは、エレベーターをお使いになればエレ

ベーターのボタン、ドアノブとか、そういったところを消毒していただく、そういったことをお願いしております。

○若生学校施設担当課長 後地小学校の改築に伴う工期延伸の件でございます。

まず、保護者への説明ですけれども、今般、2月頭ごろに、保護者会等で、教育委員会から工期延伸に伴うご説明の通知を、学校を経由して保護者会でお渡ししてご説明したところでございます。また、4月以降、仮の形で子どもたちは新しい校舎、いながら工事をしつつ使用するというところでございまして、使用できない部分については、プール、中央階段の部分の内装は残工事になるのですけれども、そこは仮使用で使える形になります。ですので、実質的には、プールの工事、それからあとは4階の部分です、こちらは普通教室の内装が終わらない部分でございまして、そちらについては学校運営上、支障がない部分でございまして、そこは残工事として残る部分でございまして、また、プールにつきましては、プール開きまでに完成させて、6月から使用の予定をしております。

最後に、校庭の部分等、運動場が狭くて利用が制限されるというところでございますが、現在、仮設の運動場を使っております、そのほかに近隣の荏原一中等を使用して対応しているところでございます。

○有馬庶務課長 47ページの補助金ですけれども、細かく書いてありますけれども、これは全て工事で行った分に対する補助金です。

率が違うのが、7分の2というのが、本来、国が出す部分が、国の補助金が追いつかないということで、都が出してくれている部分です。6分の1は本来の都の分、それから金額によって若干あるのですけれども、3分の2というのは、都が独自に上乗せをしている分ということで、工事分ということでございます。

リースにつきましては、別途、リース会社に東京都が補助金を出しています。25校分で約4億3,000万円ほど出ております。1校平均にしますと1,600万円強がリース会社に出ているということです。

それから、設置したことによる課題ですけれども、委員ご指摘のとおり、一番はやはり騒音でございます。現在、暖房になったときに、ちょっと冷房より音が大きいのかということがございまして、今、随時、9校程度で防音パネルの設置工事を行っております、この3月23日に完了するというものですので、また今後、そういったところを見ていきたいと思っております。

スポットバズーカについては、やはり冷媒管というか、普通の家庭でもそうでしょうけれども、エアコンを使うと水が出ますので、配管のところは何かしら処理を必要があると考えております。

○大倉委員 冷房のほうですが、対応していただいているということと、また、今後もしっかりと対応していただければと思います。

新型コロナウイルス感染症ですが、お願いをしているということで、実はお願いベースということで言うと、例えば消毒をしてくださいで終わっていると、なかなか私たちも情報としてはちゃんと対応してもらっていますということしか言えないなと思って、なかなか見えないというか、見えたほうがいいのか、見えないと不安があらわれるというところでは、ちゃんと説明できるようにしていきたいと思っておりますので、区もそういった部分はしっかりと対応していただければと思います。

学校はまた改めて聞かせていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、安藤作委員。

○安藤委員 補正予算全般にかかわって新型コロナウイルス感染症対策と、あと48ページ、52

ページなど、基金の積み立てについて伺います。

もともと消費税１０％による消費不況に加え新型コロナウイルス感染症が追い打ちを掛け、本日の一般紙でも不況に突入するおそれと報じられておりまして、リーマンショックや東日本大震災以上になるのではとの見方も出ています。自治体でも補正予算を充てることも含め、新型コロナウイルス感染症対策や、あるいは区民生活そのものを応援する緊急対策が今こそ必要だと思います。まず喫緊の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

初めに、ＰＣＲ検査の状況です。お医者さんが診察の上、検査が必要だと打診しても断られるということが問題になってはいますが、まず伺いますのは、東京都と品川区のＰＣＲ検査した数は現在まで何件なのか。一般の保健所を通した受け付けと、積極的疫学検査、いわゆる特別枠みたいな２つを分けて、それぞれ件数を、品川区と東京都、伺いたいと思います。

また、少なくとも医師の判断があれば、検査を受けられる体制は感染防止の上でも大切だと思うのですが、区の考えはいかがでしょうか。

〇鷹簗保健予防課長 ＰＣＲ検査に関してのお尋ねでございますが、ＰＣＲ検査の実際数は、先般、厚生委員会でご説明した数のとおりでございます。区のほうでは、２月１７日の時点までで２０１検体を検査させていただいております。全ての検査について外部に報告しているわけではありませんし、あと、東京都のほうでは、都内各地で検査している数を順次報告していたのが、たしか２月１９日までだったと思いますが、それ以降は、新大久保にあります健康安全研究センターで、１日１２０検体程度、検査されていると聞いております。また、東京都全体で検査している数を全て区のほうで把握しているわけではございません。

検査につきましては、当初は、湖北省あるいは浙江省からの帰国者、あるいは、その接触者の方で３７度５分以上の熱があり、呼吸器症状がある方ということで、かなり限定的な検査対象としていたところでございますが、順次、検査対象要件が緩和されまして、現在では、委員お尋ねのとおり、医師が非常に重篤ではかの疾患との鑑別がつかない方については検査対象という形で、対象要件が緩和されて、現在、多くの方の検査を実際に対応しております。１日の検体数がおおむね１２０というふうに私も聞いている中で、優先順位といいますか、重症度に応じて検査の順番などを東京都のほうで判断しているというふうに聞いております。

〇安藤委員 品川区は２０１件ということが全てではないということですが、それはいわゆる積極的疫学検査の件数ですね。一般の保健所を通した受け付けなどの数は把握していないのか、あとで聞かせてください。

見えない感染がどんどん広がっていくことが心配されておりまして、適切に検査が行われて、まずは感染の見える化が大事だと思いますし、そして特定の個人につながらないような個人情報への配慮は行いつつも、やはり正確で適切な情報提供が必要だと思います。

次に、政権の急な要請で対応に迫られている学校休校の問題ですが、すまいるスクールについては、午前中の質疑で登録がない家庭でも小３までの児童は新たに登録も可能にするというお考えが示されましたので、よかったなと思います。あわせて大変なのが、急な適用が難しく、在宅で一人で過ごすことができない障害のあるお子さんをお持ちで、仕事も休むことが難しいという家庭ではないでしょうか。品川特別支援学校などは、当面、今週６日までは午前中のみ受け入れるとのことですが、来週からは休校になるとのことです。ふだん放課後は、放課後等デイサービスや日中一時支援事業に移動し過ごしているわけですが、これらの居場所は週明けから朝から受け入れができるのか。区の支援の状

況はどうなっているのか伺いたいと思います。

また、ふだんは週2日利用としている方も結構多いのですが、学校が丸々休校ということになりますと、利用日を増やさざるを得ない事情もあるかと思います。その利用日の増についても柔軟に対応する努力をぜひしていただきたいと思うのですけれども、そちらはいかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 今お尋ねの放課後等デイサービス、事業所等へ協力を依頼しまして、既に利用されている方につきまして、時間延長と支給日数の増を行いまして、既に対応をしているところでございます。来週以降につきましては、事業者の実情を踏まえまして、学校と連携して対応してまいります。

○安藤委員 要請していくということですが、本当に大変な状況だと思いますので、ぜひ最大限努力いただければと思います。

先ほど、品川区の一般の保健所を通したPCR検査の件数は把握されていないのですかというふうに伺いましたので、伺います。

○鷹簗保健予防課長 それは品川区保健所が東京都のほうに検査を依頼した数ということでしょうか。もちろん把握しておりますけれども、先般の委員会で報告をさせていただいた積極的疫学調査に出した報告数以上は、この場でお答えすることができません。

○安藤委員 そうですか。やっぱり先ほど言いましたように、見える化、そして適切な配慮を行いつつも正確でしっかりした情報提供は必要ではないかと思いますし、あと、検査体制自体を医師の判断があれば受けられるというような状況を早くつくっていただくように要請もしていただきたいと思います。

医療の問題ですけれども、医科・歯科などの医療機関でマスクや衛生材料や消毒液等が不足しており、通常の医療提供が困難になっているということで、全国保険医団体連合会なども要請をしているのですけれども、区内の先進医療所にもお話を伺いましたが、マスクがないとやはり診察にならないといひますか、困っていたのだけれども、とりあえず品川医師会からマスク2箱の提供があり助かったというお話もありました。安定供給に向けて、当面必要なマスクですとか消毒液が一般医療機関にも行き渡るように、必要に応じて自治体備蓄分の放出をということで連合会も要請しているのですけれども、災害対策等で備えていたマスクや消毒液の在庫などの状況を伺いたいと思います。また、区内医療機関への提供を求めますが、いかがでしょうか。

あわせて、区が依頼している休日・夜間診療ですけれども、同様の対応も必要なのではないかということと、あと、区が依頼している事業なので、医師会の要望を伺って、この事業に関しても必要な予算措置を含めた対応が必要だと思いますけれども、医師会からこの事業についての要望などを区としては伺っているのか。どのような対応をされているのか伺いたいと思います。

○中島防災課長 まず、防災課のほうで管理させていただいております区民避難所を含めました備蓄の状況でございます。例えばマスクでいきますと、11万6,000枚を区民避難所で保管しております。また、消毒液につきましては、計画上、12万人に対しまして、区民避難所で約3,500リットル程度備蓄しており、また災害対策備蓄倉庫等でも120リットルほど備蓄しているところでございます。

○高山健康課長 私からは、マスクの提供と、それから休日・夜間診療における必要機材の提供についてのご質問のお答えをさせていただきます。

マスクにつきましては、品川、荏原の両医師会に、当面の必要数については提供させていただいているところでございます。また、休日診療につきましては、区の委託事業でもございますので、こちらの

ほうも当面必要数については配給をさせていただいたところでございます。

○安藤委員 やはり感染を防ぐためには、もちろん医療機関が機能しなくなるとは大変な事態ですので、ぜひ今後とも要請に応じて優先的にそちらは支援していただきたいと思います。

こうした大変な情勢、経済的にも大変な状況になっていると思いますけれども、今回の最終補正予算がどうなっているかということなのですが、当初予算に比べて区民税が23億円余、財調も17億円増えています。さらに、昨年度会計の決算が確定した黒字分、繰越金も、当初予算に比べて約20億円増の約52億円ということになっていますけれども、この区民税、財調、繰越金は、区の判断で自由に使えるお金だと思います。いわゆる一般財源で、当初予算からの増額を合わせると60億円です。さまざまな事業を執行するために組まれた当初予算時に比べると、区で自由に使える財源が最終補正を経て60億円近く増えたということによろしいのでしょうか。伺いたいと思います。区としては、この見込みより増えた60億円を何に使うお考えなのか伺いたいと思います。

○品川財政課長 今回の補正予算で、区民税、それから特別区交付金、いわゆる財調ですけれども、それぞれ23億円、17億円と増えております。それから、繰越金が20億円増やした形で、今回、補正予算を出しております。この増えた分ということですが、これについてはいろいろな事業等に充当していたりとか、あとは、当然、繰り越しに伴いまして、余剰の分の2分の1は当然基金に積むということで地方財政法等でもなっておりますので、そのように基金等に積んでいるという状況でございます。

○安藤委員 歳出を見ると、当初予算では30億円弱だった基金への積み増し額が、最終補正で約80億円とかなり増えています。新たに60億円の一般財源を手にしたにもかかわらず、その額以上の額を基金の積み増しを増やしているという最終補正ではないかと。結局、ため込みに使うということになると思うのです。私は、今、消費税10%増税の消費不況ですとか、国の社会保障削減政策による負担増ですとか、新型コロナウイルス感染症による国民生活への打撃、1,591人もの保育園一次不承諾通知など、あらゆる面で区民生活が大打撃を受けているときに、区が空前の税収増、今回、歳入は多分過去最高だと思いますけれども、基金積み増しに走るということでもいいのかと、私は姿勢が問われると思います。これらの少なくとも新たに使える増収分は、消費税問題ですとか、新型コロナウイルス感染症のように打撃を受けている中小、零細企業への経済対策や子どもの国保料無料化、暫定保育園整備など、あるいは、先ほど求めてきた新型コロナウイルス感染症対策など、緊急対策に使うべきだと思います。

態度表明も一緒にしてしまいますけれども、一般会計最終補正予算についてお聞きしてまいりましたが、やはりこの基金のため込みを優先するとは間違っています。基金に積みますのではなく、追加補正など財政措置も含めて緊急対策を行うべきだと思います。したがって、一般会計最終補正予算には反対の立場を申し上げまして、終わらせていただきます。

○鈴木（真）委員長 次に、西本委員。

○西本委員 私からは、新型コロナウイルス感染症対策についての確認と、それから、56ページ、66ページから保育園、幼稚園、小中学校の保護者に対する対応についてお聞きいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策ですが、先ほど、区の施設を借りている方々が、今回、キャンセルされた。そして、そのキャンセル料が、通常は半額ですけれども全額返金というふうにお話がありました。これはいつから可能なのか。そして、もう既に事業の展開を終わっているわけですから、当然、過去にさかのぼって返金という形になると思います。その告知の方法をどうするのか、できれば、

それぞれの施設の担当の方から、お借りしている方々に連絡をとってというようなきめ細やかな対応をすべきではないのかと思いますが、それについてお聞きします。

それと、新型コロナウイルス感染症に関しての質疑をさまざま聞いておりまして、ますますわからなくなってきました。特にすまいるスクールの対応ですけれども、すまいるスクールに登録されていないお子さんたちを積極的に受け入れるであったりとか、居場所がなくなっていくので、居場所づくりをするということが、さもすばらしいみたいな形での審議があるのですけれども、しかし、3月2日のすまいるスクールの運営についてというお知らせがある中で、この中に書いてあるのは、この対策は、小中学校の休校は、ウイルス感染拡大防止目的ということだと思います。この運営についてというお知らせを見ると、例えば、午前中は家で過ごしなさいとか、極力家で見てくださいますとか、教室であったりとか、そういうものはしないようにしますと言っているのです。にもかかわらず、今までの審議を聞いていますと、何か、いいですよ、どんどん使ってくださいと、何かおかしいのです。何のために今回、政府が学校を休校にまでして感染防止と言っているにもかかわらず、わざと感染を拡大するような政策をなぜとるのだろうか。そういうことを考えるのであれば、徹底した消毒体制であるとか、それには人材も確保しなければなりません。子どもたちがいなくなった後に、学校を全部掃除するのですかという話です。そこまで考えての対策なのですかということ。私は今までの議論を聞いてみると、よくわからなくなっていました。何のための感染対策なのでしょう。そこをお尋ねしたいと思います。

それから、保育園、幼稚園、小中学校に対してですけれども、最近気になることが、保護者の方々の対応がどうなっているか。例えば、意思疎通があまりできない、相互理解がなかなかできないケースが非常に見受けられてはいませんか。特に理不尽な要求をかなりしてくる親御さんが多くなっているのではないかと私は非常に感じるのですが、その実態を教えてくださいと思います。

○立川総務課長 まず、区施設の利用料の返還についてお答えいたします。

昨日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、2月20日の申し出以降の分につきましては、既にキャンセル料をいただいている分につきましては、全額返還ということで、各所管のほうで、いただいた方については連絡しているということで、丁寧な対応をさせていただいているところでございます。

本日以降の分につきましては、当然、いわゆる新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するという名目で施設の予約をキャンセルされる場合は、当然、全額返還するというところでございます。

○廣田子ども育成課長 すまいるスクールに関しましては、現在、登録がない方を受け入れると申し上げましたのは、午前中であつたりとか、短時間の労働をされているご家庭の低学年のお子さんに対しては、登録をしなくても、放課後、今まで過ごせていたわけですが、朝から突然にという形になりましたので、緊急避難的に登録がない方も一旦登録をしていただく形で受け入れるということを申し上げたもので、何でも受け入れるというように申し上げたわけではないので、誤解がないようお願いいたします。

○有馬庶務課長 学校の施設の貸し出し、どうぞ使ってくださいという部分でございますけれども、これは濃厚接触を避けるというようなことで、狭い場所にすまいるの方がたくさん来ると、濃厚接触は避けられないだろうということで、できるだけ多くの施設を使えるようにという配慮を学校側もしているということでございます。全体の人数は、すまいるスクールでも今把握しておりますので、それに対応していこうということで学校の対応ということでご理解いただければと思います。

○吉田保育施設調整担当課長 保育園等における困難ケースでございますけれども、例えば、おおむね2種類に分類されております。区に原因がありまして、例えば保育園とかでの子どもの噛みつき等のその後の対応に、親のほうは納得しなくて、かなりもめてしまうケースや、あとは、もともと区にできないことを要求してまいりまして、それに対して執拗にSNS等で、あること、ないことを書き上げたりとか、あとは保育士に暴言を吐いたりだとか、そういうことは最近増えてきている状況でございます。

○大関教育総合支援センター長 学校に対する強い要求等につきましては、過去、従前より対応を日々しているところでございます。中には学校だけではなく、教育委員会のほうに直接ご要望をいただくケースもございますが、何をもってそれが対応できるかどうかは個別のケースですので、何件あるという形は、この場では回答はなかなか難しい状況にはございます。必要に応じて教育委員会が弁護士のもと一緒に相談に行くなど、そういった形で対応はさせていただいているところです。

○西本委員 感染については、限定的だという話があるのですけれども、いずれにしても、登録していない児童を受け入れるということは、それだけのリスクがあるということでありますので、それならば、人口密度を減らしてというところで、いろいろな施設をとということがあるとは思いますが、そうすると、今度は、そちらに対しても、消毒、除菌、これは非常にかかる形になると思うのです。なので、そうなってくると、人材も必要になってくる、やっぱり注意の仕方が大分変わってくることだと思うのです。なので、保護者の方々に対しては、極力避けてください、特別な理由がなければということを言っているわけですから、やはり区の対応としても、それを原則において感染防止ということを徹底してやっていただきたい。もちろん働いている方々にとっては、預けるところなくなるわけですから、非常に大変なことはわかります。だけれども、どちらがいいかということです。感染防止ということで日本全国でやっているにもかかわらず、その逆方向に行くことだけはやはり避けるべきではないのかということを強く強く申し上げておきたいと思います。

それから、最近の保護者に対してということで、SNSで非常に言いたいことはたくさんあるようでございまして、いろいろ攻撃をされるケースがあります。これは1つの危機管理だと思うのです。教職員の方々、それから保育士、幼稚園の先生も含めて、やはりそういう暴言とか、いろいろな言葉の暴力といいますか、インターネット上での危機を非常に感じているのですけれども、それに対しては、弁護士もいらっしゃると思いますけれども、組織で対応するということと、それから、幼稚園、保育園の情報が小学校、中学校のほうに連携をした形で情報共有化をしていかないと、なかなか対応できないだろうというふうに思っておりますので、その対応についてお聞きしたいと思います。

○吉田保育施設調整担当課長 保育士、職員が潰れないようにといいますか、そういう対応につきましては、職場全体でサポートするとともに、必要に応じまして、弁護士に相談を依頼するなど今までしたところでございます。今後も他の所管と連携して対応してまいります。

○鈴木（真）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 それでは、今年度の予算の補正の説明を何点かお聞きしておきたいと思います。

まず57ページ、子どもすこやか医療費助成事業が6,000万円の増額というところで、ご説明をいただきたいと思います。

57ページの私立保育園費については、全体として10億円余の減額というところで、それぞれ経費、開設経費と2つに大きく分かれますけれども、今年度当初の計画と、最終補正予算と異なったことについての要因等のご説明をお聞きしておきたいと思います。

3点目に、国民健康保険事業会計、それから後期高齢者医療特別会計について、歳入のほうですけれ

ども、それぞれ普通徴収が増になっておりまして、特別徴収が減になっています。これ、毎年の傾向なのか、見積もりが要因なのか、そこら辺をお聞きして、もう1つ、国保が368億円余に対して、2,000万円とか1,000万円台のそれぞれ増減、一方で後期高齢のほうは87億円余の規模に対して、それぞれ11億円余の減であるとか、12億円余の増であるとか、ちょっと極端な、それぞれの財政規模に対して大きく違うので、これについての違いがあるのかどうか、ご説明いただきたいと思っています。

それから、介護保険特別会計については、中身についてはさて置いておいて、新型コロナウイルス感染症について、特養等、特に高齢者施設からマスク、消毒液について、たくさんのご要望の声がおそらく区にも届いているのだらうなと思っております。そこら辺の様子をお聞きして、全体として、保育関係、先ほどは医師会のお話もありました。明確に、今の時点でのルールがあればお聞きしたい。要するに、区には防災備蓄があり、それから危機管理的な備蓄があり、また新型インフルエンザに対応した備蓄もあるという区としての全体の備蓄が、マスクとか消毒液にはあると思います。その中で区立については、各所管でこの備蓄を使って提供しているのか、それとも各所管で備蓄品とは別に、各所管独自に仕入れたりして、そういうふうな対応をしているのか。一方で、指定管理等、区立といえども民間事業者に委託、また指定管理をしている公設民営みたいところは、各民間の運営事業者自身で用意するのですよと、こういうマスクと消毒液についての全体のルールがありましたら、お知らせいただきたいと思っています。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 子どもすこやか医療費助成事業の補正の増加でございます。こちらに関しましては、大きくは対象者数の増加が見込まれております。過去3年間の統計をもとに、12月から3月の支出額は、4月から11月の支出額に比較して、50数%となっております。見込額を算出しております。したがって、それに従って計算したところ、6,000万円の増加となっております。

○大澤保育支援課長 私立保育園費の減でございます。まず、私立保育園経費でございますが、こちらは在園者数、入園者数が見込みよりも減になったための減額でございます。

具体的には、新規開設園や2年目、3年目に3歳児、4歳児、5歳児が、どのくらい入園者数があるかというところが見込みが難しいところでございまして、当初の想定よりも入園者数が少なかったということでございます。

次の私立保育園開設経費でございますけれども、こちらは11月開設園が1園ございますので、そちらの開設経費が令和元年度には使わずにいたということ、それから、各園の建設費を上限額まで想定して予算を組みましたが、各園、上限額までは使わずに建設が済んだということで、その余りの分を足し上げて減額をしたものでございます。

○池田国保医療年金課長 国民健康保険料、後期高齢者医療保険の保険料の特別徴収分が減額になり、普通徴収分が増額になっているところでございます。こちら年金からの天引き徴収ということで毎年予算計上させていただいておりますけれども、実際に年金からの天引きが半分以上を超える場合には年金天引きができないというふうなものがございまして、そういったことで年金天引き、特別徴収で算定したものが、実際には特別徴収ができずに普通徴収に回ることによる普通徴収の増、特別徴収の減ということでの補正という形になっているところでございます。

○立川総務課長 マスク、消毒液の備蓄に関することにお答えします。

まず、考え方といたしましては、東日本大震災以降、各施設での備蓄が一定量必要だろうということ

がまず1点考え方でございます。それから、区民避難所等、防災課所管でございますが、こちらでの備蓄ということ。あと、総務課所管では、新型インフルエンザ等業務継続計画において備蓄が必要だと、そういった三本柱で今やっているところでございます。

○寺嶋高齢者福祉課長 区内の特養等の状況というご質問がありましたので、実態をご説明いたします。

まず、2月の中旬あたりだと思うのですが、マスク、消毒用アルコールが一般的に入手が困難になったあたりで、一度、各施設に調査をかけました。その際には、各施設は、例年この時期、インフルエンザ対策等を通常やっておりますこと、それから1年中、アルコールの消毒液は入り口に置いてあるということがありまして、一定程度の備蓄があるということで、その段階では、在庫に関しては特に問題がないという回答を得ました。

ただ、マスクに関しては、ここまで大量に使ったという実績が今までなかったこと、それから、同じ法人がやっている併設の在宅訪問系のところでは、マスクの消費がやはり多くなってきたということで、今の段階では足りているのですけれども、これが長引くようであれば、若干の危機感はある、こういったような調査の結果でしたが、今の段階では不足はしていないということでございます。

○立川総務課長 いわゆる区全体でこういったふうに備蓄品を使用していくのかという、そういったお話かと思えます。

まず、総務課で所管します新型インフルエンザ等業務継続計画におきましては、業務継続という観点から、まず職員用という考え方が1つございます。あともう1点は、直接患者を扱う医療機関用という考え方でございます。それから、それでも当然備蓄品につきましては底を突いてきますので、そういったところで区民避難所等に配備しているものを、備蓄品をどう取り崩していくかということは、それぞれケース・バイ・ケースで考えるということでございます。

○若林委員 またお聞きすることになるかもしれませんが、もう1つ、区立と民営のところの立て分けはどういうふうになっているのでしょうか。

○立川総務課長 基本的には、区の業務継続を中心に考えておりますので、指定管理につきましては、それぞれ予算措置をしまして備蓄をしているところでございますが、私立につきましては、私立が各施設で考えて備蓄をしているというふうに考えているところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 マスクをしたまま失礼いたしますが、47ページ、先ほど、大倉委員から質問させていただいた学校内の空調で、9カ所がリース型のもので音がうるさいと、防音パネルの設置工事をしているということでした。確かに近隣の方からのうるさいという声で、なかなか動かせないのだなどという話もありまして、この工事が完了すると、基本的には各校でもうほぼ稼働を間違いなくできるのかというところと、それと利用者団体がやはり遠慮して使っていなかったというところがあるのだけれども、利用者団体もたしか使っているというような話の中で、そうなりますと、夜間開放とかをしているところも使い出すのかというところで、例えば照明代をとっているわけですが、エアコンを夏でも冬でも、本来、学校の授業でない時間帯につけっ放しにしておくということは、相当なランニングコストがかかるので、私はそれを1年間分でならして、利用者団体に空調費と申しませうか、何月にかかるからというとり方だとおかしいので、年間分でならして、しっかりそこをもらうように手立てをする必要があるのでと思うのですけれども、その考え方をお聞かせください。

それと、57ページ、67ページあたりで、更正減額が出ていまして、今さらなのですが、考え方を

お聞きした上でというところなのですけれども、57ページの児童センター運営費は、繰入金云々は置いておいて、国庫支出金と都の支出金が減って、その分、額は変わらないから、その分を一般財源でという話になっています。もともと想定していたものが出なくて一般財源なのか、何かこの辺の状況がどういうものなのか知りたいです。

それと、67ページのマイスクール運営費は、もともと一般財源で始めたものが、これも補助対象になって出てきたもの、こちらのほうは考え方が比較的わかるのですけれども、財政にお聞きたいのは、例えば財源更正をするときは、最後はやっぱり分どり合いではないのだけれども、品川区がこういう事業をやっていた、だからこれが欲しいとか、そういうものが逆にあるのか、そういう機会が何かあったりして入れ替わることがあるのかということもあわせて改めてお聞かせください。

○有馬庶務課長 体育館の空調機の関係でございます。防音パネルを設置した後、安定して使えるかということですが、近隣の方が、それでもうるさいというように、どのぐらいの音で言ってくるかというところはちょっとわかりませんが、我々としては、できることをやりますということで、今、対応をさせていただいております。そのほかにも消音器の設置ですとか、そういったことも次の段階では取り組めるかと思っています。とりあえずそこで様子を見ていきたいというふうなところが現段階でございます。

それ以外は、利用団体の方には、8時を過ぎたら、あとは余熱でお願いしますとか、夜遅い時間は少し運用のほうでやっていくというようなことをお願いするというようなことも考えていかなければならないというふうに思っています。

あわせて、料金につきましては、どういうふうにやっていくかは、今後考えていきたいと思っているところでございます。

○品川財政課長 財源更正になりますけれども、基本的に今回の補正予算で出している分は、急遽、国それから都等で補助金がついて、一般財源等と精算をしているというような形が多いと思います。補助金は、どうしても当初見込みよりもかなり動く可能性は非常に高く、やはり国や都でも、その補助を出すにあたっての予算要求をして、ある程度の全体額を確保していると思うのです。その中で各自自治体に配分をした中で、やはり年間を通して余りがあったりとか、足りなくなったりとか、そういう部分があったりします。そういうところで当初予定していなかった動きが出てくると、そういったところでの対応で、この財源更正を行っているというものでございます。

○渡部委員 学校のほうは承知しました。実際、これでおさまるといいですけれども、子どもたちが主役ですので、日中は少なくとも使えるようにしていただいて。多分、今のままだと、学校全体で光熱費が幾らみたいに出てしまっているのでしょうか。ですから、暖房代、夕方から何時間の分はいくらかわからないのだと思うのだけれども、それが結構な金額になるようだったら、あれだけのものがついてくるから相当かかるのではないかと、ふと思ったところもあって、では、10円なのか、20円なのか、100円なのかかわからないけれども、そこは応分負担していただいたほうがいいと思っています。つけるときにそういう話をしておけばよかったなとは思ったのですけれども、ちょっと考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

財源更正のそれはわかっていて、わかっていていいのでしょうか、そのとおりなのですけれども、ただ、最初に予定していなかったものがつくのはいいのだけれども、要するに、事業費合計が変わらなくて、もらえる予定だった補助金がなくなってしまった、もともとももらえる予定だったものが、計算式に基づいてもらえるはずだったものが、事業途中なのか、どういう状況なのか、計算間違いなのかかわから

ないのだけれども、もらえなくなってしまったものが57ページなのかなという見方をしたのです。これがなぜなくなってしまったのか、東京都のほうで認められなくなってしまったのかということがわかれば、逆にその答えが知りたいなと思ったところがあって大きな聞き方をしたのだけれども、わかれば教えてください。

なぜこれを聞いているかといったら、先ほどからさまざまな質問が今日出ています新型コロナウイルス感染症の部分なのですけれども、今、それぞれ自治体で違うやり方ですと言ったらおかしいのだけれども、対策をとられている。では、それが国も毎日毎日状況が変わっていく中で、お金がつかのかつかないのかというところがあって、だけれども、区としてやらなければならないことは、今、行政の方々が必死にやっているわけです。ここ2週間が本当に踏ん張りどころだと思って、私たちがやることは、頑張ってくださいしか言いようがないわけです。そのような中で、しっかり品川区としてとらなければならない対策を、ぜひこれからは、これは予算があるからではないからではなくて、やっていただかないとだめなのだと思うのです。あとからこういうことを品川区はやってきたという中で、国なり都なりから手当を受けるというのが実は一番正しいやり方なのかというふうに考えていますので、ぜひここは本当に2週間、全庁挙げて踏ん張りどころでございますので、やっていただきたいと思います。

その中で1点、小さいことなのですが、子どもの問題、先ほど来いろいろ出ていて、1つだけ、もう本当に端的に、いい悪いではなくてお伺いしたいのが、品川区は公立幼稚園もお休みにたしかなくなってしまいましたね。保育園ですとか小学校とかだと、すまいるスクールがあったりとか、保育園はやっていたりという中で、幼稚園はあくまでも幼稚園なのだけれども、そこでも預かりとかも多分なくなってしまった中で、そこであぶれてしまったお子さんがもしいるとしたら、行政に相談された場合、それはどういう対応をしていくのかというところを教えてください。となると、本当にこれから2週間の新型コロナウイルス感染症に対する対策といいたいでしょうか、総務課のほうで、どういう決意をもってやっていくかということもお聞かせいただければと思います。

○品川財政課長 財源更正でございますが、補助金の中で、先ほど、全体像で急遽つくとか、そういうお話はしたのですけれども、これはあまりお話の中でどうかというところもあるのですが、1つは、やはり補助金の制度の解釈の問題、こういうところでの考え方の違いで、こちらとしては、当初出ると思って要求をしましたが、例えば東京都や国のほうでは、要綱上、その解釈は違うのだと、そういうことで補助金が出なくなる、そういったケースも幾つかはございます。そういう点で、今回のところについても影響が出ているというところがございます。

○吉田保育施設調整担当課長 区立幼稚園における休業中の預かり保育の実施ですけれども、預かり保育については通常実施しておるのですけれども、できる限り、ご家庭での保育にご協力くださいというお願いはしているところです。また、発熱、せき等の風邪の症状が見られた場合は、自宅療養をお願いしているところでございます。

○立川総務課長 新型コロナウイルス感染症関係でございますけれども、これまで各所管と連携しながら、また国や都の動向を注視しながら、区としてできる対策を進めてきたところでございます。今後とも皆様からいただいたご意見を踏まえて、最善の施策を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○渡部委員 区の職員の方も、きっと何らかの理由をお休みをしなければならない人とかが出てくるのだと思うのです。本当に、今は、国を挙げての頑張りがちどころだと思っておりますので、全力を挙げてこの対策に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木（真）委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 私からは、43ページの地域人材ダイバーシティ推進事業補助金について、あとは、時間次第で、住宅・建築物耐震化補助金について伺います。

まず、地域人材ダイバーシティ推進事業補助金であります。これ、先ほど、横山委員からもお話がありまして、モンゴル高専の卒業生と区内製造業の簡単に言えばマッチングをするというような事業であるかと思っています。これは、昨年初めて、就業者が出ているというふうにも伺っています。初めに、モンゴル高専の卒業者数、そして、システムをまだ理解していないので、その卒業者数の中で品川区に就業し得る可能性のある、条件がマッチする人数がどれぐらいいるのかということと、インターンシップを受け入れされているというふうにも伺っていますので、インターンシップに実際に来た人数。あとは、就職者数の4点をまずお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 モンゴル高専との科学技術交流事業につきましては、今年3年目でございます。3年前には、短期インターンシップということで、こちらは最初に友好関係、連携をつくるということですので、品川区に10人の高専の生徒がまいったということでございます。2年目には、そうした短期インターンシップに加えまして、長期インターンシップということで、夏休みの期間、1カ月ほどというようなところで、これも長期、短期合わせてそれぞれ10名ほどというようなことでございます。3年目を迎えまして、モンゴル高専は、新設をして、最上級生がそういう形で区とやりとりをしてきて、今年6月に最初の卒業生を輩出したということでございます。高専は、現地で3校ありまして、トータルで150人の卒業生が輩出されたということでございます。

先ほど、10人ほどの連携からスタートして、その中で、今年度3名が正規雇用で就職したということで、来年からは150人に卒業生に対して、品川区の中小企業において8名から10名ほどずつ受け入れるようなことで、現在、対応しているというような状況でございます。

○芹澤委員 就業者数は3名ということで、昨年のプレス発表を見ると、目標就職者数が5社5名というふうに記載があって、私の検索間違いなのかもしれないのですが、東京都のホームページの品川区の事業の目標者数を見ると、15人というふうに記載があるので、その5名と15名の相違をご説明いただきたいのと、あとは、製造業、やはり人材が間違いなく不足していると思うのですが、残念ながら、今回、3名しかと言ったらあれですけども、3名しか就職が決まらなかったということで、このニーズを解決するような手立てが何かできないのかと思っています。外国人の雇用は、やっぱり文化とか宗教とか、さまざまなものがあるのですが、私の経験で言うと、やはり雇用者と被雇用者の理解の促進がなかなかできないのかと思っています。このプレス発表の資料に書いてありますが、外国人雇用に関する事前講習等、さまざまやっつけいらっしゃるかと思うのですが、例えば法的な手続の中で、ここに就労ビザの取得に向けた支援というのもあります。ここを改めてご説明をいただきたいのと、あと、よく問題になるのが、外国人が雇用されるときに、労働契約書が外国語に対応していなくて、日本語の漢字が思い切りバツと書いてあるようなものによくわからずサインをするというようなことで、最終的に離職になってしまったりとか、あとは内定を辞退するというような問題もあるのですが、内定辞退等が特に今のところ出ていないのかも含めてお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 当初、東京都に出した本件事業の目標ということで、前年度に短期と長期のインターンシップで15名を迎え入れて、目標としましては、その全員を品川区に何としてでもマッチングするのだということで15名の設定としたものでございます。ただ、現実には、当時、17歳、18歳の彼らなのですけども、海を越えて品川区にいらっしゃる。これは有期のインターンシッ

ブ事業ではありません。人生をかけてというレベルですので、やはり就職とインターンシップの人数は全く違うわけでございます。私どもは、3名しかということではなくて、やっと1人でも就職できたなというような気持ちでおります。

といいますのは、海外の高専もシステムがなくて、そもそも高専に対しては、当時、日本大使館もビザは発行しない、こういうような状況でございました。そこを品川区も、あるいは高専、現地の大使館などと、この事業の必要性、高専の生徒の現地での活躍とともに、まだモンゴルでは卒業生全員が就職できるような経済状況ではありません。そういうことで日本で、品川区が窓口になって、若い彼らの活躍先を1つ架け橋を作ろうではないかということでやっておりますので、その辺はご理解をいただけたらというふうに思っております。

それから、そういう意味では、ビザの取得支援も含めて、区内中小企業もそうした外国人材の受け入れになれているわけではありません。彼らの定着支援も含めて、企業側の教育プログラムも必要だろうということで、同時進行でさまざま動いて、現実的にはやっと成果が出ています。これを1人でも2人でも区内産業の活力のために優秀な人材としてしっかり区としては力を入れてやってまいりたいということで考えるところでございます。

○芹澤委員 私も行政書士として、そういった仕事をしていまして、この3名が少ないというお話ではなくて、おっしゃるように、3名は就職したということが、まず第一歩というふうに思っております。その中でさまざまな拡充をしていって、ぜひ区内産業の担い手になり得るような人材をぜひ確保していただきたいと思います。思っております。

続けて、先ほどの横山委員との答弁の中でですが、課長から、区民として外国人材を受け入れるというお話がありました。外国人からすれば、当然、母国は別にあるわけですが、日本に来るということで、日本に少なからず愛着を持っていらっしゃる。そして、自分たちが住む地域に対しての貢献をするというのは、日本人よりももしかすればハードルが低いのかというふうに思っています。外国人を区民として受け入れる中で、例えば町会だったりとか、防災組織であったりとか、地域事業に関してぜひ取り込むというか、貢献をしていただくというような制度をつくっていただきたいと思います。そこら辺のご見解をお聞かせください。

○山崎商業・ものづくり課長 企業にとりましては、人材不足の中の貴重なエンジニアとしての戦力の期待と、それから、ビザの発行を受けて区民になって、5年、10年と区内企業で働いて一人前になっていく中で、区としましては、一般区民として受け入れる。産業部門以外のいろいろななかかわりの中で、こうした外国人のダイバーシティ、人材の有効活用の観点で見守りつつ、委員がおっしゃられた地域の一員となった地域貢献活動などへの理解、品川区に愛着を持っていただくようなこと、そういうことも含めて、産業部門以外のオール品川で、例えば住宅の取得などに悩んでいるような場合は、住宅部門との連携なども含めて、今、話をちょうど進めておりますので、そうしたことでしっかりこの件につきましては対応してまいる所存でございます。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 まず、57ページの児童福祉費の3、児童保育費、ぷりすくーる西五反田経費、社会福祉法人設立支援の減額補正です。それからもう1つは、ちょっと該当項目が見当たらないのですが、地方財政の会計システムについてお尋ねします。

まず、ぷりすくーる西五反田経費のほうですけれども、これは昨年の12月の文教委員会の報告で、ぷりすくーる西五反田の指定管理者、NPO法人子育て品川の事業を、区内社会福祉法人福栄会に移行

する、指定管理者の変更については議会に提出予定であるという報告がありました。子育て品川が社会福祉法人事業を持たないため区の社会福祉法人設立に向けたバックアップが、なかなか難しいということで、ここで減額となったと思うのですけれども、事項別説明資料だと、予算化されていたものがあって、約2,000万円の委託料と、こちらの約5,000万円の補助金という形であったのです。そのどちらかというところと、その内訳を、済みません、私の理解が説明資料ではわからなかったのをお願いします。

○吉田保育施設調整担当課長 今回の57ページのぷりすくーる西五反田経費の内訳でございます。内訳につきましては、法人設立経費ということで、当時は社会福祉法人をつくろうと思っておりまして、まず、自己資金として1,000万円必要になります。それから、運営費経費として12分の1、これは社会福祉法人のほうで所持する必要がございます。約2.4億円、年間の運営経費がございますので、おおむね12分の1ですと、約2,000万円。それから、事務費が約500万円、これで大体3,500万円ぐらいの法人設立経費と、あと、法人を維持するための人件費、社会福祉法人としての職員の人件費がございますので、そこに約1,500万円程度を見込んでおりまして、合計して約5,000万円というところで算出していたところでございます。

○高橋（し）委員 理解しました。ありがとうございます。

それで、この子育て品川は、開設当時から品川区とともに保育・教育に携わってきたわけですが、その子育て品川、指定管理者ですけれども、そこは解散になるのか、それとも合併又は破産による解散になるのかということをお伺いします。

○吉田保育施設調整担当課長 NPO子育て品川につきましては、解散という形になります。

○高橋（し）委員 解散という形で発展的にというところだと思います。その後の福栄会との関係については、また機会を改めてお伺いしますが、そうすると、NPOが解散する場合には、残余の財産が出てくると思われます。それは、もし現在把握されていれば、どれぐらい残余財産が出てくるのか、お願いします。

○吉田保育施設調整担当課長 昨年の決算ベースになりますけれども、約2,000万円ほどあるというふうには伺っております。

○高橋（し）委員 昨年度の決算で約2,000万円。ところで、そうすると、東京都のホームページの中に、この子育て品川の定款があります。解散するときにはという項目がありまして、53条には、解散したときに、残余する財産は、社会福祉法人品川総合福祉センターに譲渡するものとあります。しかし、事業は社会福祉法人福栄会に事業を継続するのですが、社会福祉法人品川総合福祉センターに残余財産が移譲され、一方で運営は福栄会が継続していくという、そういう関係はどのようになるのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 現在、その件につきましては、NPO法人子育て品川で定款を変更する予定で進めております。ただし、定款の変更にかかわりましては、全体会のようなものを開かなければならないので、それは5月ぐらいの総会のところで変更するという話を聞いております。

○高橋（し）委員 承知しました。福栄会のほうに事業が継続され、これまでNPO法人子育て品川が進めてきた、そしてぷりすくーる西五反田の先駆的な保育や教育がうまく継続されることをお願いして、この質問をさせていただきました。そのあたりの課題をうまく解決して、次の通園されるお子さん、また通園されているお子さんや保護者の方々の不安を解消して、今後も就学前教育施設としてリーダーシップをとることを期待して、この質問を終わりにします。

次は、地方財政システムですが、昨年の3月29日に総務省省令が公告され、地方財源の歳出科目は、28節あるのですが、その中の7節賃金が廃止され、それ以降の節を繰り上げることになりました。それを今年の4月1日からやらなければいけないということになりました。それで、それをいつやる、どのようにするかということは、今年度、自治体に判断を任されています。そもそもこの賃金の歳出科目の廃止は、どのような理由で行われたかということと、もう1つは、今年度中に対応されたと思うのですが、補正予算で財務システムを変えるのは私は随分お金がかかると思うのですが、補正予算でも出てきておりません。そして、この最終補正予算でも出ておりません。来年度の4月からシステムが変わるのだと思います。実際、来年度の予算案は、7節の賃金が抜けて、1つずつ繰り上がっています。この費用はどのようにして出されたのか、お尋ねします。

○黒田人事課長 賃金を削除した理由でございますけれども、地方公務員法につきましては、4月から会計年度任用職員制度が始まるということから、地方公共団体に勤務する者につきまして、一般職にも特別職にも属さない者の存在を4月1日以降の改正法では予定していないということから、雇用契約による勤務の関係の成立を想定しないということから、賃金を削除するというのが国から示されたものでございます。

○品川財政課長 7節賃金の話ですけれども、経緯については、今、人事課長からお話しいただいたところで、財務システム関係のところについては、年間でシステムの修正費用等を設けております。対応としては、その中でやっていくということで、4月1日以降は、この賃金の科目を廃止して支出等を行っていく予定でございます。

○高橋（し）委員 そうすると、具体的にどれぐらいの金額かというのは出てこないものなのでしょうかということと、もう1つ、これはもし款が違ったら指摘していただければいいのですが、そうすると、この賃金という項目が減っていくことによって、人件費全体のいわゆる計算上のパーセンテージは、今年度よりも上がっていくというふうになるのでしょうか。それは7節の賃金がなくなり、1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等のところに入っていくことになるかと思いますので、もし人件費比率の動向についてお話ししていただければ、お願いします。

○品川財政課長 原則の計算の仕方としては、この賃金分が報酬、給料のほうに入ってきていますので上がるという認識なのですが、財務省のほうで統計のやり方等で会計年度任用職員は抜いてくれというような指示が来るかもしれません。その辺については動向を見ながら考えていきたいと思っております。

○高橋（し）委員 会計年度任用職員制度については、機会を改めてお尋ねしたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、補正予算全般について、そして新型コロナウイルス感染症も関連しておきます。

まず、各事業費の増減については、今回、補正をしておりますが、1月中旬ごろから新型コロナウイルス感染症が中国の武漢で蔓延していて、公衆衛生システムの崩壊が公表されていまして。日本はそれでも中国の観光客等の渡航の閉鎖がおくれたため、日本にも流行することは指摘されていまして、重症化や死亡するなど原因不明の危険な感染症とも指摘されていまして。このときに区民の命と健康に対して、安心安全が損なわれるような危険な状況下にあるにもかかわらず、また想定されていたにもかかわらず、なぜ品川区は今回の補正に新型コロナウイルス感染症対策をきちんと補正予算化しなかったのか教えてください。

○品川財政課長 今回、コロナウイルス関係で補正予算に計上していないというようなお話ですが、補正予算作成の段階は大体1月上旬ぐらいのところになっております。その中で、新型コロナウイルス感染症の状況を把握して予算を出していくというような状況になってくるかと思います。基本的には、そういう中でうまく動きがとれればよかったというところはあるのですが、なかなかまだ1月の時点で新型コロナウイルス感染症の状況は、それほどというところも見解としてはあったのかというところがあります。ただ、費用を予算化する、当然、予備費をたくわえておりますので、急遽何か対応のあるときは予備費で対応ということが出来ますので、あえて今回は補正予算では上げてございません。

○須貝委員 今、予備費というお話もありました。でも、このたび区民の命と健康がかかわっている、それだけ重大な状況にあるわけです。区民を守る対策、まさにこれは緊急事態と私は思うのです。緊急事態にもかかわらず、これを最優先しない。緊急対応である緊急補正をきちんとすべきであると思いますが、その辺についてもご見解をお聞かせください。

○品川財政課長 まず、補正予算等をするにあたっては、区としてどういう対策をしていくかというところが非常に重要になるところでございます。現在のところは、学校等いろいろなところで対応はしております。これにあたって、予算化して対応しなければいけないところ、この辺をやはり検討していかなければいけないという必要性があるかと思います。その辺のところ固まり次第、予備費でいくのか、補正予算でいくのか、対応等も考えていきたいと、このように思います。

○須貝委員 区の危機管理ということもここで指摘されると思うのです。実際、国でも初動体制がおくれました。でも、区は今までさんざん危機管理、危機管理ということで、さまざまな災害のときに、本当に庁内でも皆さんがいろいろ工夫をして、初動体制はしっかりやるのだ、そしてこういう緊急対応もするのだということで、ちゃんとそういうマニュアルもあるかと思うのです。ところが、実際、こういうときにおいて、何をどうしたのだというときに、我々の耳にもなかなか入ってきませんでした。でも、我々はみんなマスコミ等の新聞報道を見て、すごく心配しておりました。例えば予算で何を使うのだ。例えば職員対応について、私はまずお聞きしたいと思うのですが、職員の皆さんや家族の命、健康を守ることはもちろんですが、このような緊急時に、もし区民サービス体制や区民支援体制を維持するために、職員の方が倒れたら、大勢の区民の支援ができなくなるのです。医療では、医者が倒れたら、やっぱり公衆衛生、病気を蔓延するということで、やはりどんどん感染が蔓延してしまう。そういうところがあります。でも、それだけ今、職員は、緊急体制に備える、そして職員を守るということは、イコール区民を守るという重大な使命があると思います。大切なことだと思います。そして今、職員へのマスク、これは支給されたというお話も聞きました。あと、時差通勤も始まったような話も聞きました。でも、実際に毎日、職員の方が自分の体温をはかれるような健康管理はやっているのでしょうか。中国でも、テレビを見ますと、非接触式体温計を用意して一人ひとりはかっている。そういうことも大切なことだと思うのです。そしてさらに、庁舎内は閉鎖空間です。これに対して空気清浄機、そういうものを緊急に用意して取得するような対応に動いたのかということもきちんと品川区はそういう対応をするべきではないかと思うのですが、実際、どうなのでしょう。できる限りのことをしなければいけない。そして庁舎の出入りに対しても、区民もそうですが、お客様が庁内に入ってくる。そのときに非接触式体温計を用意したり、出入口できちんと検査をする。そして、安心して安全な庁舎をつくり上げる。そして多くの方々に感染の予防の啓発をここでしっかりやるべき、そういうことを区が模範としてやるべきだと思うのですが、その辺について、対応とご見解をお聞かせください。

○黒田人事課長 まず、職員の健康管理という面でございますが、職員に対しましては、みずからの

健康管理、発熱でありますとか、咳等の症状がある場合については出勤を控えるようにという通知は人事から行っておりまして、また庁内のグループウェア等では、健康管理に注意せよと、手洗い、うがい等を励行することということで指示をしております。また、委員からご指摘ありましたとおり、シフト勤務を活用して通勤時間をずらして濃厚接触を避けるというような対応を、現在、指示してやっているところでございます。

○須貝委員 中国では、日本の空気清浄機の会社に1,000台の空気清浄機を注文したという情報まで入っています。ですから、感染症が蔓延した国は、その地域は、それなりのことをやっているのです。人を守るために。中国人を守るために。ですけれども、実際どうなのですか。一人ひとりに健康管理を任せています。そうではないでしょう。できるだけことは区でやる。非接触式体温計を設置して、一人ひとり出入りに関しても確認する。各部課においても、その方たちの健康管理をする。そういうことは大切なことではないのですか。もう1回お答えください。

○黒田人事課長 職員の健康管理、一義的には職員がみずから自分の健康管理ということもございまして、いわゆる健康管理上の案内につきましては、人事課のほうでも職員厚生係から通知等を行っておりますので、それと、空気清浄機を設置するということもありますが、感染の状況については、さまざまな情報が流れておりますので、正確な情報を職員も取得しながら、きちんと職務にあたることが行政活動を継続することになりますので、そういう対応をとってまいりたいというふうに思っております。

○須貝委員 本当に緊急事態と思われているのでしょうか。危機管理体制、危機管理の仕組みが区にあるのかかわらず、では、お聞きします。一般の方が区に来庁されます。区民も、それからお客様も来ます。検査も何もないのです。空港も武漢だったら、ちゃんと閉鎖して、通路に、ここは入ってはいけない、入っていい、そこまでやっているほどの大きな伝染病ではないのですか。伝染性のある感染症でしょう。それに対して、どんどうぞ通過してください。でも、中で働いているのは職員です。職員の皆さんには家族がいるのです。職員の方がもしお客様から、また区民の方から感染したら、ご家族がみんな感染してしまうのではないですか。それだけ怖い病気だということを感染症のお医者さんも言っているのです。だから、それだけ危機管理の対応がしっかりできていないのではないかと思います。もう一度お答えください。

○立川総務課長 今回の新型コロナウイルス感染症に関しまして、厚生労働省のほうで当初から言われているのは、一般の感染症と同じように、手洗いの励行、マスクの着用、そういった基本的なことをしっかりやってもらう。これが基本でございますので、区といたしましても、職員に対しましては、その辺のエチケットルール等を徹底してきたところでございます。

○須貝委員 WHO（世界保健機関）では、マスクは、どういうわけかわからないですけれども、そんなに意味がない、効果がないと言っています。それはご存じですね。自分が発病した、それは人に移さないためにちゃんとしなければいけない。でも、自分が問題なかったら、マスクはしなくてもいいですと国際機関が言っているのです。どちらを信じていいのですか。だから、それだけ危機管理をしっかり品川区もやなければいけないと思うのですが、もう一度お答えください。

そして、これは緊急事態だと思うのです。私も確かに大したことないのかと思って一応持っていますが、今、マスクをしていない。区は、何のためにお金をためているのですか。何のためにお金を使うのですか。予算は誰のために使うのですか。このような区民の命や健康を守ることは最優先事項であると私は思います。ならば、この緊急対策事業に資金と人材を緊急に投入して、多くの職員、その家

族、そして多くの区民を守るということを考えていかなければいけないと思うし、それを実行するために、ありとあらゆるお金を投入してでも、人材を増やしてでも皆さんを守るべきだと思いますが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○品川財政課長 今回の補正予算で新型コロナウイルス感染症対策を計上してはいないというところですが、何も新型コロナウイルス感染症対策に対して予算を投じないというような考え方ではないということだけはこの場で言っておきます。今後もいろいろな対応策等あります。そういう場合については、ある予算については、基本的には積極的に投入して、区民の皆様の生命を守るために頑張っていきたいと、このように思っております。

○須貝委員 我々、補正予算で、区民の代表として今質問をしているのですが、これから投入しますとかというお話です。でも、そうではないでしょう。せっかく補正予算というものがあって、皆さんが審議されるなら、緊急事態ですから、そこに何がなんでも入れて、そしてこういうふうに区は皆さんのために動きますという姿勢を示すということは、すごく大事なことだと考えます。そういう姿勢で区も区民に対して皆さんを守るべくこういう対応をしていきます、予算もしっかりつけています、すぐやっていきますからという安心感を区民にもたらすということは大事ではないかと思うのですが、もう1回、ご見解をお聞かせください。

○品川財政課長 補正予算イコールアピールという形ではないというふうに私は考えております。どのような状況であっても、とにかく、予算は十分確保できているということは、この場ではっきり申し上げておきたいと思います。方法としましては、何度も申し上げているとおり、予備費等も十分に使いながら、必要に応じては補正予算等も対応していきたいと、このように考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私からは、82ページからの国民健康保険、それから97ページからの後期高齢者医療、そして介護保険では、121ページの地域包括センター運営費等に対する国庫支出金の増額について伺いたいと思います。

まず国民健康保険について伺います。84ページの一般会計繰入金が、マイナス3億6,580万円、これは国民健康保険に一般会計からの繰入れが減ったということなので、一般会計に戻すということで考えていいのかということの確認をお願いします。

それからもう1つ、85ページのその他一般会計繰入金ということで、これは法定外繰入だと思うのですが、マイナス3億948万円余になっています。これは予算では、10億3,742万円余だったので、結局、2019年度の法定外繰入は7億2,794億円ということでもいいのかということの確認をお願いしたいと思います。

それからもう1つ、払う財産がないとか、生活の窮迫などという方に対して、滞納処分の執行停止という措置がありますが、その件数と額について、平成30年度、令和元年度の件数、それから額についてお聞きしたいと思います。

○池田国保医療年金課長 まず、ご質問のところでございます。一般会計の繰入金、マイナスの3億6,580万円ということでございますけれども、こちらは一般会計に戻すということになります。それと、その他一般会計繰入金について、マイナス3億948万円余でございますけれども、当初予算は10億3,742万円余ということで、7億2,794万円が法定外繰入というような形になります。

また、滞納処分についての執行停止ということでの金額と件数でございますけれども、平成30年度の件数につきましては、2,930件で、額については、およそ2億円になります。今年度の執行停止に

つきましては1,729件で、額についても、およそ1億2,300万円ほどということになります。

○鈴木（ひ）委員 この滞納処分の執行停止というのは、本当にこれをする事で収納率も上げることができずし、払えない方の対応ということで、今後もぜひ払えない方に対しては、この停止処分をしていただきたいと思います。

それから、毎年法定外繰入が当初予算よりかなり数億円という規模で少なくて済んでいます。それを活用するだけで、私は子どもの国保料の無料化は実現できると思います。子どもの国保料の無料化、均等割の無料化ですが、国が求める決算補填等を目的の法定外繰入にも当たらないということも前から申し上げていることなのですが、そして区としても子どもの国保料無料化はすべきだと東京都に求めています。そういう点で言えば、子どもの国保料無料化の必要性については、品川区とも一致するということではないかと思うのですけれども、このことについて改めてお聞かせください。

それから、子どものいる世帯が何世帯か、また何人いるか、そして、子どもの国保料無料化に必要な額は、さまざまな軽減制度が5割、7割、2割とありますけれども、この均等割軽減を含めて試算した場合、何億円ぐらいで現在できるかということについても伺います。

○池田国保医療年金課長 子どもの国保料の無料化についてでございますけれども、こちらにつきましては、国民健康保険という制度上のことでございますので、こちらにつきましては、私ども、これまでも話をしていますように、国や都のほうに区長会を通じて要望を続けていっているところでございますけれども、引き続き、要望は続けてまいる予定でございます。

それと、子どものいる世帯と人数でございますけれども、今現在、子どもがいる世帯としては3,600世帯ほどございまして、お子さんとしては、およそ5,300人ほどおります。

必要な経費についてでございますけれども、均等割等の軽減とか、そういったものを除きますと、2億2,000万円ほどかかるというふうに試算しているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 2億2,000万円ですということ、法定外繰入が減った分で十分対応できるわけです。区としても、その必要性は同じだということで認識も一致しているわけですから、お金もあるし、認識も一致しているというところで、ぜひとも子どもの国保料無料化を改めて強く求めておきたいと思います。

次に移りたいと思います。2月28日付で厚労省から通知が出ました。「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」という通知が出されました。資格証の場合、窓口負担が全額自己負担になるということなので、ふだんから受診できないという状況に加えて、熱が出て数日たっても不安な思いを抱えたまま医療にかかれないうことがないようにすることが必要だということで、この通知が出たのだと思います。これは本人が重症化するということも心配ですが、さらに周囲に感染を広げてしまうということにもなりかねないということで、私はこの資格証の方がスムーズに医療にかかるようにすることが必要だと思います。改めて滞納者に発行している品川区の資格証、何世帯、何人いるのかということについてお聞かせください。

それから、2009年度の新型インフルエンザのときもこのような通知が出されたと思うのですけれども、そのときには多くの自治体で資格証の方に短期証を発行するという措置がとられたのです。これは共産党も国会で短期証を発行すべきだということを求めているところなのですけれども、これは自治体でもできると思いますので、資格証を発行しているところは、三多摩などはほとんどゼロというところもいっぱいありますので、そういう点では、私は短期証を資格証の方にすぐに発行していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長 まず、資格証の方の世帯数でございますけれども、1月末現在でございますけれども122世帯、発行している人としては163人に発行しているところでございます。

それと、2009年の新型インフルエンザのときの対応と、今回の新型コロナウイルス感染症の対応でございます。2009年の新型インフルエンザの際にも、資格証の対象者の方に対しましては、医療を受けることができるということがございますので、私どもの国民健康保険の窓口にご相談に来てくださいということでの通知で対応させていただいたところでございます。今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応といたしましては、今度は新型インフルエンザのときよりもかなり厳しい状況でございます、窓口のほうに来ることもかなり困難ということでございますので、私どもの対応としましては、新型インフルエンザと同じような対応ではございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、まずはこちらのほうから対象者にご連絡ということでお手紙を差し上げまして、3割負担で受けることが可能ですよということの通知を差し上げまして、ただ、3割負担でそのまま受診するということはすぐできませんので、まずは私ども品川区の帰国者・接触者相談センターのほうに、熱が4日以上続くとか、そういった相談・受診の目安がございますので、そういった該当をされている方は、そちらにまず相談をしてくださいということでさせていただくようなことになります。

このほかに新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザというとき以外に、いろいろな病気にかかったときにも、私どもとしましては、病気にかかって、どうしても医療機関にかからなければいけない場合には、まず私どものほうにご連絡して相談をくださいということで対応させていただいているところでございます。そういった対応については、今後も続けていく予定になってございます。

○鈴木（ひ）委員 私は、この資格証の発行されるような方が、どういう方かというのは、区としてもわかっていと思うのです。そういうふうな形で、なかなか区に相談に行けるような方ではないというところが実態だと思うのです。でも、そういう方が感染して、なかなか受けられない。そういうふうな状況がさらに新型コロナウイルス感染症 対策として必要だということで、今回、通知が出たので品川区としても、私はぜひ短期証の発行して、それで病院にすぐにかかれるというふうな形にできるように、ぜひとも対応をお願いしておきたいと思います。

それから、いろいろあるので次にいきます。後期高齢者医療ですが、これは本当にすさまじい値上げになりました。特例軽減が廃止されたということで、年金年額80万円の方は、この2年間で3倍になっています。それから168万円の方は、5年間で2.9倍の値上げです。それから、特に社会保険の被扶養者だった方は、平成28年から令和元年までの丸3年間で、1割だったものが10割に10倍になっているのです。本当にすさまじい値上げなのですけれども、年金が引き下げられて、さらに介護保険料もどんどん増やされてという中で、これだけすさまじい値上げに対して、やっぱり品川区としても、これに対してどのような対応をされてきたのかお聞かせいただきたいと思います。

○池田国保医療年金課長 今、委員からお話がありましたように、後期高齢者医療の保険料について、人によっては3倍というような形になっていることは事実でございます。ただ、私ども、また23区としましては、保険料の値上げの抑制をするために、都内の市区町村全部で特例の措置ということで、本来、保険料として算定しなくてはならない事業とか、東京都独自の所得軽減に対する費用につきまして、市区町村で費用を負担するというようなことをさせていただいているところでございます。令和2年度、令和3年度につきましては、217億円を都内全域で負担することになっているところでございます。

また、品川区ではどのようなということでございますけれども、品川区では、今年につきましては、そういった事業の負担金ということで、2億8,000万円ほどを保険料の上昇にならないようにとい

うことでの負担をさせていただいているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 今、紹介したように、もうとにかくすさまじい値上げなのです。そういうふうな中、私は特例軽減の復活ですとか、保険料負担軽減、それだけ入れてもこれだけの値上げになっているわけですから、それを強く国に要望して、区としても引き下げにというふうなことで努力をしていただきたいと思います。

介護保険のほうに、もうあと1分しかなくなってしまったので、ちょっと時間切れで質問できなくてとても残念なのですが、意見表明をしておかなければならないと思っていますので、意見表明したいと思います。

国民健康保険は高過ぎる国保料、法定外繰入が今年度の補正でも3億円余が減額され、品川区独自に子どもの国保料無料化は十分可能であるにもかかわらず行わない。後期高齢者医療は、高齢者にとってもとてつもない値上げを強いるものです。介護保険では、地域包括支援センターが地域に設置されていないという状況が続いています。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険ともに反対ということで態度を表明したいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 65ページの公衆便所費、それから、先ほども出ましたけれども新型コロナウイルス感染症で、マスクや消毒液等の備蓄について伺います。

公衆便所費は質疑がありましたけれども、西大井公衆便所改修工事、本来だったら、もう今、新しいトイレができ上がっているところだったのですが、いろいろお聞きするところによると、入札が2回不調になってしまったという中で延び延びになってしまっている。そして、新年度予算を見ますと、約1億円の予算になっていまして、この補正では5,600万円余ということで、いわゆる今年度は5,600万円余で入札をかけていたのしょうけれども、今度は1億円ということで、先ほどもあべ委員のやりとりがありましたけれども、これだけ合わないのかなというのがちょっとびっくりしたのです。それで、同じところにある大井町ですとか新馬場とかは、いわゆる鉄道事業者との関係の中での特別なそういう事情があるのか、そういうところも含めて教えてください。

それから、オリンピック・パラリンピックに向けてということなので、西大井も含めてここに出ているマイナス補正のところは、全てオリンピックまでには間に合うということでもいいのかどうか確認をさせていただきます。

それから、マスク等の備蓄については、先ほど、若林委員とのやりとりの中で、ちょっとわからないところがあったので確認をさせていただきたいのですが、その前の安藤委員の質疑の中では、医師会等から要請があつて、必要なものを提供したというお話がありました。一方、指定管理等については、原則はご自分のところでご用意いただくという総務課長からお話があつて、そのとおりだとは思いますが、今、報道等にもあるとおり、なかなかマスクが手に入らないような状況の中で、例えばそういった指定管理または特養ですとか高齢者施設を運営しているところ、また場合によっては私立幼稚園とか、そういった品川区と関係の深い、また品川区の事業を支えていただいている、いわゆる民間ですけれども、そういったところから支援要請があつた場合には、品川区の備蓄をどのように活用していくのか教えてください。

○溝口公園課長 私からは、今回、補正をさせていただいています公衆便所整備費に関しまして、お答えさせていただきます。

まず、西大井の公衆便所でございますが、不調の大きな原因といたしましては、やはり鉄道という特

特殊性がある中でのそれぞれの事業者の諸経費の考え方、また人工の積み方、そういったところが、私も通常のトイレ整備の積算とは大きくかけ離れた部分があった、そういったところを受けて不調となっているところでございます。

そういったところで、実際、鉄道の関連の事業者等との見積もりも取りながら、今回、予算要求をしているところでございます。

あともう1つ、額が当初予算額、今回の補正額、または来年度の予算額と大きく違うところにつきましては、2つ目の質問にも重なりますが、これまでオリンピックまでには全ての公衆便所については洋式化をしていきたいということで進めてきたところでございます。そういった意味でいきますと、西大井につきましても、この間、4月以降、順次進めて、短期間で洋式化の工事を進めていかなければいけないという状況でございます。当初の予定ですと、少し期間がありましたので、工程等をやりくりしながら、仮設のトイレを置かずに工事ができたところでございますが、短期間でオリンピックまでには終わらせたいというところで、短期間の工事になるため、どうしても仮設のトイレを設置しなければいけない、そういったところでも経費が膨らんでいるところもでございます。不調に伴う増額、またそういった短期間で洋式化を進めることに伴っての増額もして、来年度の予算要求をしているところでございます。

それと、今回、減額補正させていただいたところ全てにつきまして、オリンピックまでには洋式化の工事全てを終わるような形で計画しているところでございます。

○立川総務課長 マスク等の対応、民間から支援要請です。どのような対応が可能かどうかというのは、関係所管とも協議いたしまして進めていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

○たけうち委員 トイレのほうですけれども、いろいろ事情はわかりました。鉄道事業者特有の事情というのは、どのようなことなのか、簡単にあれば教えていただきたいと思います。そのほかのところについては、これから入札をかけていくということだと思いますので、同じような形で不調になってしまうと、オリンピック・パラリンピックに間に合わなくなってしまうし、それぞれの予算額も少し上がっているようには見ましたけれども、本当に大丈夫なのか、もう1回チェックしていただきながら、ぜひお願いします。

というのは、今、コロナの関係で、中国から、トイレや風呂の部品が入ってこなくて工事が止まっているという情報を一部聞いていますので、ぜひそこはしっかりとお願いしたいと思います。

それから、マスクとかの備蓄については、そうすると、今の段階では、医師会からはありましたけれども、先ほど、高齢者施設はまだ今のところないというお話だったのですが、例えば、私立幼稚園ですとか、またそれ以外の指定管理、指定管理のところもほとんど今はやっていないとは思いますが、今のところ、そういう要請がないということでもいいのか。ただ、支援要請があってから考えるのではおそいと思いますので、先ほども若林委員からあったとおり、今の段階で区としてどういう対応をするのか、早めに決めなければいけないのではないかと考えるのですけれども。

それから、備蓄については、さっき防災課のほうで11万6,000万と、それから新型インフルエンザ対策として6万枚というのが計上されているのではないかと考えるのですけれども、各所管で持っているもの以外での備蓄としては、その枚数でいいのかどうかということがわかれば教えてください。

○溝口公園課長 まず、鉄道に関連するというか、近接するに伴っての工事の特殊性でございます。一番は、通常であれば1日8時間、夜間でも8時間工事ができるところでございますが、どうしても電

車の安全の確保というところで、電車が走っていない時間になりますと、1日の作業時間が2時間とか、場合によっては1時間しかできない、そういった中での工事を行っていくことになりまして、やはりその分、日数がかかったり、諸経費の考え方が変わってきたりしているところがございます。

またさらに、安全な鉄道の運行をするために、かなり安全対策を求められております。また、西大井駅でいきますと、乗降客が増えてきておりますので、ガードマンを含めて安全対策、そういったものが求められてきているところがございます。そういったところの経費がかなり考え方によってはかけ離れている部分が出てきているというふうに感じているところがございます。

また、今回の不調につきましても、今後、ほかのものにも不調にならないように、しっかりチェックはしていきたいと思っておりますし、部品の納品ができないというところも聞いています。事前に設計会社を通じて、必ず設計したものが期限内に入るのかを確認しながら、今後、発注していきたいというふうに考えているところがございます。

○立川総務課長 新型インフルエンザ対策における備蓄量が合計で30万枚でございまして、委員ご案内のとおり、毎年6万枚を調達しまして、古い分につきましては、防災訓練等でお配りしたりしているところがございます。現在、30万枚のうち14万枚は使って、その後、6万枚を最近調達できたのですけれども、現状、合計で22万枚は新型インフルエンザ対策として手持ちがあるというところがございます。

○たけうち委員 新型インフルエンザ対策として調達していますけれども、それは新型コロナウイルス感染症でももちろん活用できるというふうに受けとめていいと思うのですけれども、いわゆる支援要請を待つのではなくて、できれば、それだけあるならば、なるべくそういった区の事業をやっているところについては、お声かけいただいて、できるものならば、少しお分けするということも必要なのではないかと思います、最後にもう1回お願いします。

○立川総務課長 備蓄には限りがありますけれども、そういった要請についても勘案いたしまして、今後の備蓄の切り崩しについては考えていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 39ページの武蔵小山駅周辺地区再開発事業、それと58ページの産業経済費ということで伺います。質問に入る前に、今日、冒頭で1番で石田秀男委員から、そしてまた、ほかの委員もありました新型コロナウイルス感染症対策について、しっかりと議会の意思を、今日、初日に表明をさせていただきましたので、十分にお受けとめいただいて対策を講じていただきたいと思います。ウイルスも菌も怖いということではありますが、ここに至っては、人間の目が非常に殺気立っているように感じられます。私、昨日、電車にりましたが、マスクをしないで乗っておりましたら、お客さんの一人が私をにらみつけまして、ウイルスよりむしろ人間のほうが怖いのではないかというような感じをしているところであります。

では、質問に移らせていただきますが、今、武蔵小山駅の駅前にタワーマンション、日本一感じのいいマンションということで建ちました。いよいよ竣工して、今、お店も入っているわけでありましたが、テナント、住居の現状についてお知らせいただきたいと思います。

○稲田都市開発課長 武蔵小山パルム駅前地区でございます。12月に建物が完成して、権利者等が徐々に入ってきているという状況です。12月におきましては、商業店舗等の一部が入ってきて、商店街に面するところ是一部オープンしてきている部分があるというところがございます。3月に入りましては、一般の分譲された方々も入居が始まる。それから、残りの店舗等も入ってくるという状況でござ

いまして、徐々に入居が始まって、町の中ににぎわいができてきているような気がします。

○大沢委員 気がしますならいいのですけれども、2月に建設委員として出ましたけれども、竣工式が行われました。あくまでもこれにかかわっている行政ならびに議会、それと地域の方のご存じですけれども、どうもいろいろなよからぬか、よからぬではないか、現状を見てなのですから、あそこがあまりにも入居が遅い。外側がもうできていますが、上のほうのマンションの住人が入っていないので、廃墟ではないかというような話がちまたでは流れているやに聞こえますけれども、そのことは聞かれたことはありますか。

○稲田都市開発課長 私も商店街の方ともよく話をするのですが、一部先行オープン、年末の商戦に合わせてオープンしたのはいいのですけれども、その後、ポンポンと店舗等の入居者も入ってこないというのが、商店街も人もテンポが悪いなというような話はされていました。ただ、3月には入ってくるということで、今後、この辺は期待したいと思います。

○大沢委員 では、住居部分は、ほぼ埋まっていると。聞くところによると、2回に分けて分譲したということですから、そのあたりの事情をお聞かせください。

○稲田都市開発課長 分譲の方法とか、その辺は区ははっきりとは把握はしていないところでございます。ただ、現状は、もうほぼ完売していると。1戸ぐらいい残っているかどうか。ほぼ完売というところでございます。

○大沢委員 ほぼと1戸残っているのは違うのですね。それはお互いの阿吽の呼吸で質疑はしたいと思いますけれども、この中でタワーマンションは非常に重要な位置にあると思います。商店街には属している、町会にも属しています、それと商業ビルならびにあそこの管理組合、あそこのマンションについての地域というか、土地の所属しているところが非常に重なり合っているのですけれども、複雑に絡み合っているのですけれども、そのあたりのところは、どのような地域、商店街、それとビルとしての組合、どのような位置づけであそこの1棟、その次にもできますけれども、立ち位置、位置づけをどのように役所では考えておられるのか教えてください。

○稲田都市開発課長 この武蔵小山駅周辺地区再開発、まず第1棟目のパルム駅前地区でございますが、防災上の街の課題を解決する。それから、公園や緑、そういうものをつくっていく。一番の大きな目標の1つに、商店街のさらなる活性化があります。こういうものを目標にしながらまちづくりはやっているというところにおきまして、今回できたパルム駅前地区の商業店舗等におきましては、商店街と連携をして商店街に入っているというふうに聞いております。ただ、全部が全部の店舗が入っているという具合でもなさそうなのですが、商店街へ加盟して、商店街のポイントカードか、そういうものも使えるというふうなことで聞いております。

○大沢委員 商店街ではなく、町会とか、そういう公についてはどのように参画を、やっぱり小山三丁目という町会がありますから、いずれ町会活動等々にも参画をしていただかなければいけない。過日においては、商店街の防災訓練にも、あの周辺の近隣町会ですけれども、連携をとということで出てもらうようになりました。地域とタワーマンションという位置づけを、ある程度決めておくことは必要だと思いますけれども、どういうふうに考えておられますか。

○稲田都市開発課長 地域との関係も非常に重要というところで、完成する前から地域の町会との連携、あるいは町会に入会とかというような話も随分やってきたところでございます。ただ、最終的に町会へ入ったかどうかというところまでは、今は確認はしておりませんが、そういうことで進んできているものでございまして、駅前広場等も町会や商店街等のイベント等にも使えるというところで設定して

おるものでございます。

○大沢委員 わかりました。地域活動課長は出ていきましたけれども、町会のことについては聞きませんので。

時間もあれですので、産業経済費に移ります。

武蔵小山創業支援センター、鳴り物入りでできました。けれども、やはりご存じのように、立地と動線があまりよくないように思われます。このところで、今既に2店舗、あそこのところで営業というか、実証でやっておりますけれども、今後、あそこの場所が残っていくために、さらにはあそこのところが目立つために、どのような戦略なり展望を持っていらっしゃるのか聞かせてください。

○山崎商業・ものづくり課長 今年度、予算審議をいただく内容の中のことでございますが、1階の今テナントが入っている部分につきまして、リニューアルというようなことを考えております。これは武蔵小山創業支援センターが設立されて10年経ってでございます。企業活動する場所としては3つのスペースがあります。ということは、3社の事業しかなかなか支援できないようなフィールドになっていたところを、交流を創出するようなスペース、それから外からの視認性、変わりゆく武蔵小山の街並みによりマッチして親しんでいただくような創業支援の空間というようなことをコンセプトで改築・改修を予定させていただいております。

○大沢委員 まさに今、課長がおっしゃったように、視認性が一番あの場所は大事だと思いますので、魅力あるつくりというか、入ってみたいくなるような造作というか、視認性を十分に重んじながら進めていっていただきたいと思います。質問を終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、本多委員。

○本多委員 67ページの防災課職員給与費について伺います。

補正の内容では追加補正ということですがけれども、先ほども有事の対応、有事と有事が重なったときの対応などについての質疑が出されておりました。昨年も台風対応で267名の体制で対応していただきました。これは防災課だけではなく、やはり災害対策本部長や、そういった本部を立ち上げて全庁的に取り組んでいるというのは承知しておりますけれども、それぞれ大きな災害だったり、水害だったり、台風だったり、それぞれの対策本部を立ち上げれば全庁的な取り組みというのはよくわかるのですが、その前に防災課の体制をどうしていくのかという、その内容、対応、その点についてお聞かせください。

○中島防災課長 防災課の職員の数、体制につきましてですが、委員ご指摘のとおり、昨今の台風の被害等を勘案しまして、災害対策の充実をこれまでも行ってきましたが、今後も引き続き拡大充実してまいりたいと思います。

そのような中で、防災対策に携わる人数は、限られるということもございます。これまでも増員等に努めてきたところですが、適切に課題に対して対応していくには、例えば委託を活用したり、災害対策は全庁的な取り組みでもありますので、そのようなことも行っていきたいと思います。

また、今回、防災課組織の再編等も行わせていただく中で、効率的な業務をして防災対策の充実にも努めてまいりたいと思っております。

○本多委員 限られた人数で業務にあたるということはそうだと思うのですが、それで今定例会で条例の改正の議案が出ていまして、この間も総務委員会で、これは大枠で言いますと、職員定数が2,489人から2,503人で、防災課は令和元年度から令和2年度には1人増やして32人から33人、この大枠は了としました。この議案に対して、付則で70名の定数外があるのです。条例は

大枠ということなので、定数を増やす、そして70名の定数外があるという、議案としてはそれですとはなっているのですが、この70人の考え方を、防災課で何か着眼するところがあるのかなのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

係でいうと、防災課の中には、計画係、啓発・支援係、地域連携係、防災安全担当、国民保護担当と、それぞれ係があるのですけれども、限られた人数で対応していくという挑む思いはありがたいと思うのですが、それで大丈夫でしょうか。そこをお聞かせください。

○黒田人事課長 職員の定数条例の職員数につきましては、職員数の上限ということで条例で規定されているものでございまして、その中で70人を上限として定数外ということになりますので、そういった中で職員を採用して、人員配置につきましては、そのときどきの状況に応じて職員の定数を各課で増やしたりとか、当然、災害が発生した場合につきましては、先ほど委員からご指摘がありました本部体制で全庁で対応するということでは、人事ではいわゆるサービスの関係のところの管理をするというところで、条例に定められました上限のところまで職員は採用することが可能ではございますが、採用する方法等々もいろいろございまして、そういった中でいろいろ体制を組んでやってまいりたいというふうに考えてございます。

○柏原企画調整課長 防災課の組織の部分に鑑みまして発言させていただきたいのですが、組織の体制については、今、編成を変えるということで考えております。具体的には、今回の台風対策であったり、もろもろの部分で、課題になった部分、例えば避難所運営の体制であったり、それから情報伝達の部分、こういったところも課題と認識しておりますので、防災課の中の組織そのものを係編成を変えるということで対応してございまして、そういった中で人員の部分であったり、トータルで考えながら防災の対策強化ということで考えているところでございます。

○本多委員 次の質問にいきます。防災課だけではないのですけれども、あえてここの防災課のところで質問をさせていただきます。

今年の元日、21時37分に停電が発生しました。場所は、大崎、戸越、西品川、豊町で、停電件数が一般で3,500件、高圧で10件、約5時間後、1月2日の午前2時32分には停電が解消されたということで、原因については、東京電力の設備の故障ということで、この年末年始の東京電力の待機班が対応して、それは解消されたということなのですが、これで人身災害はありませんでした。消防の出動はありました。警察の出動はありましたということで、品川区の対応がどうだったのか教えていただきたいと思います。

○立川総務課長 東京電力から区に連絡がありまして、区役所のほうに停電に関するお問い合わせをする区民の方向けに、東京電力の専用電話番号についてお知らせいただきまして、夜間の宿直等が対応したというところでございます。

○本多委員 わかりました。その宿直の方ができることをやっていただいたと思って、今の答弁で理解いたします。

今後の教訓として、そういう報告とか連絡がうまくいくことを願って聞くのですけれども、何か起こってしまうのはしょうがないと思うのです。そのときに区民の皆様の不安は、おおむね復旧の見込みとして何時間かかるのだろうかとか、何日かかるのだろうかとか、品川区からの連絡がなかったという声をたくさん聞きました。もちろんそういった有事のときに、当直の方が把握をされて、どう対応するのかというところなんです。365日24時間体制がどうなのかという、当然これ、当日の宿直の方だけになってしまうので、その辺にはもちろん限りがあるかと思うのですが、今回の場合は3,500世帯ぐ

らいなのですけれども、核になる方として誰に言えばいいのかというのはまたいろいろあるかと思いますが、少なくとも数人にでも連絡するだけでも、かなりその辺は、意思疎通を図れないものかと、その辺だけ、もう一度お願いします。

○立川総務課長 東電や東ガス等が区民の皆様に対して自社のホームページで即座に情報等は流しているところでございますけれども、当然、区としまして、東電や東ガス等と協議いたしまして、地元の町会長等に連絡する手段等について、今後こういった形でできるか等については協議していきたいというふうに考えているところでございます。

○本多委員 本当にご尽力いただいているのはわかります。そこで、ホームページと今初めて知ったのですけれども、災害アプリだったり、防災行政無線だったり、FMラジオ、電話、メール、全てのツールで可能な範囲で不安払拭に向けてのお知らせ、本当に防災行政無線とかを、こういうときに稼働されないのかという声をたくさん聞きましたので、その課題についてだけ、最後にお聞かせいただいて終わりたいと思います。お願いします。

○中島防災課長 防災行政無線につきましては、当然、緊急時ということであります。今、総務課長から話がありました地域への情報伝達、それらも含めまして、防災行政無線だけを先行するというのは難しいことだと思いますが、地域にしっかり情報伝達をするという中で、さまざま考えてまいりたいと思います。

○鈴木（真）委員長 以上で、第1号議案から第4号議案までの令和元年度品川区各会計補正予算4件の質疑が全て終了いたしました。

これより採決に入ります。

第1号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算、第2号議案、令和元年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和元年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算、および第4号議案、令和元年度品川区介護保険特別会計補正予算の4件を一括して採決いたします。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件につきまして、賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木（真）委員長 起立多数と認めます。ご着席願います。

よって、第1号議案、令和元年度品川区一般会計補正予算、第2号議案、令和元年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和元年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算、および第4号議案、令和元年度品川区介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上をもちまして、本日の予定の審査は、全て終了いたしました。

次の会議は、明日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後6時06分閉会

委 員 長 鈴 木 真 澄